

常磐短期大学研究紀要

第 39 号 (2010年度)

目 次

原著論文

- 服装の配色における感情効果の基礎的研究…………… 宮田久美子… 1
- 幼児の自己制御機能と親の養育スキルとの関連：
性差および学年差の検討…………… 大内 晶子…11
- 幼稚園教育要領をベースとした幼児の育ちを捉えるフレームの提案
…………… 鈴木 康弘・木村 由希・江波 諄子…21
- ホッケーにおけるビデオアンパイア制度の歩みとその課題…………… 紙透 雅子…29
- 日米の情報戦—「海軍乙事件」その他（1）…………… 三宅 光一…45
- 柿本人麻呂・安騎野遊獵歌と『禮記』的世界
一日・月の表現をめぐって—…………… 瀧口 泰行…76
- ### 研究ノート
- 幼稚園教諭・保育士養成校における楽典指導に関する考察…………… 鈴木 範之…87
- 現代における美術教育と概念画について…………… 稲葉 朗…97
- 業績一覧…………… 113

常磐短期大学

平成23 (2011)年 4月

常磐短期大学研究紀要寄稿規程

制定 昭和51.11.24 教授会

改正 昭和60.3.19, 平成2.4.18

平成10.7.14

(目的)

第1条 専門委員会の設置および運営に関する規程第4章に基づいて発刊する研究紀要の寄稿については、この規程の定めるところによる。

(寄稿資格者)

第2条 本紀要の寄稿資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 本学の専任職員であって、教員資格審査規程第2条に定める教員
2. 学内講師および本務校のない非常勤講師であって、委員会が寄稿資格を認めた者
3. 本学の事務員であって、1～2号との共同研究者
4. その他、学問的価値などを考慮して、特に委員会が認めた論文の寄稿者 (昭和60.3.19 改正)

(未発表の原則)

第3条 寄稿論文は未発表のものに限る。

(論文の種類)

第4条 寄稿論文は原著論文のほか、研究ノート、報告、翻訳、書評、文献紹介などとする。(昭和60.3.19, 平成10.7.14 改正)

(基準原稿枚数)

第5条 論文1篇の長さは、図・表・写真などを含め、400字詰用紙40枚を基準とする。(昭和60.3.19 改正)

(1人1篇の原則)

第6条 寄稿論文は1人1篇とする。但し、共同研究の場合、もしくは2つ以上の原稿論文の合計が40枚を越えない場合には、複数の論文を認めることがある。

(原稿の訂正等)

第7条 委員会は、寄稿論文に対して必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは、掲載見送りを要求することがある。(著者校正)

第8条 校正は著者校正とし、校正段階での原稿の変更は原則として認めない。

(抜刷)

第9条 抜刷は1篇につき40部を無料とし、それ以上については希望者の実費負担とする。(平成10.7.14 改正)

(論文概要)

第10条 原著論文には、論文概要(例. 英文で200語程度)をつける。(平成10.7.14 追加)

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 昭和60年3月19日の改正により、第2条を削除し、第3条および第4条をまとめて第2条とし、以下2ヶ条ずつ繰り上げる。
3. この規程の改正条項は、昭和60年4月1日より施行する。
4. 校名変更に伴い、平成2年4月1日より規定名称を改める。
5. この規定の改正条項は、改正の日より施行する。

常磐短期大学研究紀要 第39号(2010年度)

平成23(2011)年4月8日発行

発行者 常磐短期大学

〒310-8585 水戸市見和1丁目430番地の1

電話 029-232-2511(代)

印刷所 株式会社 あけぼの印刷社

〒310-0804 水戸市白梅1-2-11

編集委員会

委員長 三宅 光一

委員 鈴木 範之 瀧口 泰行

宮田久美子 李 精

(アルファベット順)

服装の配色における感情効果の基礎的研究

宮田 久美子*

A Study on the Affective Effects of Color Combinations in Clothing

MIYATA Kumiko

Abstract

The effects of two-color combinations including flesh colors were studied from the point of view of color affections. Twelve adjectives (noisy, quiet, sporty, elegant, tense, loose, gorgeous, simple, like, dislike, harmonious, and disharmonious) were presented. A total of 88 color-combinations between flesh and chromatic or achromatic were rated by 42 female college students using the Osgood-type Semantic Differential. In the various color combinations, dark yellow red and flesh colors combinations within the same hues were chosen as the most harmonious and most quiet.

Key Words: Color Affection, Color Combination Effects, Semantic Differential Method, Flesh Color.

1. はじめに

服装における配色を念頭におきつつ色彩の感情効果の基礎的研究をするのが本課題であり、配色の一色を肌色としそれと他色を組合せた多種類の配色を作成し、その感情効果を探る。

肌色それ自体に関する先行研究は幾つかあるが^{1)~5)}、肌色(顔の頬色)と組合せる上衣との配色を想定して色彩の感情効果を研究した先行研究は殆ど見られず、実際の服装を考える本視点には意義があろう。肌色に該当する色票を選出し、それと他色を組合せる多くの2色配色を色票で作成し、SD法により色彩感情を調査し、その結果より色彩感情の傾向を追究する。

色彩感情とは、色彩がもたらす印象、イメージ、感情のことで色彩の基本的な性質である。SD法は、抽象的な言葉や社会的事物の印象やイメージの測定のために開発されたが、日本では、色彩、配色、形、デザイン、映像、建築、音楽、香り、味、触感などの感覚刺激が与える印象の測定に広く使用される^{6) 7)}。本研究では、有彩色、無彩色における単色・配色の感情効果に関するこれまでの研究^{8)~10)}で用いたSD尺度により、それらと同様に研究を行い、以下の事項について追究する。

1. 肌色の違いにより、配色の色彩感情に差がみられるか。

2011年1月11日受付

*MIYATA Kumiko キャリア教養学科・教授(色彩心理学)

2. 各種色彩感情を表す上位配色の組合せ、色相、トーンの特徴を明示する。
3. 関連する先行研究と比較検討する。

2. 方法

2-1 提示刺激

色カードの内、肌色は、P (ピンク系)、N (ナチュラル系)、O (オークル系)、B (ブロンズ系) の4種類 (「肌色カラー・カード15色」¹⁾より) を使用する。

予備調査として、肌色カード15枚を学生(12名)の頬に近付け視感照合の結果、“N-Ⅱ”カードが5名(4割強)となり最多であった。文献⁴⁾には、首都圏在住18～70歳女性909名の頬肌色の平均値は5.6YR6.5/3.8とある。肌色カード15色中からこれに最も近いものを探すと“N-Ⅱ”、“O-Ⅱ”となる。更に色白、色黒肌色として“P-Ⅱ”、“B-Ⅱ”を加えて4種としたが、以上の4色は全て各系の間色(Ⅱ)であるためⅡを略し、本論文では肌色をP、N、O、Bと表す。

肌色と組合せる色は、赤(R)、橙(YR)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の各Vivid(V)、Pale(P)、Dark(Dk)トーンと、白(Wt)、明るい灰色(ltGy)、灰色(Gy)、黒(Bk)の計22色(「トレーニングカラー120」²⁾より)、全配色数は88(4×22)配色とする。本文では、色相とトーン略記号は上記の()内を用い、色相とトーンの略文字を区別するため、トーン略記の方をすべてイタリック体で表す。

配色を構成する全単色カード26色について、各三属性(色相、明度、彩度、略記号:HV/C)を測色器NR-3000(日本電色株式会社製)で測色し、その結果を「表1. 使用色票の表示と測色値」に示す。

表1. 使用色票の表示と測色値

	色票	H	V	C
肌色	P-Ⅱ	9.8R	7.2	4.1
	N-Ⅱ	2.6YR	7.2	4.0
	O-Ⅱ	5.8YR	7.2	3.9
	B-Ⅱ	3.3YR	5.6	5.1
単色 (hue-tone)	R-V	3.8R	4.4	14.2
	YR-V	7.2YR	7.2	14.4
	Y-V	4.9Y	8.5	14.3
	G-V	4.5G	5.9	11.9
	B-V	7.2B	4.5	9.3
	P-V	4.3P	3.9	11.4
	R-P	2.3R	8.2	5.4
	YR-P	5.6YR	8.6	3.4
	Y-P	7.3Y	9.1	4.4
	G-P	7.8G	8.6	4.2
	B-P	7.4B	8.1	4.4
	P-P	5.3P	8.4	4.0
	R-Dk	5.1R	3.2	5.0
	YR-Dk	3.9YR	3.5	4.4
	Y-Dk	5.6Y	3.9	4.3
	G-Dk	3.6G	3.7	4.6
	B-Dk	9.1B	3.4	6.0
	P-Dk	3.8P	3.1	6.8
	Wt	8.8PB	9.4	1.1
	ltGy	5.2PB	6.8	1.2
	Gy	6.0PB	4.1	0.9
	Bk	3.1R	2.3	0.3

色カードの大きさは、肌色：6×6cm、組合せる色：6×8.5cmとした。組合せる色の縦横比は、1：1、1： $\sqrt{2}$ （白銀比）、1： $\sqrt{3}$ （黄金比）の中から肌色（顔色）と上衣という設定で（学生数名からも意見を聞き）検討の結果、1： $\sqrt{2}$ （白銀比）＝1：1.414が適当と判断し採用した。肌色を上、他色を下に上下に配置した縦14.5cm、横6cmの配色カードを、A4判縦長の灰色台紙（N6.5）の中央位置に貼付し試料とする。配色に使用した単色も配色構成時と同寸とし、配色と同様の灰色台紙中央位置に貼付する。

2-2 形容詞

色彩感情を表す形容詞として用いたSD尺度は、先行研究^{13) 14)}の因子分析結果から選出した。「派手な」（活動性因子：A）、「好きな」・「調和」（価値因子：E）、「緊張した」（鋭さ因子：S）の4尺度を選び、更にファッション関係でよく使われる「ゴージャス」（活動性因子：A）と、A、E、Sのいずれにも属さないが配色効果上重要と思われる独立した「スポーティ」尺度¹⁴⁾を加えて、6尺度とする。配色調査では、「派手な」－「地味な」、「スポーティ」－「エレガント」、「緊張した」－「ゆるんだ」、「ゴージャス」－「シンプル」、「好きな」－「嫌いな」、「調和」－「不調和」の6尺度12形容詞を用い、単色調査では、「調和」－「不調和」を除いた5尺度10形容詞を用いる。調査は各尺度につき7段階評価とする。

2-3 調査条件および評価者

北空昼光の普通教室内机上に、単色カード、配色カードを別々にランダム順に定位置に置き、評価者がSD記入用紙を持参して室内を移動し、単色カード（26種）を先に、配色カード（88種）をその後で評定する。机上の照度は約370～1500lx、提示刺激と眼との距離は約30cm、真上から見て評定させる。評価者は、短大女子学生（年齢19～20歳）42名であり、評価者には、あえて肌色と服装色を想定した配色であると説明せず調査を実施する。調査は集団で実施し、所要時間は約40分。

2-4 処理方法

単色、配色について、各SD尺度を7段階評定したものの平均値を求め、肌色4種別、尺度別に比較検討する。尺度間相関係数を求め、尺度毎に評価の高い配色の傾向をまとめ、肌色、組合せ色に関して分散分析の処理等を行う。

3. 結果および考察

配色において「派手な」、「スポーティ」、「緊張した」、「ゴージャス」、「好きな」、「調和」の6尺度毎に、2尺度間におけるPearsonの相関係数を求めた結果を「表2. 尺度間の相関係数、平均値、標準偏差」に示す。

表2. 尺度間の相関係数、平均値、標準偏差

	派手な	スポーティ	緊張した	ゴージャス	好きな	調和	M	SD
派手な	-	.611**	.388**	.748**	.409**	-.075	3.54	0.77
スポーティ		-	.643**	.695**	-.119	-.346**	3.97	0.38
緊張した			-	.816**	-.344**	-.492**	4.00	0.60
ゴージャス				-	-.007	-.313**	3.66	0.44
好きな					-	.664**	3.31	0.44
調和						-	3.75	0.50

** $p < .01$

表2より、「ゴージャス」と「緊張した」・「派手な」・「スポーティ」間、「調和」と「好きな」間、「スポーティ」と「派手な」・「緊張した」間には相関係数が1%水準で正の相関(0.643～0.816)がみられ、一方「調和」と「緊張した」・「スポーティ」間、「好きな」と「緊張した」間には負の相関(-0.492～-0.313)があり、各相関係数は1%水準で有意であった。

異色相間配色の実験結果⁹⁾と比較すると、「調和」と「好きな」間(0.83、以下カッコ内は異色相配色結果)、「ゴージャス」と「緊張した」間(0.69)、「派手な」と「スポーティ」・「好きな」間(各々0.71、0.59)には正の相関がある点と、「緊張した」と「好きな」・「調和」間(各々-0.48、-0.36)、「調和」と「ゴージャス」間(-0.36)に負の相関がある点は本研究もほぼ同様であった。一方異色相配色では、「ゴージャス」と「好きな」間(-0.37)、「緊張した」と「派手な」間(-0.26)に弱い負の相関がある点が異なる。

注目したい尺度は「調和」であり、正の相関は「好きな」だけにみられた。また「調和」と「好きな」の相関係数を先行研究の同一色相、異色相、無彩色と有彩色の配色結果と比較すると、先行研究ではかなり強い相関(各々0.88、0.83、0.94)がみられたが、肌色と他色に限定した本研究の相関係数は異色相配色の場合よりも低く、最低の値を示した。

尺度別平均値をみると、「好きな」(3.31)は中央点(4.00)よりやや嫌いな方に偏り「調和」(3.75)よりも低い値であり、やや嫌いな配色が多かったといえる。

次に、単色・配色を形容詞毎に評価の高い順に並べ、各形容詞上位3位までの単色・配色と評定平均値を「表3」に示し、各内容を検討する。

表3. 単色・配色の形容詞別上位3位までの結果(色と評価平均値)

	順位	派手な	平均値	地味な	平均値	スポーティ	平均値	エレガント	平均値	緊張した	平均値	ゆるんだ	平均値
単色	1位	Y-V	6.19	Y-Dk	1.69	Y-V	5.60	P-P	2.90	R-V	5.40	P-P	2.55
	2位	YR-V	5.88	Gy	1.93	B-V	5.10	P-V	3.38	P-Dk	5.17	Y-P	2.83
	3位	R-V	5.81	ltGy	2.02	YR-V	4.86	R-P	3.43	Y-V	5.14	G-P	2.86
配色	1位	O/R-V	5.19	B/YR-Dk	2.07	P/B-V	4.90	N/P-P	3.29	O/R-V	5.05	N/R-P	2.74
	2位	P/Y-V	4.98	B/Bk	2.33	P/G-V	4.74	B/R-P	3.36	P/P-Dk	4.90	O/P-P	2.86
	3位	B/Y-V	4.98	N/ltGy	2.38	O/R-V	4.74	N/R-P	3.38	B/R-V	4.90	P/R-P	2.88

	単位	ゴージャス	平均値	シンプル	平均値	好きな	平均値	嫌いな	平均値				
単色	1位	Y-V	4.86	Wt	2.05	Wt	5.43	Y-Dk	2.62				
	2位	YR-V	4.81	ltGy	2.67	B-P	5.05	N(肌色)	3.38				
	3位	R-V	4.69	Gy	2.83	Y-P	5.02	B(肌色)	3.43				
配色	1位	O/R-V	4.74	O/P-P	2.86	O/Y-P	4.26	O/Y-Dk	2.55	B/YR-Dk	5.12	B/G-V	2.76
	2位	B/R-V	4.62	P/YR-P	2.90	P/P-V	4.19	N/Gy	2.55	O/YR-P	4.81	P/G-Dk	2.98
	3位	P/R-V	4.50	N/Wt	3.00	N/P-P	4.19	B/B-V	2.57	P/YR-P	4.67	N/Gy	3.02
		N/P-Dk	4.50			O/R-P	4.19			O/R-P	4.67		

派手な： 単色；Y-V、R-Vを含む、配色；O/R-V、P/Y-V、B/Y-Vが入る。

地味な： 単色；YR-Dk、ltGyを含む、配色；B/YR-Dk、N/ltGyが入る。

スポーティ： 単色；B-Vを含む、配色；P/B-Vが入る。

エレガント： 単色；P-P、R-Pを含む、配色；N/P-P、B/R-P、N/R-Pが入る。

緊張した： 単色；R-V、P-Dkを含む、配色；O/R-V、B/R-V、P/P-Dkが入る。

ゆるんだ： 単色；P-Pを含む、配色；O/P-Pが入る。

ゴージャス： 単色；R-Vを含む、配色；O/R-V、B/R-V、P/R-Vが入る。

シンプル： 単色；Wt、P-Pを含む、配色；N/Wt、O/P-Pが入る。

好きな： 単色；Y-Pを含む、配色；O/Y-Pが入る。

嫌いな： 単色；Y-Dk、N、Bを含む、配色；O/Y-Dk、N/Gy、B/B-Vが入る。

以上の様に、上位3位までの単色が上位3位までの配色を構成しており、上位3色に限っても単色の色彩感情が配色に影響する傾向といえる。

上位配色中、「O/R-V」は、派手な、緊張した、ゴージャスの3形容詞において、「B/YR-Dk」は、調和、地味なの2形容詞において1位の配色となり、1位配色に限ってもある配色が複数の色彩感情を持つという、先行研究^{8)~10)}結果を再確認した。

調和、不調和では、単色は求められないため、配色を構成する2単色の各色相、明度、彩度の差を取り検討する。

調和： 上位3位（4配色）の平均値は、色相差 $\Delta H=5.0$ 、明度差 $\Delta V=1.5$ 、彩度差 $\Delta C=0.25$ となり、全配色平均値（色相差 $\Delta H=17.9$ 、明度差 $\Delta V=2.3$ 、彩度差 $\Delta C=-0.63$ 、ここで ΔC は明度差が常に正值となるように配した構成単色の彩度差である）と比較すると、色相差が小さい同一色相配色が調和の上位配色となった。

不調和： 上位3位（3配色）の平均値は、色相差 $\Delta H=32.5$ （1配色は無彩色との配色であるため2配色の色相差平均値）、明度差 $\Delta V=2.3$ 、彩度差 $\Delta C=3.13$ となり、全配色平均値、調和と比較すると、色相差が大な中差色相配色が不調和となった。調和・不調和は色相差に係わるといえる。

各尺度の分散分析の結果、「肌色」の主効果は「緊張した」尺度のみ有意差があり、他5尺度では有意差がみられなかった。「緊張した」尺度の、肌色の主効果の多重比較（HSD検定）では、BとOの肌色間で有意な差がみられた（ $B>O^{**}$ ）。

次に、4肌色×22組合せ色で対応のある（被験者内）2要因分散分析の結果を示す。配色における、肌色と組合せた色（他色）について、各尺度の分散分析の結果、「他色」の主効果は全て有意となった（ $p<0.01$ ）。尺度別に特徴を示すと、

「派手な」： Vトーンの6色で高い値となった。

「スポーティ」： VトーンのR、YR、Y、G、Bの5色で高い値となった。

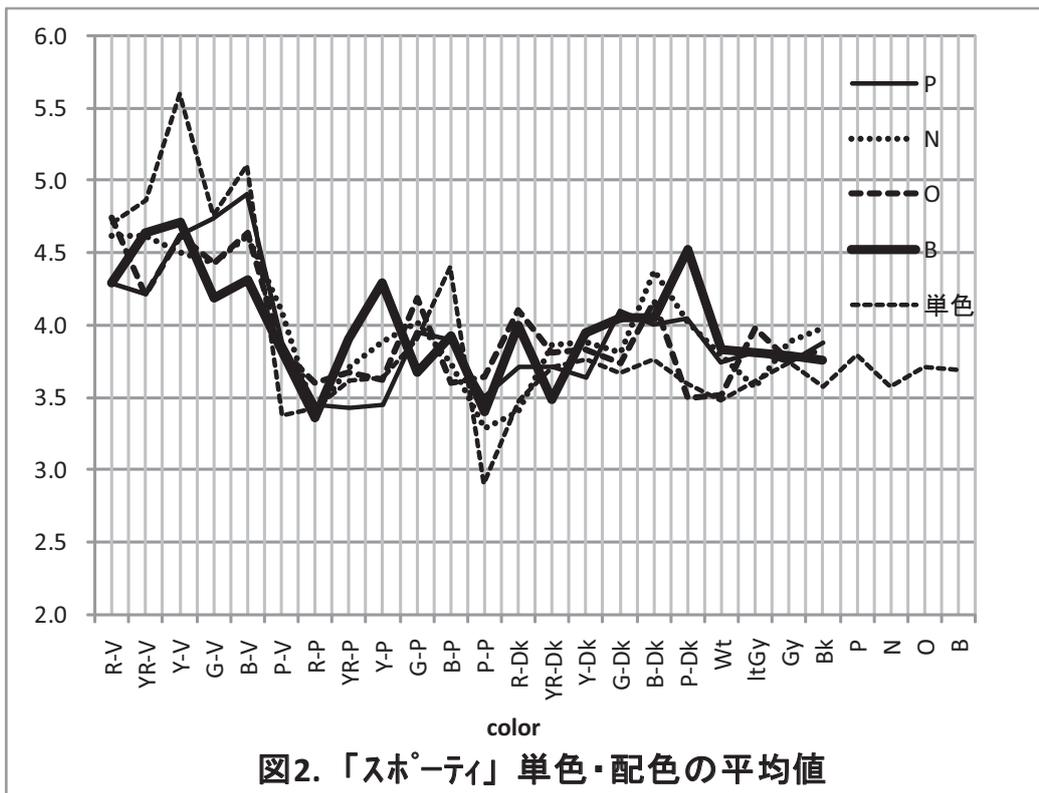
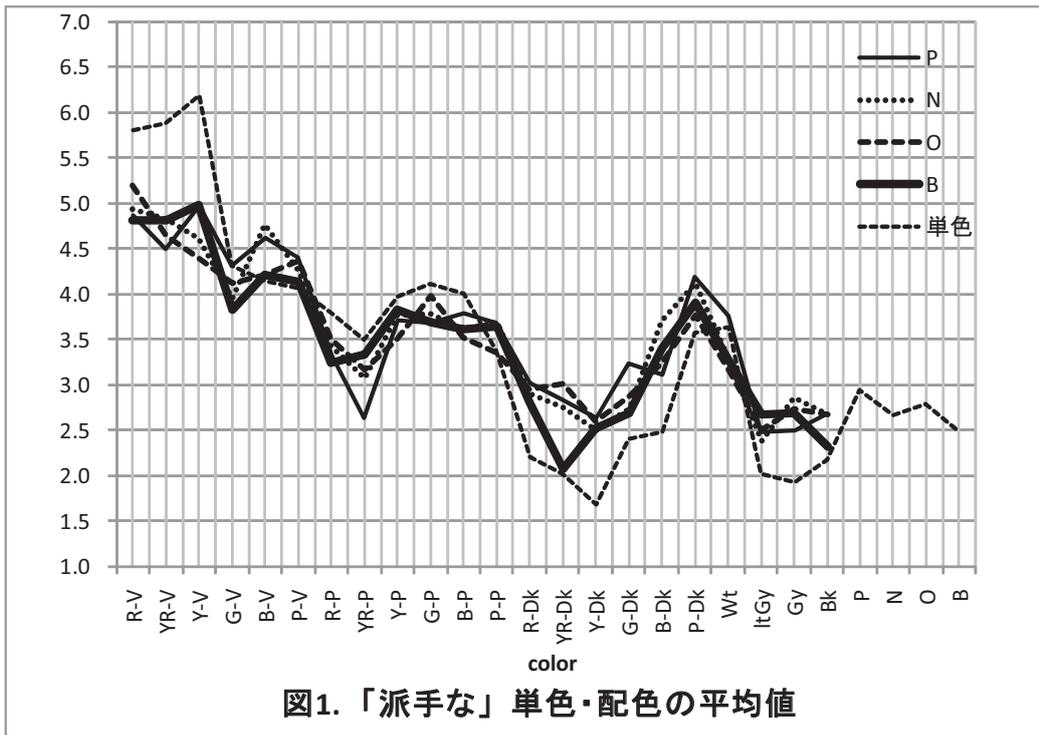
「緊張した」： 肌色と類似色相のR-V、中差色相のP-Dk、P-Vが高い値となった。

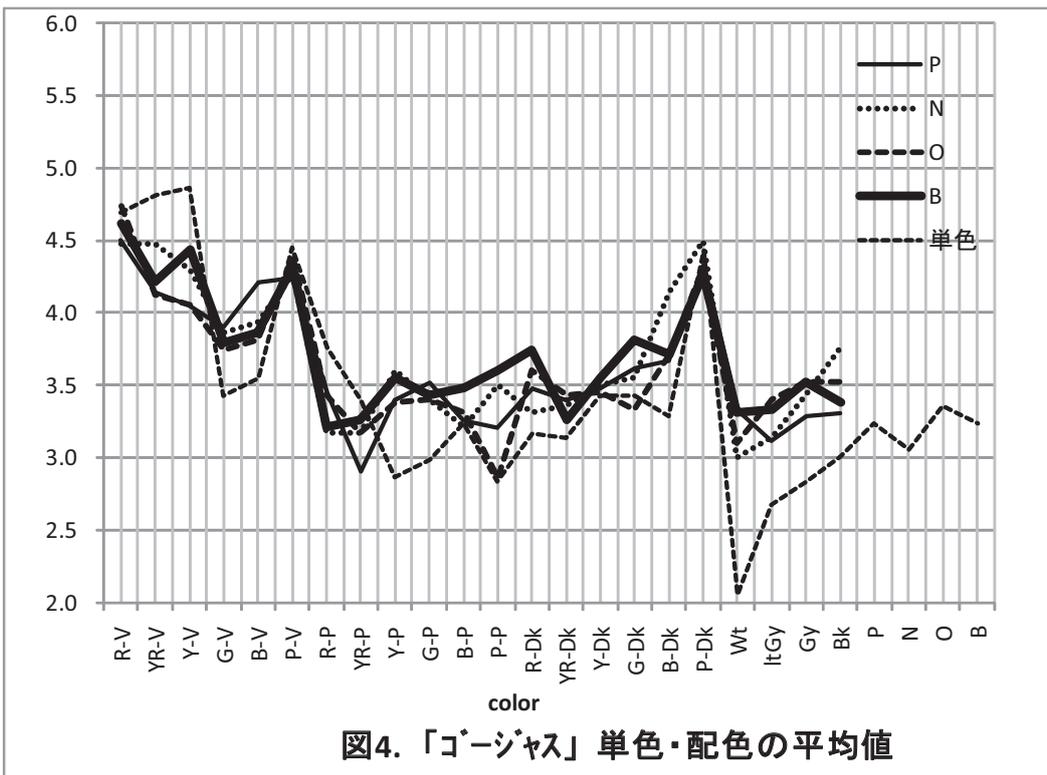
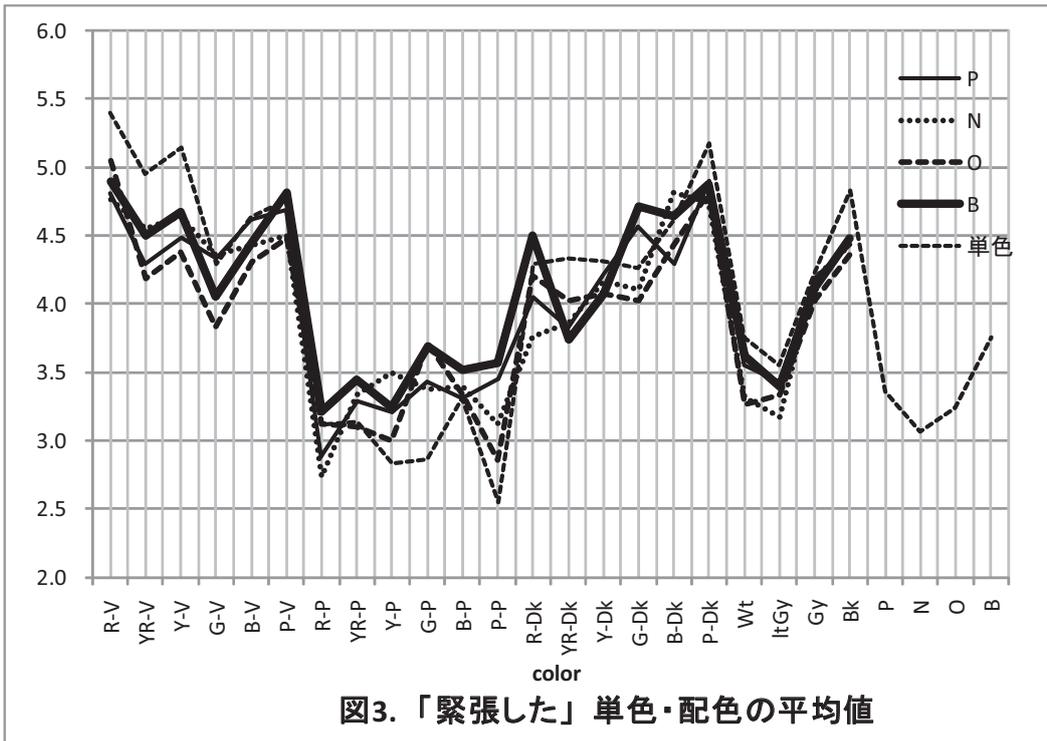
「ゴージャス」： 「緊張した」と近似だが、全体的に「緊張した」より低い値となった。

「好きな」： 平均値全てが評定7段階の中央点4以下で、Y-Dkが最も低い値となった。

「調和」： 肌色と同一色相（YR）の全3トーンと、R、YのPトーンで高い値となった。

6尺度別に、組合せ色を横軸、平均値を縦軸にとり、P、N、O、Bの各肌色の結果を図1～図6に示す。図1～図5中には単色の結果も示す。





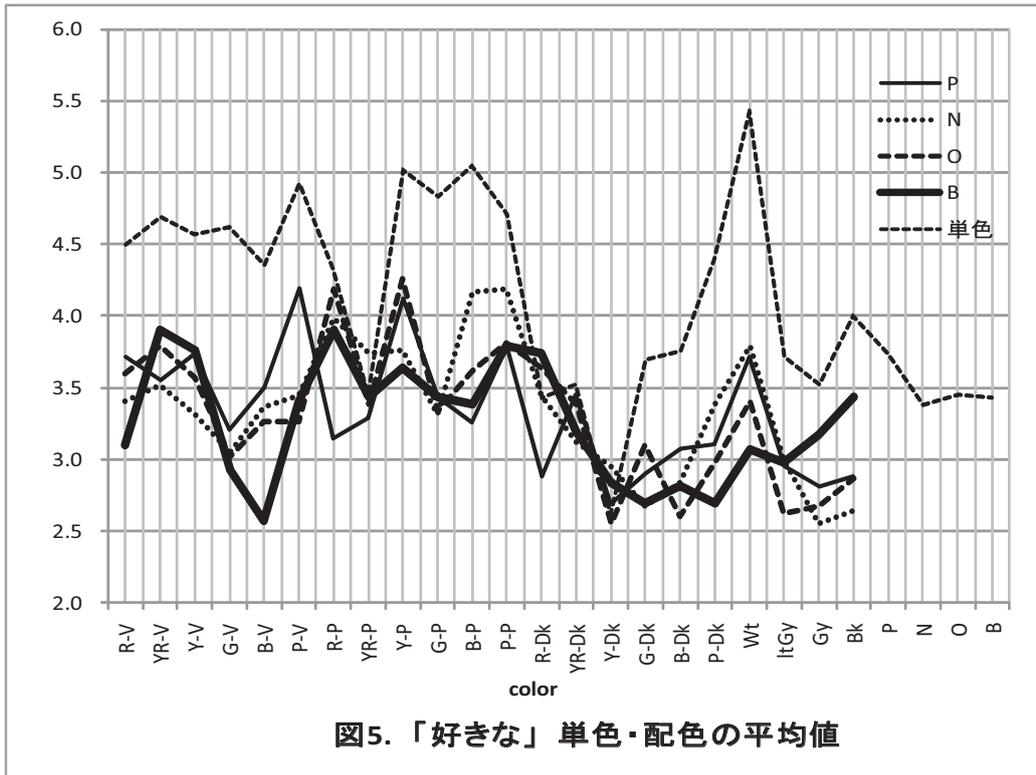


図5. 「好きな」単色・配色の平均値

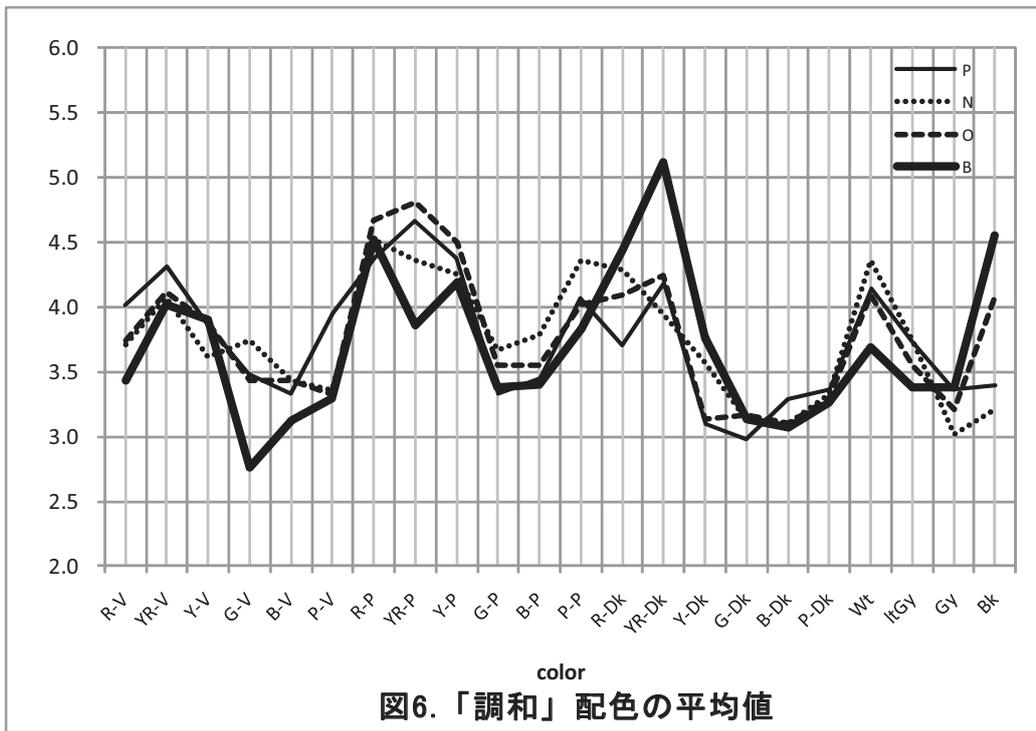


図6. 「調和」配色の平均値

22 組合せ色中、4 肌色間で有意差がでた配色を尺度毎に以下に示す。

「派手な」：YR は肌色と同一色相である。B/YR-*Dk* は、O/YR-*Dk*、P/YR-*Dk*、N/YR-*Dk* より明度差が小さく（各 $\Delta V = 3.7$ に対し、2.1）、最も地味な配色であった。また B（肌色）は、4 肌色中最も明度が低い（各 $V = 7.2$ に対し、5.6）。

「スポーティ」：B/Y-*P* は、P/Y-*P* より明度差が大きな配色（ $\Delta V = 1.9$ に対し、3.5）。O/R-*Dk* は、N/R-*Dk* より比較的色彩差が大きな配色（ $\Delta H = 7.1$ に対し、10.7）。B/P-*Dk* は、O/P-*Dk* より比較的色彩差が高い配色（C 値は P-*Dk* : 6.8 に対し、O : 3.9、B : 5.1）。

「緊張した」：B/R-*Dk*、B/G-*Dk* は、「肌色－他色」が $\Delta V +$ 、 $\Delta C +$ であり、N/R-*Dk*、O/G-*Dk* は、「肌色－他色」が $\Delta V +$ 、 $\Delta C -$ である。第一象限（ $\Delta V +$ 、 $\Delta C +$ ）に入る配色が緊張するという先行研究¹⁰⁾と同様の結果となった。B/P-*P* は、O/P-*P* より明度差が大（ $\Delta V = 1.2$ に対し、2.8）の配色。

「ゴージャス」：4 肌色間で有意差がでた配色は無かった。

「好きな」：P-*V* は肌色と色相差が中程度であるが、比較的色彩差が小さい P/P-*V* は、O/P-*V*、B/P-*V* より好まれた（それぞれ $\Delta H = 31.5$ 、29.0、に対し 25.5）。B-*V* は肌色と対照色相であるが、B/B-*V* は、P/B-*V*、N/B-*V* より明度差が小さい配色であるが（各 $\Delta V = 2.7$ に対し、1.1）、より嫌われた。P/R-*P* は、N/R-*P*、O/R-*P*、B/R-*P* よりも色相差が小さい配色（各々 $\Delta H = 10.3$ 、13.5、11.0 に対し、7.5）であるが、より嫌われた。P/R-*Dk* は、O/R-*Dk*、B/R-*Dk* よりも色相差が小さい配色（各々 $\Delta H = 10.7$ 、8.2 に対し、4.7）であるが、より嫌われた。色相差が極小さい配色は嫌われた。

「調和」：B/G-*V* は「肌色－他色」が $\Delta V +$ 、 $\Delta C +$ であり、N/G-*V* は $\Delta V +$ 、 $\Delta C -$ であるが、B/G-*V* は最も不調和な配色となった。O/YR-*P* は、B/YR-*P* よりも ΔH 、 ΔV 、 ΔC がいずれも小であるが調和した。B/YR-*Dk* は同一色相配色であり、P/YR-*Dk*、N/YR-*Dk* より明度差も比較的小であるが（各 $\Delta V = 3.7$ に対し、2.1）、より調和し、かつ調和の最高値であった。B/Bk は、P/Bk、N/Bk より明度差小であるが（各 $\Delta V = 4.9$ に対し、3.3）より調和した。

4. まとめ

肌色を想定して4種の色を選び、それと他色を組合せて多種類の配色を作成し、12種の色彩感情（派手な、地味な、スポーティ、エレガント、緊張した、ゆるんだ、ゴージャス、シンプル、好きな、嫌いな、調和、不調和）をSD法により調査し、色彩感情と配色との関係を検討し更に先行研究と比較した結果、次の知見を得た。

「調和」は、「好きな」とのみ正の相関があり、先行研究^{8)~10)}より両者の相関係数は低い値となった。

配色の肌色と組合せた色（他色）について尺度毎に分散分析を行った結果、他色の主効果はすべて有意となった。肌色の主効果は、「緊張した」尺度のみ有意差があり、他5尺度では有意差がみられなかった。「緊張した」尺度の主効果の多重比較では、BとOの肌色間のみ有意な差がみられた（ $B > O^{**}$ ）。22 組合せ色中、4 肌色間で有意差がでた配色の特徴をみると、「緊張した」尺度の B/R-*Dk* $>$ N/R-*Dk*、B/G-*Dk* $>$ O/G-*Dk* は、「肌色－他色」の（明度差+、彩度差+） $>$ （明度差+、彩度差-）であり、第一象限（明度差+、彩度差+）に入る配色が緊張するという先行研究¹⁰⁾と同様の結果となった。

B/YR-*Dk* は同一色相配色であり、P/YR-*Dk*、N/YR-*Dk* より明度差が比較的小であるが、最も調和し、かつ最も地味な配色であった。O/R-*V* は、派手な、緊張した、ゴージャスの3形容詞において最上位の配色となった。以上の様に多種類の色彩感情間の関連を明示できた。異色相配色を系統的

に研究した結果⁹⁾と、本研究の配色の一色を肌色に限定した場合で結果が異なるのは、採用した肌色の色彩感情（特に好きな）の評価があまり高くないため、感情効果に差がでたといえる。

今後の課題として、調査方法、提示刺激(特に肌色)、評価対象者の検討が挙げられる。

この研究の要旨は、繊維製品消費科学会 2009 年年次大会¹⁵⁾において発表した。

本研究は、本学の 2008,9 年度課題研究助成の研究成果を纏めたものである。

本研究をまとめるにあたりご指導頂いた大山正先生に深謝致します。

引用・参考文献

- 1) 川上元郎；色彩研究, 1, 48-53 (1955)
- 2) 日本色彩学会編；新編色彩科学ハンドブック（第2版）東京大学出版会, 1302-1305 (1998)
- 3) 東京商工会議所編；カラーコーディネーションの実際第2版カラーコーディネーター検定試験1級公式テキスト第1分野ファッション色彩, 中央経済社, 28-34 (2008)
- 4) 吉川拓伸；日本色彩学会誌, 29, 31-34 (2005)
- 5) 吉川拓伸；日本色彩学会誌, 29, 125-129 (2005)
- 6) 日本色彩学会編 新編色彩科学ハンドブック（第2版）, 東京大学出版会, 341-346 (1998)
- 7) 大山正；SD法 日本色彩学会編 色彩用語事典, 東京大学出版会 71-72 (2003)
- 8) 伊藤久美子；日本色彩学会誌, 28, 3-15 (2004)
- 9) 伊藤久美子・大山正；日本色彩学会誌, 29, 291-302 (2005)
- 10) 伊藤久美子；デザイン学研究, 57, 5, (2011) 印刷中
- 11) 肌色カラー・カード15色 日本色研事業株式会社
- 12) トレーニングカラー120 日本色彩株式会社 (1997)
- 13) 神作順子；心理学研究, 34, 1-12 (1963)
- 14) 伊藤久美子；常磐短期大学研究紀要, 32, 32-39 (2003)
- 15) 伊藤久美子；繊維製品消費科学会大会要旨, 129-130 (2009)

幼児の自己制御機能と親の養育スキルとの関連： 性差および学年差の検討

大内 晶子*

The Relation between Young Children's Self-regulation and Parenting Skills
of their Parents: Differences in Gender and Grade.

OH-UCHI Akiko

Abstract

Gender and grade (4-year-olds and 5-year-olds) effects of parenting skill on young children's self-regulation were investigated. Participating parents (n=1022) rated four aspects of their children's self-regulation (self-assertiveness, self-inhibition, attention shift and attention focus). Parents also self-rated their parenting skills. Results indicated that there were different paths from parenting skills to children's self-regulation in 4 groups (2 gender × 2 grade). There was a positive effect of supportive communication on children's self-regulation, whereas emotional scolding, spanking, and physical aggression had a negative effect. In particular, supportive communication was more likely to encourage the development of self-regulation in girls and in 4-year-old-boys, whereas physical punishment was more likely to be detrimental to the development of boys and of 5-year-old-girls.

Key Words: self-regulation, parenting skills, young children

問題と目的

幼稚園や保育園は、子どもにとって初めて経験する社会であると言ってよいだろう。この小さな社会の中で、保育者や仲間と関わりながら適応的に生活をするために、自己制御機能の発達是不可欠であると考えられる。

日本における幼児の自己制御機能 (self-regulation) の研究は、一般に、自己主張的側面と自己抑

2011年1月21日受付

*OH-UCHI Akiko 幼児教育保育学科・助教 (発達心理学Ⅱ)

制的側面の2側面から検討されてきた。柏木¹⁾によれば、自己主張とは、自分の意志、欲求をもち、これを外に向かって表わし実現すること、自己抑制とは、自分の欲求、衝動をそのまま発現してはいけない場面、抑制すべき状況におかれたとき、それを抑制、制止することを指す。この2つの側面がバランスよく備わっていることが、社会性の高さという点で重要であることが、これまでの研究で明らかにされている^{2), 3)}。

一方、大内・長尾・櫻井⁴⁾は、自己制御機能を「場面や状況に応じて、自らの情動、欲求、注意を能動的に調整し、適切に行動できる能力」と定義し、自己主張と自己抑制の2側面に、注意の制御である注意の移行、注意の焦点化という2つの側面を新たに加えた4つの側面から自己制御機能を測定した。注意の移行は、必要に応じて現在注意を向けている対象から別の対象へと適切に注意を切り替える能力である。注意の焦点化は、作業に関連したことに注意を向け続ける能力である。大内ら⁴⁾は、この自己制御機能の4側面と社会的スキル・問題行動との関連を検討した結果、望ましい社会的スキルの獲得には自己制御機能の4つの側面がすべて高い必要があること、内在化した問題行動は、自己主張と注意の制御のいずれも低い場合のみ多く見られること、外在化した問題行動(攻撃)は、単に自己主張が高く自己抑制が低だけでなく、注意の制御も同時に低い子どもに見られることを明らかにした。

以上に示したように、幼児の自己制御機能は、向社会的行動、社会的スキル、問題行動など社会的適応と関連のあることが報告されてきた。自己制御機能は部分的には遺伝による生まれつきのものであるが、経験の影響も受けるとされていることから⁵⁾、子どもたちには、自己制御機能が高まるような経験を与えることが必要であると言える。しかし、自己制御機能を育むための介入研究はまだまだ十分に行われていない。近年、子育て支援の一環として、ペアレント・トレーニングの実践が注目されるようになり、養育スキルに関する研究が行われている⁶⁾。ペアレント・トレーニングとは「親に自分の子どもに適応行動を獲得させたり問題行動を減少させたりすることができるように、行動療法の講義や実習を系統的に行う行動療法の一領域」⁷⁾と定義され、親は子どもの行動を理解し、子どもがよい行動を学習し実行するのを助けるために必要な養育スキルを学ぶ。これまで、親の養育態度が子どもの自己制御機能に影響することは報告されている^{8), 9)}。養育態度よりも、具体的な行動である養育スキルについて、それが自己制御機能に与える影響を明らかにすることができれば、自己制御機能への介入の手がかりを得ることができると考えられる。

そこで本研究では、幼児の自己制御機能を「自己主張」、「自己抑制」、「注意の移行」、「注意の焦点化」という4つの側面から捉え、それぞれに対して親の養育スキルが与える影響を検討することを目的とする。なお、分析に際しては、学年・男女別に行う。これまでの研究から、幼児期において、自己制御機能には発達的変化が見られること、男女で自己制御機能と社会的適応との関連には違いの見られることが明らかにされている¹⁰⁾。よって、自己制御機能と養育スキルの関連においても、学年差および男女差が見られる可能性があると考えられる。

方法

調査対象

茨城県内の13の保育園および8つの幼稚園の幼児1022名(4歳:男児287名、女児259名、5歳:男児246名、女児230名)の保護者(父親26名、母親996名)に回答を求めた。なお、11月調査時の対象児の平均月齢は、4歳児が61.34ヶ月(標準偏差4.41)、5歳児が73.31ヶ月(標準偏差5.18)であった。

調査時期

保護者の養育スキルについては2009年11月、幼児の自己制御機能については2010年2月にそれぞれ実施した。

調査内容

(1) **子どもの自己制御機能** 子どもの自己制御機能についてたずねるため、大内ら⁴⁾が作成した幼児用自己制御機能尺度の改訂版から「自己主張(例:自分から進んで意見や考えを述べる:7項目)」、「自己抑制(例:遊具やおもちゃの順番を守って遊ぶことができる:8項目)」、「注意の移行(例:何かに夢中になっているときでも、名前を呼べばすぐに反応する:6項目)」、「注意の焦点化(例:あるひとつの作業をしている間は他のことには手を出さない:5項目)」について測定する合計26項目を使用した。

過去3ヶ月以内の子どもの行動や様子について、まったくあてはまらない(1点)―まったくその通りあてはまる(7点)までの7段階で回答を求めた。ただし、項目に書いてあるような状況になったことがないために答えられない場合は「×(わからない)」にマルをつけるよう求めた。下位尺度ごとに平均得点を算出する際、「×(わからない)」という回答があったものについては、それを除いた項目から平均得点を求めるものとした。

(2) **保護者の養育スキル** 三鈷⁶⁾の養育スキル尺度から「誘導的しつけ(6項目)」、「感情的叱責(8項目)」、「注目・関与(6項目)」、「スパンキング(4項目)」、「物的報酬(4項目)」、「援助的コミュニケーション(7項目)」、「きげんとり(4項目)」、「不適切行動の無視(3項目)」、「身体的攻撃(3項目)」に関する合計45項目を使用した。子育てにおいて各項目に示されている行動がどのくらいあるかについて、全くそうではない(1点)―いつもそうである(4点)の4段階で回答を求めた。

手続き

(1)、(2)はいずれも幼児の保護者に対して回答を依頼した。質問紙は封筒に入れ、担任保育者から子どもを通して各家庭に配布した。その後、10日以内に担任保育者に提出してもらい回収した。なお、プライバシーの保護を考慮して、封筒は封をした状態で提出するよう依頼した。

結果と考察

養育スキル尺度および自己制御機能尺度の検討

養育スキル尺度および自己制御機能尺度の各下位尺度の平均、標準偏差をTable 1に示す。

各下位尺度の信頼性を検討するため、 α 係数を算出した(Table 1)。その結果、養育スキルの下位尺度は.68―.86と分析に使用できる十分な値を示したが、「きげんとり」は.53と低い値だったため、以降の分析からは除外することとした。また、自己制御機能の各下位尺度も、.75―.88と十分な値であった。

次に、各下位尺度の得点に関して、2(学年)×2(性別)の2要因分散分析を行った。その結果、交互作用は、いずれの下位尺度でも有意ではなかった。学年の主効果が有意だったのは、自己抑制で、5歳児が4歳児よりも得点が高かった($F(1, 1018) = 6.65, p < .05$)。性別の主効果が有意だったのは、養育スキルは、スパンキングと身体的攻撃で、いずれも男児が女児よりも得点が高かった(順に、 $F(1, 1018) = 11.57, p < .01$; $F(1, 1018) = 7.65, p < .01$)。自己制御機能は、自己抑制と注意の移行に性別の主効果が見られ、いずれも男児よりも女児の方が得点が高かった(順に、 $F(1, 1018) = 31.65, p < .001$; $F(1, 1018) = 8.03, p < .01$)。

分散分析の結果より、養育スキルは、年齢による差は見られなかったが、スパンキングと身体的攻撃において、男女差があることが示された。すなわち、男児は女児に比べて、親から身体を叩かれる

ことが多い傾向にあることが明らかになった。自己制御機能のうち、自己抑制と注意の移行は、女兒に比べて男児は低い傾向にあったことから、落ち着きがない、あるいは注意や感情を切り替えられない男児に対して、彼らをコントロールするために、保護者は身体を叩いて厳しい罰を与えることが女兒に比べて多くなるのかもしれない。また、自己制御機能のうち、発達的变化が見られたのは、自己抑制のみであった。この結果は、先行研究¹⁾と一致するものである。ただし、縦断研究では、4歳から5歳にかけての伸びは頭打ちになるという報告もあることから¹⁾、今回の横断調査の結果だけで4歳児から5歳児にかけて自己抑制の発達的变化が見られると言うことはできないであろう。

Table 1 養育スキル尺度および自己制御機能尺度の各下位尺度の平均・標準偏差, 分散分析結果, α 係数

	4 歳児		5 歳児		F 値			α 係数
	男児(n=287)	女児(n=259)	男児(n=246)	女児(n=230)	学年	性別	交互作用	
養育スキル								
誘導的しつけ	3.59 (0.46)	3.61 (0.43)	3.63 (0.43)	3.63 (0.43)	n.s.	n.s.	n.s.	.86
感情的叱責	2.28 (0.50)	2.23 (0.47)	2.22 (0.51)	2.23 (0.48)	n.s.	n.s.	n.s.	.81
注目・関与	3.17 (0.49)	3.12 (0.49)	3.09 (0.48)	3.12 (0.50)	n.s.	n.s.	n.s.	.82
スパニング	2.36 (0.67)	2.22 (0.74)	2.32 (0.78)	2.15 (0.73)	n.s.	11.57**	n.s.	.84
物的報酬	2.48 (0.68)	2.50 (0.65)	2.45 (0.64)	2.50 (0.62)	n.s.	n.s.	n.s.	.85
援助的コミュニケーション	3.34 (0.41)	3.34 (0.41)	3.31 (0.39)	3.35 (0.41)	n.s.	n.s.	n.s.	.77
きげんとり	1.93 (0.46)	1.96 (0.47)	1.86 (0.41)	1.88 (0.45)	6.23*	n.s.	n.s.	.53
不適切行動の無視	2.75 (0.61)	2.76 (0.60)	2.77 (0.61)	2.82 (0.63)	n.s.	n.s.	n.s.	.68
身体的攻撃	1.46 (0.56)	1.38 (0.50)	1.47 (0.60)	1.36 (0.52)	n.s.	7.65**	n.s.	.73
自己制御機能								
自己主張	5.04 (0.99)	5.13 (0.96)	5.02 (1.09)	4.96 (0.86)	n.s.	n.s.	n.s.	.88
自己抑制	4.86 (0.82)	5.21 (0.76)	5.06 (0.86)	5.29 (0.83)	6.65*	31.65***	n.s.	.81
注意の移行	4.21 (0.96)	4.33 (1.03)	4.10 (0.94)	4.33 (0.97)	n.s.	8.03**	n.s.	.78
注意の焦点化	4.60 (0.82)	4.70 (0.85)	4.67 (0.83)	4.62 (0.91)	n.s.	n.s.	n.s.	.75

Note. * $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

養育スキルと自己制御機能との関連

親の養育スキルと幼児の自己制御機能との関連を検討するため、学年（4歳児・5歳児）と性別（男児・女児）で4群に分けて各下位尺度間の相関係数を算出した（Table 2）。その結果、養育スキルは、物的報酬を除くすべての行動が自己制御機能のいずれかの側面と有意な関連が見られた。ただし、学年、性別によって関連する変数が異なるものもあった。

Table 2 養育スキルと自己制御機能との関連（相関係数）

	養育スキル								
	誘導的しつけ	感情的叱責	注目・関与	スパニング	物的報酬	援助的 コミュニケーション	不適切行動の無視	身体的攻撃	
自己制御機能									
男児	自己主張	.229*** / .102-.201**	-.258*** / .224***	.093 / .028	-.075 / -.004	-.035 / .305***	.155 / -.108	-.074 / -.099	-.160
	自己抑制	.186** / .135-.231***	-.309*** / .210***	.119 / -.308***	-.443*** / .016	-.103 / .294***	.248*** / -.152	-.033 / -.268***	-.396***
	注意の移行	.137 / -.050-.271***	-.356*** / .187**	.152 / -.165**	-.311*** / .077	-.154 / .197**	.160 / -.095	-.036 / -.198**	-.305***
	注意の焦点化	.122 / .103-.268***	-.342*** / .179**	.069 / -.276***	-.302*** / -.078	-.153 / .240***	.132 / -.200**	.024 / -.259***	-.307***
女児	自己主張	.103 / .142-.098	-.232*** / .086	.173** / .050	-.083 / .056	.051 / .184**	.290*** / -.030	-.120 / -.053	-.070
	自己抑制	.199** / .074-.263***	-.250*** / .224***	.072 / -.220***	-.168 / -.055	-.086 / .305***	.199** / -.127	-.092 / -.243***	-.173**
	注意の移行	.116 / .055-.158	-.272*** / .167**	.115 / -.102	-.035 / -.009	-.033 / .178**	.113 / -.023	-.010 / -.046	-.095
	注意の焦点化	.195** / .142-.168**	-.268*** / .173**	.147 / -.188**	-.154 / -.053	-.041 / .233***	.189** / -.114	.009 / -.188**	-.268***

Note. ** $p < .01$, *** $p < .001$

斜線の左側は4歳児，右側は5歳児の結果である。

そこで、さらに養育スキルと自己制御機能の関連を検討するために、親の養育スキルの7つの下位尺度（有意な相関の見られなかった物的報酬は除く）を説明変数、子どもの自己制御機能の4つの下位尺度を目的変数として、学年・男女別に重回帰分析（ステップワイズ法）を行った。その結果、養育スキルと自己制御機能との関係において標準偏回帰係数が1%水準で有意であったパスのみ Figure 1 に示した。

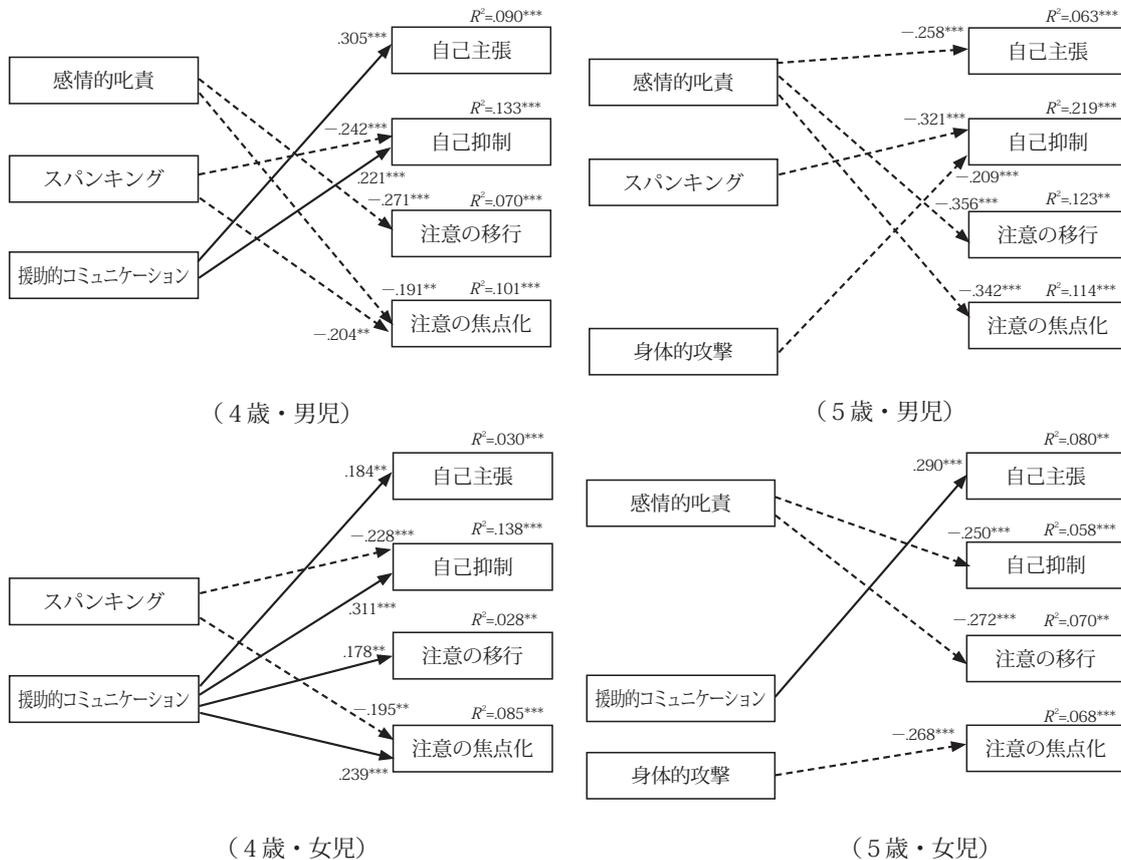


Figure 1 親の養育スキルが幼児の自己制御機能に与える影響 (重回帰分析)

Note. 数値は標準偏回帰係数。R²は調整済みの値である。

実線は正のパス，破線は負のパスを表わす。

** $p < .01$, *** $p < .001$

まず、男児の結果について見ていく。4歳・男児では、養育スキルのうち感情的叱責、スパンキング、援助的コミュニケーションから自己制御機能の各変数に有意なパスが見られた。自己主張へは援助的コミュニケーションから正のパスが見られた ($\beta = .305, p < .001$)。自己抑制へはスパンキングから負のパス ($\beta = -.242, p < .001$) が、援助的コミュニケーションから正のパス ($\beta = .221, p < .001$) が見られた。注意の移行へは感情的叱責から負のパスが見られた ($\beta = -.271, p < .001$)。注意の焦点化へは感情的叱責、スパンキングからそれぞれ負のパスが見られた (順に、 $\beta = -.191, p < .01$; $\beta = -.204, p < .01$)。5歳・男児では、養育スキルのうち感情的叱責、スパンキング、身体的攻撃から、自己制

御機能の各変数に有意なパスが見られた。自己主張へは感情的叱責から負のパスが見られた ($\beta = -.258, p < .001$)。自己抑制へはスパンキング、身体的攻撃からそれぞれ負のパスが見られた (順に、 $\beta = -.321, p < .001$; $\beta = -.209, p < .001$)。注意の移行へは感情的叱責から負のパスが見られた ($\beta = -.356, p < .001$)。注意の焦点化も感情的叱責から負のパスが見られた ($\beta = -.342, p < .001$)。

次に、女兒の結果について見ていく。4歳・女兒では、養育スキルのうちスパンキングと援助的コミュニケーションから、自己制御機能の各変数に有意なパスが見られた。自己主張と注意の移行へは援助的コミュニケーションからそれぞれ正のパスが見られた (順に、 $\beta = .184, p < .01$; $\beta = .178, p < .001$)。自己抑制と注意の焦点化へはスパンキングから負のパス (順に、 $\beta = -.228, p < .001$; $\beta = -.195, p < .01$) が、援助的コミュニケーションから正のパス (順に、 $\beta = .311, p < .001$; $\beta = .239, p < .001$) が見られた。5歳・女兒では、養育スキルのうち感情的叱責、援助的コミュニケーション、身体的攻撃から、自己制御機能の各変数に有意なパスが見られた。自己主張へは援助的コミュニケーションから正のパスが見られた ($\beta = .290, p < .001$)。自己抑制と注意の移行へは感情的叱責から負のパスが見られた (順に、 $\beta = -.250, p < .001$; $\beta = -.272, p < .001$)。注意の焦点化へは身体的攻撃から負のパスが見られた ($\beta = -.268, p < .001$)。

以上の結果より、学年、性別で違いはあったものの、感情的叱責は、自己制御機能の4側面すべてに負のパスを示した。スパンキングと身体的攻撃は、自己抑制と注意の焦点化に負のパスを示した。援助的コミュニケーションは4側面すべてに正のパスを示した。このことから、子どもへの言語的な関わりでは、罰として感情的に叱責する行動 (感情的叱責) は負の影響を、賞賛や励ましといったポジティブな働きかけや援助的な関わり (援助的コミュニケーション) は正の影響を、それぞれ子どもの自己制御機能に与える可能性が考えられる。特に、援助的コミュニケーションからは、5歳・男児を除く3つの群において自己主張へ正のパスが見られた。よって、親からの賞賛や励ましは、子どもの自信を高め、積極的な主張を促すと考えられる。また、子どもへの身体的な関わりでは、子どもの不適切な行動に対して手足を叩いて注意する行動 (スパンキング) や、怒り感情の伴う身体的攻撃をすることは、子どもの自己抑制と注意の焦点化に負の影響を与える可能性が考えられる。いかなる理由があろうとも、身体を叩くといった攻撃を子どもに加えることは、適切であるとは言えないだろう。親から身体を叩かれることによって、子どもは一時的に行動を抑制したり、課題に取り組んだりするかもしれないが、普段から自分で意識して行動や注意をコントロールできなくなってしまうことも考えられる。

学年別に見られた特徴としては、5歳児に比べて4歳児の方が、援助的コミュニケーションから自己制御機能のより多くの側面に有意なパスの見られた点が挙げられる。Gilliomら¹²⁾は、1歳半の子どもに対して、暖かく援助的な子育てが見られた場合、その子どもが3歳半の時の注意の移行の高さを予測することを報告している。本研究とは、対象年齢と影響が見られた自己制御機能の側面は異なるものの、より低年齢のうちに親の援助的な関わりを受けることは、自己制御機能の発達に重要な役割を果たすと考えられよう。また、5歳児では、男女共に身体的攻撃からの負のパスが見られた。すなわち、親が怒り感情を伴って子どもの身体に攻撃を加えることが、男児の自己抑制および女兒の注意の焦点化を低める可能性のあることが示唆された。親のネガティブな情動表出が子どもの自己制御機能に負の影響を及ぼすことは、4歳半～8歳の子どもを対象にした研究でも報告されている¹³⁾。特に、身体への攻撃は、年齢が上がるほど子どもの心身を傷つけるとともに、自己制御機能にも負の影響を及ぼすことが考えられる。

性別に見られた特徴としては、感情的叱責とスパンキングから自己制御機能へのパスが、女兒より

も男児に多く見られた一方で、援助的コミュニケーションから自己制御機能への有意なパスは、男児よりも女児に多くみられた点が挙げられる。Olson ら¹⁴⁾によれば、母親が子どもを制限したり、罰したりしないことが、その後の自己制御機能の高さを予測したのは、男児のみであった。その一方で、女児は、母親の言語的励まし（援助的コミュニケーションと類似）が自己制御機能と関連していた。このことから、男児の自己制御機能には、感情的に叱ったり、体に罰を与えることがネガティブな影響を与えやすいこと、女児は、温かく援助的な声かけをすることがポジティブな影響を与えやすいことが考えられる。

まとめと今後の課題

本研究は、幼児の自己制御機能に親の養育スキルが与える影響を検討することが目的であった。

性別と学年で4群に分けて分析した結果、各群で異なるパスが見られた。全体的な傾向として、温かく援助的な言語的働きかけは、自己制御機能に正の影響を与えること、感情的に叱責するような言語的働きかけは、負の影響を与えることが明らかになった。また、自己抑制と注意の焦点化においては、身体に攻撃を加えることが負の影響を及ぼすことも示された。学年ごとの結果の比較から、援助的コミュニケーションは、4歳児でより効果があること、身体的攻撃は、5歳児に負の影響を及ぼすことが示唆された。男女の結果の比較から、男児の自己制御機能には、感情的に叱ったり、体罰を与えることがネガティブな影響を与えやすいこと、女児には、温かく援助的な声かけをすることがポジティブな影響を与えやすいことが示唆された。

上記のように、本研究では、親の養育スキルが幼児の自己制御機能に与える影響について、学年、性別ごとの特徴が明らかになった。しかし、重回帰分析の説明率は高い値ではなかったことから、自己制御機能を高めるための介入を考える上では、より多様な視点からさらなる検討が必要であると考えられる。第一に、4歳児、5歳児の年齢においては、親の養育スキルが彼らの自己制御機能に与える影響は、さほど大きくないのかもしれない。海外の先行研究を見ても、6か月から3歳くらいまでのより年少の子どもにおいては、養育態度もしくは養育行動と自己制御機能との関連が数多く検討されているものの、4、5歳児以降の研究の多くは、親の情動表出との関連を検討したものである¹⁵⁾。本研究でも、若干ではあるが、5歳児に比べて4歳児の方が、養育スキルからのパスが多く見られた。年齢があがっていくにつれ、親からの養育以外の影響、例えば園生活における仲間や保育者との相互作用の影響なども増していくのかもしれない。この仮説については、今後、年少児以前の年齢の子どもを対象とした検討、およびその他の要因の検討をすることで確認する必要があるだろう。第二に、子どもの性格によって、親の養育と子どもの自己制御の関連が異なることが考えられる。Kochanska^{16),17)}は、恐怖の高い子どもは、親が優しい穏やかなしつけをすると、より自制心が高まる傾向にあること示している。一方で、禁止、叱責といった親からの制限的な子育ては、反抗的な子どもの外在化した問題行動を減少させるようである。このように、性別や学年だけでなく、子どもの性格的特性に応じて自己制御機能を高めるための子育てが明らかになれば、より具体的な介入方法につながると考えられる。よって、今後、子どもの特性によって、自己制御機能の発達に効果的な養育を明らかにすることは重要であるといえよう。

本研究では、自己制御機能の4つの側面に有意なパスを示した養育スキルが、性別、学年で異なるところが多くみられた。しかし、なぜ異なるのかについては十分に解釈することができなかったため、各側面を伸ばすために有効な養育スキルを詳細に検討ができていない。現実には、自己主張は得意だが自己抑制が苦手、など、自己制御機能のバランスの悪い子どもたちにも効率よく介入できることが

求められる。よって、自己制御機能の各側面の特徴について、詳細に検討していくことが今後必要であろうと考えられる。

註および引用文献

・本研究は、平成21～22年度科学研究費（研究活動スタート支援：21830165）の助成を受けたものの一である。

- 1) 柏木恵子 (1988). 幼児期における「自己」の発達——行動の自己制御機能を中心に—— 東京大学出版会
- 2) 首藤敏元 (1995). 幼児の向社会的行動と自己主張－自己抑制 発達臨床心理学研究 (筑波大学), **7**, 77-86.
- 3) 森下正康 (2001). 幼児期の自己制御機能の発達 (3) ——父親と母親の態度パターンが幼児にどのような影響を与えるか—— 和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要, **11**, 87-100.
- 4) 大内晶子・長尾仁美・櫻井茂男 (2008). 幼児の自己制御機能尺度の検討——社会的スキル・問題行動との関係を中心に—— 教育心理学研究, **56**, 414-425.
- 5) Rothbart, M. K., & Bates, J. E. (1998). Temperament. In W. Damon (Series Ed.), & N. Eisenberg (Vol. Ed.), *Handbook of child psychology. Vol. 3. Social, emotional and personality development* (pp.105-176). New York: Wiley.
- 6) 三鈷泰代 (2008). 幼児期の子どもをもつ親の養育スキルに関する研究——親の養育スキルと子どもの行動傾向との関連—— (中間報告) 発達研究, **22**, 181-190.
- 7) 大隈紘子・免田賢・伊藤啓介 (2002). 治療と指導——ペアレント・トレーニング 小児科診療, **6**, 955-959.
- 8) 森下正康 (2003). 幼児の自己制御機能の発達研究 和歌山大学教育学部教育実践指導センター紀要, **13**, 47-56.
- 9) Zhou, Q., Eisenberg, N., Wang, Y., & Reiser, M. (2004). Chinese children's effortful control and dispositional anger/frustration: relation to parenting styles and children's social functioning. *Developmental Psychology*, **40**, 352-366.
- 10) 中台佐喜子 (2002). 幼児の自己制御機能と問題行動特徴 日本教育心理学会第44回総会発表論文集, 396.
- 11) 森下正康 (2000). 幼児期の自己制御機能の発達 (2) ——親子関係と幼稚園での子どもの特徴—— 和歌山大学教育学部教育実践指導センター紀要, **10**, 117-128.
- 12) Gilliom, M., Shaw, D. S., Beck, J. E., Schonberg, M. A., & Lukon, J. L. (2002). Anger regulation in disadvantaged preschool boys: Strategies, antecedents, and the development of self-control. *Development Psychology*, **38**, 222-235.
- 13) Eisenberg, N., Gershoff, E. T., Fabes, R. A., Shepard, S. A., Cumberland, A. J., Losoya, S. H., Guthrie, I. K., & Murphy, B. C. (2001). Mothers' emotional expressivity and children's behavior problems and social competence: Mediation through children's regulation. *Developmental Psychology*, **37**, 475-490.
- 14) Olson, S. L., Bates, J. E., & Bayles, K. (1990). Early antecedents of childhood impulsivity: The role of parent-child interaction, cognitive competence, and temperament. *Journal of Abnormal Child Psychology*, **18**, 317-334.

- 15) Eisenberg, N., Smith, C. L., Sadovsky, A. & Spinrad, T. L. (2004). Effortful control: Relations with emotion regulation, adjustment, and socialization in childhood. In R. F. Baumeister & K. D. Vohs (Ed.), *Handbook of Self-Regulation: Research, Theory, and Applications*. New York: The Guilford Press.
- 16) Kochanska, G.. (1995). Children's temperament, mothers' discipline, and security of attachment: Multiple pathways to emerging internalization. *Child Development*, **66**, 597–615.
- 17) Kochanska, G.. (1997). Multiple pathways to conscience for children with different temperaments: From toddlerhood to age 5. *Developmental Psychology*, **33**, 228–240.

幼稚園教育要領をベースとした幼児の育ちを捉えるフレームの提案

鈴木康弘* 木村由希** 江波諄子***

Japanese Kindergarten Education Guidelines: A Framework Proposal for
Evaluating Growth of Young Children

SUZUKI Yasuhiro KIMURA Yuki ENAMI Junko

Abstract

This study is an attempt to create a framework for kindergarten education. In this study, we intend to solve the problem of “remote relationship between what kindergarten education actually achieves and the educational instructions set forth in the five categories defined in Japan’s Kindergarten Education Guidelines.” We conducted a questionnaire survey with teachers and care providers taking care of a total of 656 senior children (314 boys and 342 girls) at 22 kindergartens and nursery schools located in Tokyo and Ibaraki.

We observed the following four factors from the survey results: “intellectual interest/curiosity,” “verbal expression,” “basic lifestyle and attitude,” and “physical growth.” Using these four factors as the framework for evaluation, we found the possibility of establishing macroscopic view of children’s growth. We also found that three of the four factors, “intellectual interest/curiosity,” “verbal expression,” and “basic lifestyle and attitude,” had strong correlations with one another. This supports the traditional recognition among many kindergarten educators that “experiences of great diversity interact with one another in complex ways to promote children’s overall growth.” On the other hand, the study indicated that “physical growth” has less significant correlations with the other three factors. Thus, from the viewpoint of “overall growth of children,” the study suggests that the current situation requires reconsideration.

*SUZUKI Yasuhiro 幼児教育保育学科・准教授（幼児と健康）

**KIMURA Yuki 幼児教育保育学科・専任講師（乳児保育）

***ENAMI Junko 常磐大学人間科学部教育学科・教授（保育内容・総論）

1. 問題と目的

1997年に文部科学省より公表された「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について―最終報告―」⁶⁾によれば、都市化、核家族化、少子化、情報化の進行といった社会状況の変化による「幼児を取り巻く環境の悪化」が懸念されている。

最終報告からほぼ10年が経過した現在、民主党政権は「家族だけではなく、地域、さらには国で大切に子どもを育てる」という理念のもと、「子ども手当の支給」や「待機児童解消への予算措置」といった子育て支援政策を実現した。しかしながら、幼児を取り巻く環境が改善されそうな兆候はあまり認められない。むしろ、累積する赤字国債、過疎化進展による地方財政の悪化、少子高齢社会の医療費・介護費・年金問題、長引く経済不況に伴う失業率の悪化等に代表される日本社会の閉塞感は、公的な財源を教育に投資する余裕を奪う状況となっており、幼児を取り巻く社会的環境はむしろ悪化しているというのが幼児教育、保育関係者の実感ではないだろうか。

このような状況の中、教育基本法改正(2006年)に伴い、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」と位置づけられ、その重要性が強調されることとなった。一方で、幼稚園での教育内容に関しては、小学校入学前までに「ひらがながかけるようになってほしい」、「簡単な足し算や引き算はできてほしい」、「逆上がりやなわとびができるようになってほしい」といったいわゆる先取り主義的な早期教育を望む声が保護者から聞かれる場合も少なくない。

「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」を謳われながら、なかなか改善されない幼児教育に対する社会的処遇や保護者の認識。こういった事実は、幼児期の教育内容について、その本質的な重要性が十分に理解されているとは言い難い状況にあることを示している。

幼児期の教育の本質的な部分(幼児の主体的で自発的な活動を通じた経験の蓄積の重要性)が十分に理解されないのは何故なのか。その原因として、以下に示す2点の問題が存在するものと考えられる。

①そもそも幼稚園教育要領の存在自体が社会的(たとえば保護者)にあまり認知されていない。また、幼稚園教育要領に示されている教育内容は5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)となっており、小学校教育以降の枠組み(音楽、体育、国語、算数など)とは異なっているために教育内容の構造がわかりにくい。加えて、教育要領に示されているそれぞれの領域が幼児期の教育にどのように関連しているのかについて理解することは、幼児教育を専門的に学習した経験を有しない者(多くの保護者、地域住民)にとっては非常に困難である。

②幼児教育では、各領域に記された教育目的が子どもの主体的な活動(遊び)を通して、総合的に達成されることが期待されていることもあり、教育内容の達成度は保育者の観察に基づく主観的な記述によってなされる場合がほとんどである。そのため、子どもの状況(時間系列的な背景やリアルタイムな子どもの表情や態度など)を直接的に観察していない保護者(ましてや子どもと直接的な関係も持たない第三者)にとっては、記述された内容の意味や意義を理解しにくい。さらに、記述的な報告は、数量として扱いにくいいため、全体的な傾向の把握や、比較検討に不向きである。

つまり、保護者はよくわからない構造の教育内容について、保育者による記述的な報告によりその達成度が伝達されるため、子どもが受けている教育を大局的に把握することが難しく、その価値や課題についての理解が不明確になってしまうことが推測されるのである。

「子育ての大切さや喜びを実感できず、子育てを他者に依存しようとする傾向の強い保護者」、「家庭教育に熱心であるが、必ずしもその方向性が適切であるとはいえない、いわゆる早期教育に向かう教育ママ」、「子どもにどのように対応して良いかわからず、マスメディアの情報に振り回され、一人

で悩み、疲れ果て、自分の中に閉じこもってしまう育児ノイローゼ」。保育現場でたびたび取り上げられるこれらの保護者を取り巻く問題も、「幼児期の教育の本質的な部分」に対する理解不足と無関係というわけではないであろう。

そこで本研究では、幼稚園教育要領の5領域で示されている教育内容の構造のわかりにくさを解決するために教育内容の枠組み化に挑戦する。幼稚園教育要領に記された教育内容を因子分析の手法を用いて分類（枠組み化）し、幼児期の教育内容を捉えるための新たな視点を提供することが本研究の目的である。

2. 方法

2-1. 対象者・回答者

東京都、茨城県の幼稚園及び保育園（合計26園）に対して研究の主旨説明を行い、協力を依頼した。調査協力の得られた22園に通園する年長児656名（男児314名、女児342名）を対象とし、各園の保育者に質問紙への回答を求めた。全ての園において、回答は担任教諭、担任保育士が行った。なお、回答者の保育経験年数は平均9.1年（1年～34年）であった。

2-2. 調査実施期間

2010年2月上旬～下旬

2-3. 質問紙の内容

幼稚園教育要領の5領域においてそれぞれの教育内容に示されている事項（健康の領域10項目、人間関係の領域13項目、環境の領域11項目、言葉の領域10項目、表現の領域8項目）合計52項目を参考とし質問紙を構成した⁵⁾。その際、項目内容が抽象的であるため、回答者が具体的な場面を想像して回答しにくい内容（例えば、「自分で考え、行動する」、「身近なものを大切にする」、「いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ」など）、幼児教育の本質とは関係の薄いと考えられる内容（例えば、「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」）などは除外し、最終的に45項目（各領域それぞれ9項目ずつ）からなる尺度を作成した。項目の選別に当たっては、幼稚園教諭や複数の保育学研究者との協議を重ね、尺度の内容的妥当性が保証されるように配慮した。尺度は「ほとんど見受けられない（1点）」、「あまり見受けられない（2点）」、「どちらともいえない（3点）」、「やや見受けられる（4点）」、「とてもよく見受けられる（5点）」の5件法で構成し、各項目に示された幼児の姿が1年間の園生活の中でどの程度見受けられたかについて回答を求めた。

2-4. 実施手続き

質問紙を回答者のもとに2週間～3週間程度留め置き、郵送法で回収した。

3. 結果

項目の選択

保育者別に各項目の平均値と標準偏差を求めたところ、標準偏差が0、すなわち全ての幼児について同じ評定をしている保育者が1名いる項目が2項目、2名いる項目が1項目認められた。しかしながら、他の保育者の評定は適度に分散していることが確認されたため、これら3項目は除外せず、適切な項目として残すこととした。

保育者別に各子どもの平均点を算出したところ、評定している子ども10名中7名の子どもの平均値が4.7以上である保育者が1名確認された。本保育者（保育経験年数30年）の評定基準は極端に高得点側に偏っているものと判断し、分析の対象から除外することとした。

各質問項目の平均値、標準偏差を算出し、天井効果やフロア効果を確認した。

「園生活を楽しみ、自分の力で行動することを楽しむ」(平均値+標準偏差=5.0)、「心を通い合わせることができるともだちがいることに喜びを感じている」(平均値+標準偏差=5.1)、「園での様々な活動に興味や関心を示す」(平均+標準偏差=5.0)、「生活に必要な言葉(挨拶、ごめんねなど)が言える」(平均+標準偏差=5.0)、「明るくのびのびと行動し、充実感を味わう」(平均+標準偏差=5.0)、「物事を自分でやりとげようとする」(平均+標準偏差=5.0)といった6項目に天井効果が確認されたため、これらの項目は分析の対象から除外することとした。

因子分析

39項目の質問項目を用いて、主因子法プロマックス回転による探索的な因子分析を行った。各項目の内、因子負荷が.40に満たなかった2項目(「身近な動植物に親しみを持って接し、いたわったり大切にしたりする」、「相手に受け入れてもらったり、自分を認めてもらったりすることで自信を持って行動する」)、2つ以上の因子にわたり.40以上の因子負荷を示した4項目(「自分で知った自然や環境のことについて友だちと話したり、保育者に伝えに来る」、「もめ事などにも、折り合いをつけながら自分の気持ちを整理することができる」、「運動遊びで楽しかった内容などを友だちと話したり、保育者に伝えに来る」、「生活用具や遊具等を活用、工夫して、自分の思い思いのものを創り出そうとする」)の合計6項目を削除した。その後、探索的因子分析の結果(スクリープロットの値、及び因子の解釈可能性)を参考とし、4因子指定(主因子法、プロマックス回転)による因子分析を行った。各項目の内、因子負荷が.40に満たない項目が1項目(「保育者や友だちの表現(劇遊び、ごっこ遊び、歌遊び、制作物など)に興味や関心を示す」)、2つ以上の因子にわたり.40以上の因子負荷を示す項目が1項目(「生活の中で気付いた音、色、形、手触り、動きなどについて友だちと話したり、保育者に伝えに来る」)認められた。本研究では因子負荷量.40を判定基準としているため、前記2項目を除外し、再度因子分析(4因子指定、主因子法、プロマックス回転)を行った。因子分析の結果を表1に示した。なお、因子間相関は、表2のようになった。

分析はすべて、統計解析ソフトPASWStatistics18.0を使用して行った。^{1)、4)、9)、10)、11)}

表1：因子分析の結果（4因子指定、主因子法、プロマックス回転）

質問項目	因子			
	1	2	3	4
1 知的興味・関心				
44. 自然や人工物に触れ、その存在に興味や関心を示す	.93	-.10	-.10	.04
25. 物の形や感触などの特徴に興味や関心をいだいている	.87	.00	-.06	.00
40. 美しいものや不思議なことに心を動かされ、知ろうとしているいろいろ試す	.78	.11	-.07	.00
18. 身の回りにある物の数を数えたり、量を比べたりする	.77	-.07	.06	.07
5. 自然の事象（花や虫の種類など）について絵本や図鑑などを使って調べる	.75	-.14	.03	.11
17. 身近にある美しい物を取り入れて遊ぶ（きれいな石を集める、など）	.74	-.03	.07	-.21
42. 文字、数や量の概念を遊びの中に取り入れている	.73	-.11	.14	.07
9. 園にある環境（壁面、動植物など）の美しさなどに興味を示す	.63	.11	.13	-.14
23. 身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ	.52	.27	-.04	.12
2. 好きな絵本を読んでもらったり、自分で読もうとする	.52	.02	.20	-.06
36. 言葉遊びや劇遊び、文字で伝えることなどを楽しむ	.50	.21	.15	-.01
10. やってみたい遊びや活動を見つけ、考えたり試したりしようとする	.49	.34	-.12	.15
12. 生活の中で感じたことや考えたこと（動植物、お母さんのことなど）を音や動きで表現する	.44	.34	-.09	-.06
2 言語表現				
1. 遊びの楽しさや難しさについて友だちと話したり保育者に伝えに来る	-.08	.89	-.05	.01
39. 保育者や友だちに自分の気持ちを言葉で伝えようとする	-.11	.79	.11	.03
16. 友だちの話の中に進んで入っていきようとする	-.09	.77	-.18	.22
33. 自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう	-.04	.77	.14	-.03
11. 保育者との言葉のやりとりを楽しんだり、遊びに取り入れようとする	.15	.70	.02	-.06
35. 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ	.34	.54	-.12	-.06
27. 新しい言葉に興味を持ち、会話の中で使ってみようとする	.29	.53	-.09	.03
26. 美しいものや心を動かす出来事について友だちと話したり、保育者に伝えに来る	.28	.52	.08	-.13
8. 友だちと考えを出し合い、時間をかけて実際に試したり、工夫したりする	.22	.45	.15	.12
3 基本的生活習慣・態度				
38. 身辺を整えたり、清潔を保つことの心地よさを感じている	.07	-.18	.89	.00
41. 見通しを持って遊具の片付けやうがい、手洗いなどの生活に必要な習慣を実践する	.03	-.20	.85	.15
37. 園生活の様々なきまりの大切さに気付いている	-.05	.00	.85	.00
7. 身支度や手洗い、うがいなどの生活に必要な習慣に興味や関心を示す	.06	-.04	.80	.00
45. 保育者や友だちの言うことを丁寧に聴こうとする	-.04	.18	.69	-.03
32. 譲り合う気持ちや相手を思いやる気持ちを持って周りの人と関わろうとする	-.05	.26	.61	.03
28. 身近な人からの愛情や友情に気付き、自分も相手を大切にしようとする	-.01	.38	.51	-.06
4 身体活動				
19. 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする	.01	.05	.01	.83
4. 運動遊びをしている友達の姿に関心を示す	-.02	.11	.12	.74

表2：因子間相関行列

因子	1	2	3	4
1	1.00	.74	.55	.25
2		1.00	.53	.40
3			1.00	.20
4				1.00

4. 考察

分類された4因子の項目内容を検討した結果、第1因子は、「自然や人工物に触れ、その存在に興味や関心を示す」、「物の形や感触などの特徴に興味や関心をいただいている」などで負荷量が高かった。第1因子の項目は、主に子どもの知的興味や関心と関係している内容で構成されていることから、「知的興味・関心」に関する因子とした。第2因子は、「遊びの楽しさや難しさについて友だちと話したり保育者に伝えに来る」、「保育者や友だちに自分の気持ちを言葉で伝えようとする」などで負荷量が高かった。第2因子の項目は、生活の中での言葉による意思表示やコミュニケーションに関係している内容で構成されていることから「言葉表現」に関する因子とした。第3因子は、「身辺を整えたり、清潔を保つことの心地よさを感じている」、「見通しを持って遊具の片付けやうがい、手洗いなどの生活に必要な習慣を実践する」、「園生活の様々な決まりの大切さに気付いている」などで負荷量が高かった。第3因子は、生活の中での決まりや習慣に関する内容の4項目、友だちとの協調的な関わりに関する内容の3項目で構成されていることから「基本的生活習慣・態度」に関する因子とした。第4因子は、「自分の身体を十分に動かし、進んで運動しようとする」、「運動遊びをしている友だちの姿に関心を示す」の2項目から構成されていることから、「身体活動」に関する因子とした。これらの結果をもとにして、幼児の育ちを捉えるためのフレームを作成した(図1)。

因子分析の結果は、幼児期の育ちについて、4つのフレーム(枠組み)を軸に説明できる可能性を示している。本結果により育ちの全てが説明できるわけではないが、フレームとして整理することにより、大局的に幼児期の育ちを捉えることが可能となる。

育ちの柱として「幼児の知的な興味や関心」(第1因子・15項目)の存在に着目したい。このフレームが幼児期の育ちの根幹部分として存在することは、第1因子として抽出されていることから十分に裏付けられるものである。保育者や保護者には、子ども自身がその時々抱えている興味や関心に基つき、その興味や関心が深まり、広がっていくための援助が求められていることを忘れてはならない。また、一般的に子どもの興味や関心は偏りがちであることから、大人が適切な方向へ導くことが求められる場合も少なくない。遊びの中での経験を通して、様々な対象に興味や関心を深めていくことは、小学校以降の学習、ひいては生きる力のベースとなる重要な発達課題である。小学校の課題を先取りして学習することが優先されるとき、子どもが自分なりに「興味や関心」を醸成していく大切な時間を奪うという結果になりがちであることも指摘しておきたい。

第1因子と第2因子の因子間相関は.74であり、高い相関関係が認められた。第2因子は「言語表現」と名付けたように、言葉による意思表示やコミュニケーションに共通した項目から構成されている。実際の保育現場を振り返るとき、「子どもの知的興味・関心」と「言葉によるコミュニケーション」は密接に関係していることを再確認することができる。子どもは抱いた興味や関心を友だちや保育者に伝えることを通して、その興味や関心を深め、幅を広げていくのである。また、「自分の興味や関

心を伝えたい」という気持ちが言葉の発達を支えていることも見逃してはならない。「知的興味・関心」と「言語表現」という2つのフレームは相互に強い影響を及ぼし合いながら子どもの中で育っているという構造が今回の結果より改めて確認されたといえるだろう。

「基本的生活習慣・態度」と名付けた第3フレームの因子間相関は、第1因子とは.55、第2因子とは.53となっており、ともに中程度の相関関係が認められている。「知的興味・関心」と「言語表現」ほど関係性は強くないものの、「生活習慣・態度」の育ちも「知的興味・関心」や「言語表現」と関係性を持ちながら育っていることが明らかになった。この結果は、幼児期は「多様な経験が複雑に絡み合いながら、総合的に発達が促されていく」というこれまでの幼児教育の知見²⁾を支持するものである。「生活習慣の獲得」はその性質上、前の2つのフレーム（第1因子および第2因子）と比較して、より保護者との連携が求められる内容である。家庭教育の影響を特に受けやすいフレームであることから、相関がやや低くなっていることが考えられる。

第4因子である「身体活動」に関する因子間相関を見てみると、第1因子とは.25、第2因子とは.40、第3因子とは.20といったように、他のフレームとの相関関係が低くなっているのが特徴である。本結果は、子どもの「身体的な育ち」はその他のフレームと比較してそれほど関係性が高くないことを示しており、「多様な経験が複雑に絡み合いながら、総合的に発達が促されていく」という観点からは望ましい状況であるとは言いがたいものとなった。日常生活の中で子どもが身体を動かす機会が減少していることを背景として、子どもの身体活動は、体操教室やサッカークラブなどのいわゆる身体を動かすことの専門家に一任するケースが増えてきているのが現状である^{3)、7)、8)}。このような状況が、「日常生活における子どもの育ち」と「身体的な育ち」の連続性を遮断する要因となっていることも想像される。子どもの育ちに密着した「身体的な育ち」の機会を今一度見直してみることが必要なのかもしれない。

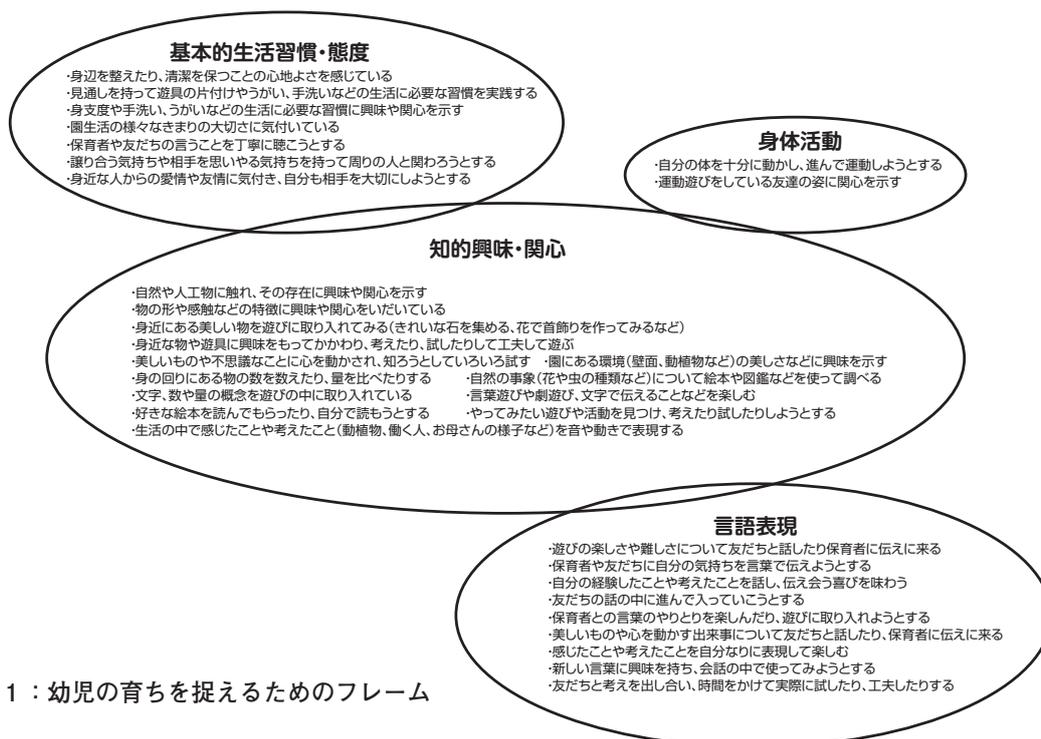


図1：幼児の育ちを捉えるためのフレーム

5. まとめ

本研究では、「幼稚園教育要領の5領域で示されている教育内容と幼児教育で育てているものの関係のわかりにくさ」を解決するために教育内容の枠組化を試みた。東京都、茨城県の幼稚園及び保育園（合計22園）に通園する年長児656名（男児314名、女児342名）を対象とし、子どもの担任教諭および保育士に質問紙調査を実施した。

結果として、「知的興味・関心」、「言語表現」、「基本的生活習慣・態度」、「身体活動」の4因子を抽出し、4つのフレーム（枠組み）を軸に子どもの育ちを整理することにより、大局的に幼児期の育ちを捉えることができる可能性を提示した。

「知的興味・関心」、「言語表現」、「基本的生活習慣・態度」の3つのフレームは相関関係が高く、「多様な経験が複雑に絡み合いながら、総合的に発達が進んでいく」というこれまでの幼児教育の知見を支持するものであった。一方で「身体的な育ち」はその他のフレームと比較してそれほど関係性が高くないことが明らかになり、「総合的に発達が進んでいく」という観点からは望ましいとはいえない状況であることが示唆された。

6. 引用・参考文献

- 1) 出村慎一他編：SPSSによる多変量解析入門。杏林書院。2004.
- 2) 河邊貴子：遊びを中心とした保育。萌文書林。2005.
- 3) 近藤充夫：幼児のこころと運動。教育出版。1995.
- 4) 松尾太加志、中村知晴：誰も教えてくれなかった因子分析。北大路出版、2002.
- 5) ミネルヴァ書房編集部（編）：保育所保育指針 幼稚園教育要領 解説とポイント。ミネルヴァ書房。2008.
- 6) 文部科学省初等中等教育局幼稚園課：時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について（最終報告）。文部科学省、1997.
- 7) 武藤隆監修：事例で学ぶ保育内容 領域健康。萌文書林。2007.
- 8) 中村和彦：おとなは子どもの運動とどうかかわるべきか。子どもと発育発達。5（1）：14-17, 2007.
- 9) 小塩真司：SPSSとAmosによる心理・調査データ解析。2004.
- 10) 小塩真司：研究事例で学ぶSPSSとAmosによる心理・調査データ解析【2004】。2004.
- 11) 内田治：すぐわかるSPSSによるアンケートの多変量解析【第2版】。東京図書、2007

本論文は、2009年度常磐短期大学課題研究（共同研究）助成「保護者の養育力を高めることを視野に入れた子育て支援プログラムの検討Ⅱ～子どもの育ちの理解を深める枠組みと保護者の育ちを援助する枠組みより～」の補助を受けて行われたものの一部をまとめたものです。

年度末のお忙しい時間を割いて本研究の質問紙調査にご協力頂きました幼稚園教諭、保育士の皆様に心より御礼申し上げます

ホッケーにおけるビデオアンパイア制度の歩みとその課題

紙透 雅子*

Progressions and Prospects on
Video Umpire System in the Game of Hockey

KAMISUKI Masako

Abstract

Since 2006 video umpire system has been introduced in the game of hockey and its regulations have been modified for the sake of the benefit of the game. In this study its progress has been examined through precise investigation of concerned meeting paper of the International Hockey Federation for the period from 2002 to 2010 and through some video analysis from a few world level tournaments.

As a result the system has been proved extremely useful to assist umpires on the pitch to make correct decisions in goals scoring situations. However to improve the system further a few technical issues, such as location of TV cameras, quality of radio transmission, and expenditure for a tournament, have been identified. There have been also pointed out some management issues, such as appointment of video umpires, appointment of a coordinator for entire video umpire system, education of umpires, and so on. It is also recommended to avoid undue interruption of the game with a team referral.

1. ボールゲームの審判法におけるIT機器の活用

1大会64試合の熱戦を、通算260億の人々がテレビ観戦したといわれるサッカーの世界カップが、2010年の6月から7月にかけて、南アフリカ共和国において開催された。そこで一つの話題となったのは、イタリアと対戦して敗北を喫したイングランドの幻のゴールであった。前半終了間際、ランパード選手がペナルティ・エリア付近から打ったシュートは、クロスバーの下縁をたたいた後、ほぼ鉛直方向に落下し、ゴールライン付近のグラウンドで大きく跳ねた後、イタリアのゴールキーパー

2010年11月8日受付

*KAMISUKI Masako 幼児教育保育学科・教授（身体活動論）

によってキャッチされた。誰もがイングランドの同点ゴールに興奮しかけたにもかかわらず、この得点は主審によって認められなかったのである。それは、この一連の状況下で、ボールがゴールラインを完全に割ったのか否かの判断を、主審・線審のいずれもが、その瞬間に存在した地点から下すことができなかったためである。

しかし皮肉にも、テレビカメラの映像は、この状況を克明に映し出していた。ボールはクロスバーに当たってグラウンドに落下した際、完全にゴールラインを割っていたのである。サッカーの世界最高峰の大会であるワールドカップにおいて、このような誤審が発生してしまったことについて、国際サッカー連盟 (FIFA) の会長自らが、謝罪をしなければならない事態となった。サッカーでは、ビデオによる判定制度を採用していないため、主審の判定は明らかな誤りであったことが、テレビの映像上で全世界に証明されたにもかかわらず、それを覆す事は誰にもできなかったのである。

このように審判員の肉眼では、もはや判定が困難とされるような状況は、サッカーに限らず、他の種々のボールゲームにおいても発生している。テニスのポイントを決めたショットが有効であったのか否か、クリケットのバッツマンのバットにボールが当たったのか否か、ラグビーのトライが有効であったのか否かなど、審判員が微妙な判定を強いられることは珍しくない。それはひとえに、選手の技術・体力の進歩をはじめ、最新の技術を駆使した施設・用具の開発により、ハイスピードでゲームが進行するようになったためであり、トップレベルのボールゲームにおいては、もはや避けられない事態といえよう。サッカーの試合中のボールの平均速度は時速 130km、クリケットの世界最速のボウラーの投球は、時速 160km 近くに及ぶと言われる。一流男子ホッケー選手のフリックシュートは時速 180km、プロ・テニス選手のサーブは、優に時速 200km を超えるのである。こうしたハイスピードで繰り返されるプレーに対するたった一つの判定によって、勝敗が分かれたりメダル争いに影響が出たりすることを考えれば、その対策を講じようとするのは、もっともなことである。

この問題の解決策は2通りに分かれる。一つは、冒頭に挙げたサッカーの例のように、審判員の判定があくまでも最終であり、審判員が確認できないことは致し方のないこととするスタンスを、断固として取り続ける道を選択することである。その際強調されることは、審判員の絶対的な権威と、それに対する敬意と信頼をゲームの参加者に求める、スポーツの根底にある哲学である。

もう一方のやり方は、審判員の判定に際し、ビデオや通信機器の力を補助的に使うことによって、決定的な誤審を避け、より円滑なゲームの進行とフェアなゲームを保障しようとするのである。

例えば、サッカーのワールドカップと同時期に開催されていたテニスのウィンブルドン大会においては、チェア・アンパイアやラインジャッジのコールを不服とする選手からの要請によって、ビデオカメラからコンピューターに送られ解析された画像の確認が、チェア・アンパイアによって行われていた。その結果、当該コールが誤りであったと判明すれば、その判定を即座に覆すのであるが、その後は通常どおり円滑にゲームが進行されていくのである。この電子装置による再審 (electronic review) 手続きは、国際テニス連盟 (International Tennis Federation, 以下 ITF と呼ぶ) の定める競技規則に明記されており¹⁾²⁾、選手もチェア・アンパイアもラインジャッジも、その規則や規定に従って円滑に試合を進行させている。

同様のシステムは、ラグビーやクリケットやホッケーでも取り入れられている。

ラグビーでは、インゴールのエリア内でボールを合法的に接地させることが、トライを上げる条件となるが、トライが密集の中で行われ、レフェリーの目では確認しづらい場合がある。また、ボールがラインから出ているのか否かなどにも、微妙な状況が発生する。このような場合、審判員 (レフェリー) 自身が確認を希望する場合に、テレビマッチオフィシャル (TMO) と呼ばれる役員に対し、

ビデオ映像の確認を依頼することが行われている。³⁾ TMOは、レフェリーから無線で確認を要請する内容が通知されると、TMOはテレビカメラからの画像によって当該場面を確認し、その結果を回答するのである。TMOは、複数の角度を変えたテレビカメラからの映像で検証を試みるが、はっきりと判断できれば、その結果がTMOからレフェリーに伝えられ、最終的な判定が下されるのである。

野球の元祖として英連邦諸国を中心に行われているクリケットでは、フィールド上の2名の審判員（アンパイア）の判定に疑義のある場合には、チームの側から映像による確認申請（Decision Review System:DRS）がなされるが、各チーム1イニングにつき2回までという制限が設けられている。バットにボールが当たったか否かなどの微妙な判定が、確認の対象として要請されるが、この確認は第3の審判員がビデオ映像を用いて行っている。

サッカーとよく似た形式で行われ、ゲームの中断を嫌い、流れを重視するホッケーでも、ビデオアンパイアによる確認を行う制度が整えられ、得点に結びつく場面の判定において審判員（アンパイア）自身の希望がある場合には、ビデオ映像による確認が行われている。テニスやクリケットのように、選手またはチームからの要請があった場合にも、同様の確認を行うか否かについては、現在のところまだ試行段階である。

運用の方法の違いはあるものの、上記のいずれのボールゲームにも共通するのは、IT（情報技術）機器による再審の結果を以て主審の最終判断とし、それ以降の異議申し立てを受け付けることはできないということである。また、どのような映像からも確認すべき状況がはっきりと判断できない場合には、ピッチやコート上にいる審判員（レフェリーやアンパイア）の判断を以て最終とし、その後の試合が続けられることである。すなわち、現行システムには技術的な限界が存在するということを前提とした上で、審判員の判定の正確性を補うためにIT機器を用いているわけだが、それはボールゲームの望ましい競技運営にとって有効であることが実証されつつある。サッカーではこれまで、ゲームの流れを損なう事を嫌い、機械を介して得た情報を審判員の判定材料として用いることを拒み続けてきたが、冒頭に紹介したような事態を受けて、今後議論が活発化することが予想される。

本稿はホッケーの審判法におけるビデオアンパイア導入の経緯と運用状況を詳しく報告し、今後の審判法の展望について検討することを目的としたものである。報告内容は、国際ホッケー連盟公式ウェブサイトにおいて配信されたビデオ映像の分析結果と、各種大会報告書及び国際ホッケー連盟会議資料に基づくものである。

2. ビデオアンパイア運用に関する現行規定

ホッケーにおいては、2006年以降、フィールド上の2名の審判員の判定を補助する目的で、ビデオアンパイアと呼ばれる制度が公式に用いられている。その運用はトップレベルの国際大会に限られているが、それはテレビ局のカメラからの精度の高い映像が必要とされるためである。2010年現在の競技運営規定によれば、ビデオアンパイア制度の運用は、以下の手続きによって行われている。

2010年国際ホッケー連盟競技運営規定⁴⁾

13. ビデオアンパイア

13.1 ビデオアンパイアに対する確認要請の権限

- (a) フィールド上の2名の審判員（以下、審判員と呼ぶ）のみが、ビデオアンパイアに対する確認要請を行う権限を持つ。
- (b) いかなる判定の確認要請も、選手・監督・コーチからの抗議・質問・圧力の結果として、行われるものではない。チームは、ビデオアンパイアの規約に対する反則行為や乱用に対

する責任を有する。

(c) ビデオアンパイアや他の競技役員は、確認要請を求めて試合を中断する権限を持たない。

13.2 審判員は、得点を認めるか否かの状況において、正しい判定を下したか、あるいは下せるかについて自信の持てない場合には、ビデオアンパイアに対して確認要請することができる。

確認要請の対象は、得点が合法的になされたか否かという点に限られる。

13.3 審判員はビデオアンパイアに対し、得点が合法的になされたか否かに関する判定を行うための援助を求めることができる。その判定には、以下のような事項が含まれる。

(a) ボールがゴールラインを超えたか否か。

(b) ゴールラインを超える前に、ボールが攻撃側のスティックによって、サークル内で合法的にプレーあるいは触れられたか否か。

(c) ペナルティ・コーナーにおいて、ボールがゴールに入る前にサークル外に出されたか否か。

(d) 得点を認めるか否かの判定につながる場面において、反則行為が23メートル地域内で行われたか否か。

13.4 ビデオアンパイアは、複数の角度から再生映像を入手し、要請された内容について確認を行う。

ビデオアンパイアは、できる限り短時間内に、得点か否か、ペナルティ・ストロークを与えるべきか否か、ペナルティ・コーナーを与えるべきか否か、あるいは確認不可能かのいずれかを審判員に伝えるとともに、関連する反則行為があれば、その状況説明も併せて行う。

ただし、関連した反則行為が伝達された場合、その行為を最終的な判定に反映させるか否かの判断は、審判員の裁量とする。

13.5 競技規則の解釈を含む最終的な判断は、ビデオアンパイアではなく審判員によってなされる。

13.6 (略)

上記の現行規定が確立されるまでの過程には、予備的な段階として、2002年11月にパース（オーストラリア）で開催された女子ワールドカップから、2006年1月のチャンディガー（インド）でのプレミアリーグまでの、約3年間に亘る実験的試行期間があった。この試行期間には、前述のテニス、ラグビー、クリケットなどにおけるIT機器の使用方法を参考にしながら、ホッケーにおいてどのような運用が可能であるかが、国際ホッケー連盟の複数の関係委員会⁵⁾において、具体的に検討されたのである。そして、この予備段階における検討結果をもとに、公式なビデオアンパイア制度が運用された2006年7月から2008年8月の北京オリンピックまでの3年間で、ビデオアンパイア制度の導入段階であったといえる。

3. ビデオアンパイア制度の歩み

3-1. 2006年

制度導入の皮切りとなったのは、2006年7月にアムステルダム（オランダ）で行われた女子チャンピオンズ・トロフィー⁶⁾であった。

この大会では、同年9月及び10月に行われた男女各々のワールドカップに先駆け、制度運用の最終確認が行われたのだが、フィールド上の審判員は、ゴールインの判定について疑義の生じた時には、無線通信機器を介してビデオアンパイアと交信し、当該場面の録画映像による確認を要請した。ただし、要請可能な場面は、得点の認定に絡む次の3つの事項に限定された。

(1) 攻撃側が得点を得ようとする過程において、ボールがゴールラインを割ったか否か。

(2) 攻撃側がサークル内でボールに触れたか否か。

(3) PCにおいてボールが攻撃側によってゴールに入れられる前に、いったんサークル外にボールが出されたか否か。

ビデオアンパイアは審判員との交信の後、問い合わせに対する答えを求めて当該場面の録画映像を確認するわけだが、その際に参照する映像は、通常のテレビ放映用に用いられる6カ所のカメラの他、各エンドのゴール内に2カ所、合計10カ所のカメラから送られるものであった。その結果、審判員に伝えられるビデオアンパイアの回答は、「YES」「NO」「不明」の三者択一とし、他に関連するコメントを付け加えることは認められなかった。ビデオアンパイアからの回答をもとに、審判員は最終的な判定を下すが、この判定を以って最終とし、それ以降の確認要請は、いずれのチームからも受け付けられないものとした。

この大会では18試合中1回のみではあったが、攻撃側がサークル内でボールをプレーしたか否かの確認要請が行われ、結果として正確な情報が審判員に送られ、ビデオアンパイア制度の実質的な効用が確認されたのである。

これに続き2006年9月、モンシェングラドバック（ドイツ）における男子ワールドカップでも、同じ規定によってビデオアンパイア制度が運用された。この大会では、大会競技委員長（トーナメント・ディレクター）により、各試合のビデオアンパイアが大会用審判員団の中から指名される方式が初めて採用された。

大会期間中、ゴール内に設置されたカメラの接続不良や破損、低い解像度などの原因によるトラブルが発生したものの、合計9回のビデオアンパイア要請が行われた。このうちの8回は、攻撃側のスティックによってボールがゴールインしたかの判定であり、残る1回はゴールラインを割ったか否かの判定であった。

さらに1カ月後の2006年10月にマドリード（スペイン）で行われた女子ワールドカップでも、ビデオアンパイア制度は用いられたが、地元テレビ局からの十分な協力体制が得られず、必要な映像の確保に困難が生じた。しかも、ゴール内のカメラを設置せずに実施するなど、不完全な環境下での実施となった。大会中に合計3回のビデオアンパイア要請があり、そのうち2回は、攻撃側のスティックによってボールがゴールインしたかの判定の確認、残る1回はサークル内か外かの確認であった。

3-2. 2007年

翌2007年には、キルメス（アルゼンチン）における女子チャンピオンズ・トロフィー、ブーム（ベルギー）での男子チャンピオンズ・チャレンジ⁷⁾、クアラランブル（マレーシア）での男子チャンピオンズ・トロフィーの3大会で、ビデオアンパイア制度が運用された。

ビデオアンパイアの要請頻度は、女子チャンピオンズ・トロフィーで2回、男子チャンピオンズ・チャレンジでは1回、男子チャンピオンズ・トロフィーでは6回、合計9回であった。最も多い確認内容は、ボールが攻撃側のスティックに当たるかプレーされた結果、ゴールインしたかどうかという点であり（9回中7回）、残る2回は、確認要請を行うことの認められない事態において確認が行われてしまったケースである。逆に、確認が行われるべきであったにもかかわらず、要請の行われなかった場面が、男子チャンピオンズ・トロフィーでは2回存在したと報告されている。⁸⁾

上述の2006年7月から2007年6月の1年間におけるビデオアンパイア制度の運用により、確認要請を行うことで、ほとんどの場合に正しい判定が導かれたことから、この制度がある程度有効であることが確認された。しかしその一方で、いくつかの技術的な問題が浮上した。

確認要請の行われる頻度の最も高いのは、ゴールに入る前に、ボールの方向が攻撃側のスティックによって変えられたかどうかの確認であるが、その厳密な確認のためには、審判員と反対側の低い角

度に設置されたカメラからの映像が必要であることが指摘された。その解決策として考えられるのは、ゴール背後に広角度レンズの固定カメラを1台設置し、ゴール正面と各ゴールポストから2～3m以内の地域をカバーすることである。ただし、このカメラを活用するためには、多チャンネル方式のリプレイ機器を準備する必要があり、経費の上乗せにつながる懸念される。また、このような理想的なカメラの配置を行っても尚、そのカメラを円滑に操作するカメラマンの、ゲーム展開に対する予測能力が必要とされることも事実である。どのような場面の確認においても、鮮明な画像の確保が不可欠であり、解像度の高い21インチ以上のテレビモニターの使用が推奨されるのである。

さらに、ビデオアンパイア運用に関する規約上の問題点としては、以下のような指摘がなされた。

まず第1に、サイドネットのすき間からゴール内にボールが入ってしまった場合にも、ボールがゴールラインを割っていないことが確認できるように、規約上の表現を一部改めるべきこと。第2に、ボールがゴールラインを割る前に、攻撃側の選手の脚に当たっていた事例から、「ボールがゴールを割ったか否か」という問いではなく、「ボールがゴールを合法的に割ったか否か」という問いに改めるべきであること。その上で、ビデオアンパイアに、このような付随した反則の発生についてコメントする権利を与えれば、問題が解決するというわけである。第3に、ペナルティ・コーナーにおいてボールが攻撃側によってゴールに入れられる前に、いったんサークル外にボールが出されたか否かということについても、ビデオアンパイアへの確認要請を可能にすべきであることも指摘された。

3-3. 2008年

さて、ビデオアンパイア導入第1段階の最終年である2008年は、北京オリンピックの開催年であったが、それに先立ち行われた男女予選大会（計6大会）⁹⁾では、テレビ放映のある試合が限定されたことから、ビデオアンパイアの運用は、環境的に必ずしも満足のいくものではなかった。

各大会におけるビデオアンパイアの稼働回数と確認要請の内容は、表1. のとおりであった。

また、これら6大会における運用によって確認された問題点は、以下のとおりであった。

- (1) 小規模の大会では、必然的に審判員団も小規模であり、ビデオアンパイアの指名の選択肢に限界がある。加えて、任務遂行に足りる英語能力のない審判員が存在する現状では、その状況がさらに困難となる。
- (2) ビデオアンパイアの十分な活用には、デジタル方式のカメラ6台が不可欠。
- (3) 審判員の視野が遮られるような場面では、審判員からの自発的なビデオアンパイアへの確認要請を期待することは不可能。

表1. 北京五輪予選大会（2008年）に於けるビデオアンパイア稼働状況

性別	開催地	稼働回数	確認要請の内容
男子	オークランド (ニュージーランド)	0	-
	各務原 (日本)	0	-
	サンチャゴ (チリ)	1	攻撃側によってボールがゴールインされたか否か
1		ゴールラインを割ったか否か	
女子	バクー (アゼルバイジャン)	3	攻撃側によってボールがゴールインされたか否か
		1	ゴールラインを割ったか否か
	カザン (ロシア)	0	-
	ヴィクトリア (カナダ)	1	攻撃側によってボールがゴールインされたか否か

国際ホッケー連盟は、上述のような 2006 年以降の 2 年半に得られた情報をもとに、ビデオアンパイアの運用に関する競技運営規定を改正し、男女各々のチャンピオンズ・トロフィーにおける試用を経て、8 月の北京オリンピックで正式に採用された。

その主な改正点は、ビデオアンパイアに対する確認要請を可能とする状況を、「審判員が、合法的な得点の認否に関する正しい判定を行ったか確信が持てない時、または、判定が不可能な場合」としたことである。すなわち、

- (1) ボールがゴールラインを割ったか否か。
- (2) ボールがゴールラインを割る前に、サークル内で攻撃側のスティックによって合法的にプレーあるいはタッチされたか否か。
- (3) ペナルティ・コーナーの実施中、ボールがゴールに入る前に、サークル外に出されたか否か。
- (4) 得点を認めるか否かの判定に至る過程において、サークル内で反則行為が発生していなかったか否か。反則行為が認められた場合、最終的な判定を下す上でそれを考慮に入れるかどうかは、審判員の判断とされた。

このような改正規定に基づき競技運営された北京オリンピックの大会期間中には、合計 18 回のビデオアンパイア要請が行われ、そのうちの 17 回は正しい判定に導かれた。適切な映像が提供されず、確認が不可能とされた事例は、1 回だけ存在した。18 回のうち 10 回は女子の試合において行われたものであり、3 回は上記記載事項の (2) に、7 回は (4) にそれぞれ該当した確認内容であった。残る 8 回は、男子の試合でおこなわれたが、そのうち 4 回は上記の (2) に、4 回は (4) に該当するものであった。

北京オリンピックにおける最大の問題点は、テレビ局ディレクターとの直接交信が不可能であったため、必要とする映像の入手に時間がかかりすぎる場面があったことである。この経験から、2012 年のロンドン・オリンピックにおいては、放映担当テレビ局との密な関係を築き、ビデオアンパイアの任務遂行が円滑に行われるための最適な映像が確保されるようにすべきであることが指摘された。

4. ビデオアンパイア制度の課題

2006 年から 2008 年までの 3 年間、ゴール判定に関連する場面に限定して活用されてきたビデオアンパイア制度は、審判員が正しい判定を行う上で有効であることが証明されたといえる。

ビデオアンパイアに対して要請された確認内容は、表 2. に示すとおりであるが、圧倒的に頻度が高いのは、サークル内で攻撃側がボールをプレーしたか、スティックで触れたか否かの確認であった。

表 2. ビデオアンパイアへの確認要請の内容と稼働回数

確認要請の内容		稼働回数
1	攻撃側によりサークル内でボールがプレーされたか／触れられたか	28
2	得点の判定につながる過程で起きた反則行為	11
3	ボールがゴールラインを完全に割ったか否か	4
4	サークル内か外か	1
5	規定外の確認事項	2
合計		46

*2006年7月～2008年8月開催の12の国際大会における集計結果

ホッケーでは、サークル内をゴールに向かって高速度で進むボールが、攻撃側の選手のスティックによって触れられなければ、ゴールに入ったとしても得点は認められない規則だが、守備側の選手のスティックに当たってゴールに入る場合もある。この場合、確かに攻撃側のスティックに当たったのだと確信が持てなければ、審判員は得点を認めることは不可能であるから、慎重にならざるを得ない。ビデオアンパイア制度が、このような困難な状況におかれた審判員の救世主となったことは明らかなのである。ただし、ビデオアンパイア制度の実質的な効用は、次のような条件に左右されることも、同時に明らかとなった。

- (1) 参加チーム、審判員、テレビ放映責任者に対し、ビデオアンパイアの運用方法が、事前に明確に提示されること。
- (2) 適切なテレビカメラの台数と位置：通常のテレビ放映用のカメラを補うには、ゴール裏の高い位置に設置する小カメラと審判員の逆方向の低い位置に設置する小カメラとが、ゴール内のカメラよりも有効である。
- (3) テレビ局のカメラマンとディレクターのホッケーの放映に対する習熟度
- (4) 再生画像の質を保障する録画・再生設備の確保
- (5) フィールド上の審判員とビデオアンパイア、テレビディレクターとをつなぐ通信機器の質
- (6) 制度運用に関わる人員の英語によるコミュニケーション能力
- (7) 大会開催地のテレビ局からの協力
- (8) ビデオアンパイア用の適切な環境の確保：悪天候や騒音から影響を受けない個室が必要。大会開催国の立候補の条件に含めることが望まれる。
- (9) ビデオアンパイアを行うに十分な規模の審判員団の確保：言語あるいはその他の能力的問題から、すべての審判員にビデオアンパイアの任務を任せるとは困難である。大会運営経費が許せば、ビデオアンパイア専属の審判員を任命することも考えられる。
- (10) ビデオアンパイア関連業務を取り仕切る役員（コーディネーター）の確保

北京オリンピック終了後、約1年半が経過した2010年現在も国際ホッケー連盟は、全試合テレビ放映の行われるトップレベルの国際大会に限ってビデオアンパイアを運用している状況であり、今後も上述のような人的、制度的、そして技術的な問題を、大会運営予算を考慮に入れながら解決していくことになるであろう。

表3. (36ページ参照) は、本論2. で報告された11の国際大会の各々におけるビデオアンパイア制度運用の経費を示すものである。大会ごとにその金額のばらつきが激しいのは、準備された機器の量と質に、大きな差があったことによるものである。関係テレビ局との契約状況にもよるが、オリンピック及びワールドカップでは、1万ユーロ以上の予算が、ビデオアンパイアの運用のみに計上されねばならない。この上に、専属ビデオアンパイアを任命したり、専属コーディネーターを配置したりして、制度のより良い運用を図ろうとすれば、人件費が加算され、さらに予算規模が拡大することは避けられない。予算によって限界が設けられるのは珍しいことではないが、今後のビデオアンパイア制度の継続運用においては、そのために必要とされる最低基準の条件を明確に示し、一定水準以上の質が保たれるようにしなければならない。

現実の問題として、スポンサー契約による収入を、サッカーやクリケットほど期待することの難しいホッケーでは、このような決して小額とはいえない経費の負担が、ビデオアンパイアの稼動回数に見合うものなのかということは、検討されてしかるべきである。前出の表3.によれば、9大会で総

額77,235ユーロの経費をかけて行われたビデオアンパイアの稼働回数は合計42回。すなわち、1回当たりの単価は、単純計算すれば1,838ユーロである。このような算出方法が妥当とは思えないが、多大な経済的負担を大会開催国に強いても尚、ビデオアンパイア制度を続けるべきか否かについては、まさしくホッケー界の持つ価値観が決めるものということになる。世界一を決める大会において、勝敗を決する審判員の一つの判定を巡り、トラブルの起きる可能性を最小限に留めようとするに、どれほどの経費を投入すべきなのかということは、国際ホッケー連盟が現実を見据えて判断しなければならない課題である。

表3. 主要国際大会に於けるビデオアンパイア関連経費

開催年月	大会名	開催地	経費（ユーロ）	稼働回数 ／ 総試合数
2006年7月	女子チャンピオンズ・トロフィー	アムステルダム（オランダ）	15,630	1/18
2006年9月	男子ワールドカップ	モンシェングラドバック（ドイツ）	18,960	9/42
2006年10月	女子ワールドカップ	マドリッド（スペイン）	3,200	3/42
2007年1月	女子チャンピオンズ・トロフィー	キルメス（アルゼンチン）	150	2/18
2007年6月	男子チャンピオンズ・チャレンジ	ブーム（ベルギー）	10,000	1/18
2007年12月	男子チャンピオンズ・トロフィー	クアラルンプル（マレーシア）	10,000	6/32
2008年2月	男子オリンピック予選	サンチャゴ（チリ）	2,000	2/18
2008年3月	男子オリンピック予選	各務ヶ原（日本）	3,650	0/18
2008年5月	女子チャンピオンズ・トロフィー	モンシェングラドバック（ドイツ）	1,650	-/18*
2008年6月	男子チャンピオンズ・トロフィー	ロッテルダム（オランダ）	6,746	-/18*
2008年8月	オリンピック競技大会（男女）	北京（中国）	13,645	18/76

*ビデオアンパイア稼働回数不明

5. チームによる確認要請制度の試みと今後の展望

北京オリンピック後に浮上したのは、ビデオアンパイアへの確認要請の権限を、審判員に限らず、チームにも与える制度を検討することであった。それは、重要な判定に対してチャレンジする機会を、対戦する両チームに平等に与えることにより、公平なゲームの保障を図るという発想に基づくもので

ある。本稿1. で紹介された、クリケットにおけるチームからの確認要請制度 (DRS) や、テニスにおける選手からの申し立てによる再審 (electric review) 制度が、ホッケーに影響を及ぼしたと推察される。

国際ホッケー連盟に先駆け、その検討に積極的に乗り出したのはヨーロッパ・ホッケー連盟 (European Hockey Federation) であったが、彼らは2008-2009年のヨーロッパリーグ (EHL) において、チームからの確認要請制度を試験的に導入し、チームが審判員を通して、ビデオアンパイアに確認要請を行うことを認めたのである。ただし、これによって競技が繰り返し中断されることを避けるため、確認要請の結果の如何に関わらず、各チーム前・後半に1回ずつと限定された。しかし、後半に用いなかった権利を、その後の延長戦やペナルティ・ストローク戦に持ち越すことは可能とされた。

彼らはまた、国際ホッケー連盟の現行ビデオアンパイア規定を拡大し、個人対象の罰則を除くすべての判定に対して確認要請を行えるものとした。ただし、審判員に対する確認要請の伝達は主将だけに認められ、判定を不服とする選手が審判員を取り囲んだまま、競技が中断するという好ましからぬ状況を排除しようとした。

さらにもう一つ、国際ホッケー連盟の規定と大きく異なっていたのは、確認後の最終判定が、審判員ではなくビデオアンパイアによって下された点である。もちろん、その判定に対する抗議や、対戦相手のチームからの再度の確認要請は認めないものとした。また、審判員とビデオアンパイアの通信状況がテレビを通じて公開されたことや、ビデオアンパイアが審判員団とは別途に指名された点も、国際ホッケー連盟主催の国際大会とは異なる興味深い点であった。¹⁰⁾

こうして行われたヨーロッパリーグの状況が、国際ホッケー連盟審判委員会に対し、2008年11月、以下のように経過報告された。^{11) 12)}

- (1) 確認要請は24試合で45回実施された。得点の諾否に関する確認要請は少なかった。
- (2) 多くの場合、守備側のチームによって行われ、PCを与える判定に対する確認要請が最も多い。
- (3) 空中に上がったボールの危険性など、競技規則の判定基準に対する確認要請が多く行われた。
- (4) チームからの確認要請によって、元の判定が変えられたケースは少ない。
- (5) 前・後半終了前5分以内に行われる確認要請は、作戦上の意図を持って行われていると懸念される。
- (6) 制度の運用は全般的に円滑に行われ、チームにも受け入れられた。
- (7) 審判員が相手審判員に援助を求める前に、チームからの確認要請が行われていたが、審判員に過度の緊張を強いるような場面はみられなかった。
- (8) 主将は確認要請の理由を、より明確に審判員に伝えるべきである。
- (9) ビデオアンパイアによる確認に要する時間は、短縮されることが望ましい。
- (10) ビデオアンパイアからテレビ局ディレクターに対し、どのような場面の映像が求められているかが正確に伝わらず、誤った場面の映像が再生される事態が生じた。
- (11) ビデオアンパイアによる判定に対する不満を露にする選手が見られた。

これらの報告に基づき、国際ホッケー連盟の審判委員会、競技委員会及びルールボードにおける審議が行われ、国際ホッケー連盟の主催する大会において、前・後半に1回ずつ実施可能なチームからの確認要請と、従来から行われてきた審判員からの確認要請とを組み合わせ、新たなビデオアンパイア制度を実施することが検討された。

特に、当時の運営規定の中で検討された事項は、以下のとおりであった。¹³⁾

- (1) チームの確認要請は、前・後半各々の終了前5分以内には認められないと限定してはどうか。
- (2) 確認要請の対象となるのは、得点を認めるか否かの判定につながる過程で発生する、サークル内

の反則に限られているのを、23m地域内に拡大してはどうか。

- (3) 確認要請が、得点に絡む判定に限定して認められているのを、ペナルティ・ストローク及びペナルティ・コーナーの判定についても認めてはどうか。
- (4) ビデオアンパイアによって確認されるのは、あくまでも技術的な要素だけに留まり、ルールの解釈には及ばないことを、競技運営規定において明確にしておくべきではないか。
- (5) ビデオアンパイアへの確認要請を経て、審判員によって下された判定は最終のものであり、それに対するチームからの異議や不満の表明は退場処分の対象となることを、競技運営規定において明確に示すべきではないか。
- (6) チームが確認要請の意思を審判員に伝達するのは、主将に限らず、その時点でフィールド内に存在する選手のいずれかが行えるようにするのが、運用の円滑化に寄与するのではないか。

検討の結果、上記6つの検討事項のうち、確認要請を行うタイミングの制限を除く5つの事項を採用した競技運営規定により、2010年2月から3月にかけてニューデリー（インド）で開催された男子ワールドカップにおいて、チームによる確認要請制度が試験的に採用された。以下にその運営規定を示しておく。

競技運営規定13. チームによる確認要請¹⁴⁾

審判員からビデオアンパイアに対する通常の確認要請に加え、対戦する両チームには、各試合1回（延長戦及びペナルティ・ストローク戦を含む）の確認要請が認められる。

- i) チームによる確認要請の対象となるのは、得点、ペナルティ・コーナー及びペナルティ・ストロークの判定に関わる23m地域内の判定である。個人に対する罰則の適用については対象外とする。
- ii) 当該事象の発生時点でフィールド内に存在するいずれかの選手が、チームの確認要請の意図を、直ちに審判員に伝えなければならない。
- iii) この際選手は、両手でTの字を作って示すとともに、口頭でその意思を示すものとする。
- iv) 選手は、確認を求める対象となる判定（または判定されなかった事象）を、口頭で正確に伝えなければならない。
- v) チームからの要請を受けた審判員は、四角い箱、すなわちテレビモニターを表すシグナルに続き、両手でTの字を作り、要請のあったことを示す。
- vi) その後、通常ビデオアンパイアの手続きが実施される。
- vii) 確認により出された最終判定が、要請を行ったチームの意向どおりとなった場合には、当該チームの同一試合内の確認要請の権限が、引き続き保持される。
- viii) 確認によって出された最終判定に対しては、再度の確認要請を認めない。

2010年の男子ワールドカップでは、大会42試合中75回、チームによる確認要請が行われた。ほぼ毎試合、対戦する両チームから1回ずつの要請があった計算になるが、それらの確認要請によって、当該チームの望みどおりの最終判定に結びついたケースは、59%と報告されている。¹⁵⁾しかし、たとえ有利な判定に結びつかなかったとしても、疑問視される状況が発生した場合に、その疑問を試合中に正当な方法でアピールする機会がチームに与えられ、納得の上で試合を進行させることが可能となったのは、チームにとっての新たなメリットといえるであろう。

懸念されたのは、ゲームがどれだけ中断されるかということであったが、国際ホッケー連盟の調査によれば、1回のビデオアンパイアへの確認要請に要した平均時間（審判員による確認要請を含む）は、83秒から114秒であった。¹⁶⁾しかし、このような中断時間が長いのか短いのかという主観的な議論よりも、問題として浮き彫りにされたのは、ゲーム展開によっては、チームからの確認要請を直ちに行うこと

が不可能な場面が存在することであった。例えば、攻撃側によって疑問視される状況が23m地域内で発生した後、審判員の笛によってゲームが中断されることなく守備側の逆襲が進行し、その結果、逆のエンドで得点があげられたりペナルティ・コーナーが与えられたりすることがある。この場合、もともとの疑問視される状況を対象とした確認要請は、相当な時間が経過してから、しかも異なる場面で重要な判定が下された後に行われることになる。いったん認められた得点が、他の判定に関する確認要請の結果、取り下げられるような状況は、ゲームの進行に大きな影響を及ぼすものである。また、チームや観客の興味を大きく削ぐことにつながりかねない上、チームが明らかな作戦的意図を持って、確認要請を行う可能性も出てくるのではないか。

クリケットやテニスのように、もともとゲームが寸断されながら進行していくボールゲームとは異なり、ホッケーでは、制限時間内にできるだけプレーが中断せずに進行していくところに、ひとつの醍醐味がある。そのようなゲームの特徴を損なわないようにすることと、正しい判定を求めるチームの権利を平等に保障することとを、いかに両立させるかについては、慎重な検討を要する。

国際ホッケー連盟は今日まで、ゲームの流れが損なわれぬようにすることを意図して、競技規則や競技運営規定の内容を定めてきた。また、審判員の教育においても、この点が強調され続けてきた。にもかかわらず、チームからの確認要請制度の導入により、これに逆行するような状況が生み出されるとすれば、そこには検討の余地が大いにあるということを意味する。望ましからぬ形でゲーム中断の発生を最小限に抑えるに効果的な規定が、検討されてしかるべきであろう。

一方、チームからの確認要請を受ける審判員の側の課題としてクローズアップされているのは、言語によるコミュニケーション能力である。

国際ホッケー連盟の定める国際審判員の資格認定基準¹⁷⁾には、ホッケーの国際試合における共通言語である英語による十分なコミュニケーション能力が、国際審判員の基本的な条件として挙げられているが、ビデオアンパイア制度の導入と共に、この能力が以前にも増して重要視されるようになってきた。それは、確認要請の内容をビデオアンパイアに正確に伝え、ビデオアンパイアからの回答を正しく理解して最終的な判定に反映させることが、国際試合を担当する審判員に求められるからである。特に、チームからの確認要請を受ける場合には、重要な判定を迫られる状況下で、興奮気味の選手達の発言から、その意図を正しく汲み取らねばならない。場合によっては、チームが本当に確認要請を求めているのか否かを、確認することも必要となる。さらに、審判員とビデオアンパイアとの通信内容をそのまま電波に乗せ、視聴者の耳に届けたいという、テレビ局からの要請にも応える必要が生じている。ビデオアンパイア制度の運用が、言語の壁に起因するトラブルに見舞われるようでは、その効果も半減しかねないのである。このため、トップレベルの国際大会を担当するような資質の見込まれる国際審判員には、育成の早い段階から英語教育を施していくことが求められる。

審判員の教育内容については、その他にも見直しの必要とされる要素がある。ビデオアンパイア制度の導入により、従来には見られなかった新しい局面が出現したからである。例えば、審判員としてフィールドに立つ時には、確信の持てない重要な判定について、自らの意思でビデオアンパイアに確認要請を行う勇気と、そのタイミングを逃さない決断力が求められる。確認要請を行う直前に下した自己の判定を、結果として覆さねばならない場面に遭遇する可能性がある。また、チームからの確認要請制度を適用する場合には、チームからの確認要請によって、自己の下した判定を覆さねばならない場面も出来る。そのような多大な精神的圧力のかかる状況においても、動揺することなく対応し、それ以降の試合を平常心で続行できるように、より一層の精神的な強化を図ることが求められるのである。

さらに、ビデオアンパイアとして指名される場合に備え、関連機器の使用方法について習熟し、自信を持って任務にあたるように準備させることである。未習熟な者に重要な任務を任せることは、もちろん回避されねばならないので、大会期間中、ビデオアンパイアの任務のみにあたる専門家を派遣するというアイデアもあるが、予算との絡みで検討が必要であることはいうまでもない。

ところで、このような審判員とその指導者の努力、制度的な改善に加え、選手・コーチの側の共通理解と協力があってはじめて、ゲームが望ましい方向に発展するということは、ホッケーに限らず、全てのボールゲームに共通したことであり、関係する者全てが心に留め置くべき大原則といえるだろう。ホッケーの審判員がいかに良い教育を受け、その最大限の能力を発揮しようとも、「審判員の判定は尊重されねばならない」という本質的な理念を、ゲームに参加する者たちが忘れてしまっているのは、ビデオアンパイア制度も室の持ち腐れに終わるに違いない。言葉をかえるならば、ビデオアンパイア制度の運用により、審判員の権利が侵害されぬよう、常に注意が払われてしかるべきである。

これは特に、チームからの確認要請制度を運用する場合に懸念されるものであるが、そもそも選手の側が審判員の判定に疑問を投げかけるということ自体が、審判員の権限を侵害するものではないかという声があることも事実である。しかし、勝負を分けたと思われる疑惑の判定を巡って、試合終了後に、マスメディアまで巻き込んで延々と論争が続くよりも、精密な録画映像を瞬時に再生する技術を用いることによって、疑惑の判定に一応の答えを出し、その場で決着をつけた上でゲームを進行させる方が、より健全な方法といえるだろう。この考え方に立って、IT機器によって審判員の判定を補助する制度が、種々のボールゲームにおいて採用されているわけだが、そのような制度のもとでさえ、判定が不可能となる状況も起り得るのだということを、選手やコーチは承知した上で試合に参加しなければならない。審判員が、自身の持つ能力と補助的手段とを最大限に活用し、導き出した判定を、最終のものとして受け入れる姿勢を選手やコーチが持たない限りは、ホッケーのビデオアンパイア制度も十分に機能しなくなるであろう。ボールゲームとはそのような奥深さを持つものであり、それ故に人々を魅了してやまないものだということを、このあたりで再認識しておく必要があるようだ。

本稿で述べられたとおり、ホッケーのビデオアンパイア制度は、2006年より5年間に亘って行われてきた実質的な運用により、判定の困難な状況におかれた審判員が、正しい判定を導き出すための補助的手段として有効であることが立証された。この制度は、トップクラスの国際大会においては今後とも継続されていくものと思われるが、ここにチームからの確認要請制度を加えるか否かについては、なお検討の余地がある。

2010年男子ワールドカップ開催の後、本稿を執筆中である2010年11月に至るまで、男女各々のチャンピオンズ・トロフィーと女子ワールドカップの合計3つの大会で、チームからの確認要請制度が運用された。これらの大会からの報告をも踏まえた上で、この制度を継続して運用するか否か、するとしたらその確立に向けて、何をどのように変えていくべきかが、国際ホッケー連盟において検討される見通しである。

脚注及び参考・引用文献

- 1) International Tennis Federation; Electronic Review Procedure, "Rules Book Tennis" 2010, P.26
- 2) International Tennis Federation; "Duties and Procedures for Officials 2010" , Pp.9-10

1. ボールが規定のラインを割ったか否かについての線審 (ラインジャッジ) による判定や、そのコールを覆す主審 (チェア・アンパイア) の判定 (オーバールール) に対し、選手は電子装置による再審を求めることができる。ただしその要請は、ポイントが決定したショットか、選手がプレーを止めた時のショットにのみ限定される。
 2. 主審は、要請のあったショットの判定について疑義のある場合、電子装置による再審を行うか否かを決定する。ただし、当該の要請が不当なものと考えられる場合や、タイミングを逸していると考えられる場合には、その要請を却下することができる。
 3. 電子装置による再審の要請を受けて行われる機械の操作は、レフェリーによって認められた再審委員 (a review official) がこれを行う。
 4. 何らかの理由により電子装置による再審が不可能な場合には、元の線審によるコールまたは主審による判定を生かすものとする。
 5. 電子装置による再審の結果を以て、主審の最終判断とし、それ以降の異議申し立てを受け付けることはできない。
 6. 電子装置による再審の結果、判定が覆される限りは、選手は何度でも請求を行うことができる。判定が覆されなかった再審が、1セットにつき3回に達したとき、同一セット内には、それ以降の再審請求を行うことはできない。タイブレイクにおいては、さらに1回の要請を追加することができる。
- 3) ラグビー競技規則 第6条 マッチオフィシャル 6.A.6 (b)
- 試合主催者は、機器を使用する係を指名することができる。レフリーは、インゴールにおいて、トライまたはタッチダウンが与えられるべきかの判定が難しい場合には、この係の意見を求めることができる。
- インゴールにおいて、不正なプレーが行われた疑いがあり、トライまたはタッチダウンが与えられるべきかの判定が難しい場合、この係の意見を求めることができる。
- この係に対しては、ゴールキックの成否の判定に関しても意見を求めることができる。
- プレーヤーがトライをするためグラウンディングしようとした際、タッチに出なかったかどうかについて判定が難しく、レフリーまたはアシスタントレフリーが不確かな場合、レフリーはこの係に意見を求めることができる。
- トライの起りそうな状況で、タッチインゴールになりボールがデッドとなったかどうかの判定が難しい場合、レフリーまたはアシスタントレフリーはこの係に意見を求めることができる。
- 4) International Hockey Federation: FIH Tournament Regulations, Outdoor Competitions, March 2010
 - 5) 関係委員会とは、競技委員会 (Events & Competitions Committee)、通信・情報技術委員会 (Communication & IT Committee)、審判委員会 (Umpiring Committee)、及びルールボード (HockeyRules Board) の4委員会を指す。
 - 6) 世界ランキング上位6カ国による大会。
 - 7) チャンピオンズ・トロフィーの下位に位置づく、世界ランキングの第2グループ6カ国に出場権がある。
 - 8) International Hockey Federation Umpiring Committee; VU Report for the EB, 2008
 - 9) 北京オリンピックの予選大会は、男子がオークランド (ニュージーランド)、各務原 (日本)、サンチャゴ (チリ) の3会場、女子はバクー (アゼルバイジャン)、カザン (ロシア)、ヴィクトリ

ア（カナダ）の3会場で、それぞれ行われた。

- 10) International Hockey Federation: HRB Paper 08 4.4 Appendix A and B, 2008
- 11) European Hockey Federation: HRB Paper 08 4.4 Appendix A; Regulations for Euro Hockey League (MEN) 2008/2009, June 2008
- 12) Martin Gotheridge: HRB Paper08 4.4 Appendix B; Euro Hockey League Report on 2007-8 Variations and Proposals for 2008-9, June 2008
- 13) International Hockey Federation Umpiring Committee: Paper: UC/2008/November/18, 2008
- 14) International Hockey Federation: Schedule of variation to rules of hockey applicable for tournaments, March 2010
- 15) International Hockey Federation Umpiring Committee; Paper:UC/2010/November/25a, p.3,2010
- 16) International Hockey Federation Umpiring Committee; Paper:UC/2010/November/25a, Pp.3-4,2010
- 17) International Hockey Federation: Guidelines Covering the Grading/Listing of International Umpires (Outdoor), July 2010

日米の情報戦 — 「海軍乙事件」 その他 (1)

三宅光一

The Battle of Intelligence between Japan and USA
— “The Naval Otsu (乙) Affair” and the Others (1)

MIYAKE Mitsukazu

This paper is restricted to provide a ground for the main topic on the battle of Intelligence between Japan and USA in the Pacific War. After that we intend to deal with “The Naval Otsu Affair” on the side of Japanese Navy (which occurred in April 1944). At the same time we would like to examine the USA response and actual reaction to this affair.

Because of the very successful war against Russia, Japan had become recognized as a world power. Since then the Japanese Navy obliged the following generations of chief officers and staff to fight with the absolute ideas of “Z Operation Plan”, that means the project military theory as a coherent strategy, based on the brilliant victory over the Russian Baltic Fleet. Besides the influence of the Russo-Japanese War, the defect of Japanese Navy can be analyzed in terms of two components: both promotion system by a seniority rule and loss of the flexible way of thinking. Consequently, Japanese Combined High Seas Fleet (連合艦隊) had to fight the USA Navy without almost paying respect to intelligence, i.e. without gathering, filing and analyzing much information.

Being ignorant of importance of intelligence and her own deficiencies, Japan continued in vain to order the mobilization of troops like groping her way in the dark, whereas USA army acted appropriately according to accurate intelligence about Japanese defenses by decoding Japanese Navy secret cipher.

Owing to this conventional neglect, Admiral Koga, commander of the Combined High Seas Fleet, avoided fighting a long-expected battle and eventually retreated from Truk in the Caroline Islands to the navy base of Palao in the face of American intensive aerial assault and air bombardment from advanced bases.

1. はしがき

前号の拙論で山本長官戦死に至る顛末と共に、何よりもその局面における情報戦で完敗を喫していたことに論及した。さらに長官戦死が与える衝撃と反響について、あまりにも大きすぎるとの理由から、ラバウルの基地内で緘口令が布かれたことにも触れた。それはラバウル基地に留まらず、トラック島の連合艦隊内でも同様な処置を実施した。つまり嚴重な秘匿が図られて、旗艦「武蔵」の長官室付近は艦内通路の出入りに規制をかけた。海軍内でさえそうなのだから、歩調を取って戦争遂行を行うべき陸軍に対して、さらには国民に対しても事実を伏せたことは言うまでもない。戦争遂行上、考えるべき情報開示の課題がそこに露呈されていた。一体、日本海軍は情報についてどのように認識していたのか？米海軍はどうか？そのことが論者の根幹をなすテーマである。

今回は、情報漏洩という不祥事を起こした「海軍乙事件」に検討を加えたいが、本稿ではそこに至るまでの経緯、すなわち「海軍乙事件」以前およびそれに関連する他の事実について、ほぼ時系列的に検証していく。従って付随的に戦局の推移にも論及していく予定であるが、そのことはあくまで情報の問題という視座を意識しながら、日米間に横たわる太平洋戦争下の情報実態に迫りたいと考えているからに他ならない。

2. 連合艦隊司令長官の引き継ぎ

山本長官戦死の確認後、海軍は暫定的にただちに次席指揮官・近藤第二艦隊司令長官に指揮権継承を示達した。間もなく「軍令ハ将校、官階ノ上下、任官ノ先後ニ依リ順次コレヲ承行ス」という『軍令承行令』（明治32年制定）に基づいて、横須賀鎮守府長官・古賀峯一大将が後任に親補されて、4月24日に飛行艇に座乗して横浜を出発、翌日にはトラック島に在泊する旗艦「武蔵」に隠密裡に着任する。この間の事情は、5月21日に山本長官の戦死が公表されるまでは、ごく少数の海軍上層部の関係者が知るのみであった。山本長官機を護衛していた零戦搭乗員・柳谷飛行兵曹の言一

「五月十日にトラックへ飛行機を取りに行った時、旗艦<武蔵>に長官旗が上がっているんですよ。それで『山本長官が生きていて帰って来ているんだ』ということになりましたね。そのうちに、司令長官が、艦橋に出ているのを基地の見張り員が双眼鏡で見たんです。が、どうも山本長官とは違うようだ、背が少し高く、体も大きい、と。山本長官とはちがう人が艦橋に立っていると、もっぱらの評判なんですよ。それで私は、山本長官は戦死し、代わりの長官が来たのかな、と思いましたよ。しかし、まだ発表がないですよ。発表は、それから十日ほどしてからでした。¹⁾」

ラバウル基地の責任者は、山本長官は負傷をされてトラック島に帰還されたと周囲に知らせておくことにした。上記の証言から判明するように、山本長官機の護衛を仰せつかって、「海軍甲事件」の渦中にいた当事者にも、長官戦死の確たる情報は厳秘のままだった。そうこうするうちに5月11日、米陸軍第七師団がアリューシャン列島のアツ島に上陸してきた。古賀新長官は戦艦、巡洋艦、空母「飛鷹」を直率して米軍の攻勢を阻止しようとした。連合艦隊司令長官は、戦術指揮官として作戦部隊の戦闘に立つといった日露戦争時の東郷長官に倣って、ある意味で当然のごとくその決戦兵力の先頭に立つ決意を固めた。内地で空母部隊ならびに巡洋艦部隊と合流することから、作戦の綿密な打ち合わ

2011年1月19日受付

* MIYAKE Mitsukazu 現代教養講座・教授（環境と情報）

せを必要としたので、古賀長官は内地に急航した。その際、旗艦「武蔵」の長官公室の祭壇に安置された故山本長官の遺骨を遺族に引き渡すと同時に、残存する旧幕僚たちを交代させて、艦隊の人心一新を図ろうとした。すなわち5月22日に負傷の宇垣参謀長は福留繁中将と交代し、6月11日黒島先任参謀の後任に、高田利種大佐が就任した。5月21日の山本長官の戦死公報に際しては、そのような抜き差しならない事情が発生したために、隠しおおせなくなって、仕方なく報道したのであった。とも角、これで名実ともに新長官の誕生となった。しかし、5月30日にアッツ島玉砕が知らされて、古賀長官の救援軍計画は断念の他ない状況に追い込まれた。

ここでとりわけ注視すべきは、海軍の情報隠蔽の体質である。ミッドウェーでの南雲空母部隊惨敗という深刻な事実が陸軍側に伝わったのは、何と1年半後のことであった²⁾。その間、陸海軍の連絡会議やその他の情報交換の場が何度も開かれながら、海軍はそのことを伝達しなかった。反対に、日本海軍は自分たちの方が勝利を収めたと歪曲して、大本営報道部から電波に流した。真相を明らかにしない措置によって、米国に対してミッドウェー海戦の帰趨や戦局における米国優位を気づかせないで済む、と日本海軍の上層部は真面目顔で考えたらしい。米国側では当初、現場の戦況だけでは不詳だったが、暗号解読を通じて、日本側の損害に関する正確な情報が筒抜けになった。本誌前号の拙論45頁で指摘したように、戦場での錯綜する戦果に関して通常は、相手側の被害を大きく見積もる傾向があるが、反対に自軍陣営の被害報告はごまかしが効かないのであって、冷徹な数値として正確に算出される。しかしながら米国は暗号解読で、ミッドウェーでの日本海軍の損害を正確に把握しており、「知らぬは日本ばかり」であった³⁾。だが、最悪の事態は、そのせいで国民の間に楽観ムードが漂ったことである。効率の悪い日本の生産体制が余計に緩み、もう少しで終戦だと感じた製造部門の企業は、米国の驚異的な生産力を考えれば、まさにこれから正念場だという時に、生産調整に入り設備投資を手控えるようになった。海軍当局は情報漏れを警戒して、生き残りのベテラン搭乗員など空母関係者を捕虜のように収容・監禁し、間もなく彼らは、口封じのように南方の最前線へと配属させられた。海軍は体面を繕うことしか念頭にない。事実から出発するときは、正確な分析が保証され、またその対抗策もおのずから効果ある立案ができるものである。ミッドウェーの敗戦を受けた作戦研究会は、ついに実施されないままに終わった。「突っつけば穴だらけであるし、皆が十分な反省をしていることでもあり、その非を十分に認めているので、いまさら突っついて屍に鞭うつ必要がないと考えたからだった…⁴⁾」。別の観点から言えば、逆に反省会を開かないから、以後も同じ失敗で屍を累々と重ねていくことになる。失敗した時こそ、敗因とその実態を徹底的に検証することが喫緊の課題となる。都合の悪い報道は国民の士気を挫くと言うが、事実を覆い隠したままなら、弱点克服にはならず、戦局を不利に導くのはだれにも分かりそうなことである。

古賀新司令長官とは一体、どういう戦歴の持ち主であろうか？古賀長官は、開戦時には支那方面艦隊司令長官の職にあり、昭和17年11月からは横須賀鎮守府司令長官として後方基地に勤務し、熾烈な対米戦争における最前線の事情に関してはまったくのところ疎かった。4月25日に古賀は「武蔵」に着任。山本司令部の残余の幕僚から作戦の全般的な説明と戦況について報告があり、その予想以上に深刻な戦局の展開に驚いたという。嶋田海軍大臣はその人事権行使に当たって、豊田副武（海兵33期）と古賀峯一（海兵34期）の二人しか候補適任者を見出せなかった。古賀は、参謀長に「戦略戦術の神様」と渾名された福留繁中将を指名し、その就任を条件に快諾した。それで古賀の方が豊田より後任扱いだったが、承認された。山本前長官（海兵32期）の場合は、開戦前における対米戦反対派の急先鋒であったことから一般国民から激しい抗議を受け、右翼につけ狙われ、テロに遭う恐れが大いにあり、山本の身を心配した当時の米内海軍大臣が、安全な海上勤務の艦隊司令長官に就任させたのであ

る。対米戦必至となった時点からは、山本長官は翻意して身命を賭してまで、斬新な真珠湾攻撃を手始めに諸作戦の立案と戦略指導に没頭する。山本は戦死するまで、優に3年半を超える激務に耐えていた。この多忙で重要なポストの長期にわたる在職は、戦時は言うに及ばず、平時でもありえないことだったが、『軍令承行令』に基づく限り、山本長官に代わる適任者がいなかったのも、そのまま在職を続けざるを得なかったのである。

ここで「適任者」というのは、対米戦争に参加してその状況に精通した将官であり、かつ海兵の卒業年次において最先任であることを意味する。海軍人事において、何にも増して重要視されるのは、高度な戦略を学ぶ海軍大学校の卒業条件の有無ないしはその学業成績、また実戦における戦績云々よりも、むしろ基本的にはこの海軍兵学校の卒業年次ならびにそこでの成績、俗に言う「ハンモック・ナンバー」制である。例えば、勇猛知将で米海軍に恐れられた山口多聞少将（海兵40期）は、ミッドウェー海戦で沈没していく空母「飛龍」に残り、そのまま艦と運命を共にした⁵⁾。南雲忠一中将（海兵36期）よりも、この山口少将か、あるいは大西瀧治郎（海兵40期）を機動部隊の司令長官に任命しておけば、最終的な日本の敗戦は揺るがないものの、戦局の様相は相当に異なったものと推察できる。

山口少将の有能さを示唆する具体的なエピソードを、二つほど列挙しておきたい。ハワイ海戦を指揮する機動部隊の司令長官は、元来水雷攻撃を専門とする、いわゆる「水雷屋」の南雲中将と決まったが、彼は航空機関関係の分野についてはまったくの門外漢であった。それでも、年功序列から歴史の一頁を華々しく飾る指揮官に任命された。もっとも、その傍らには航空関係の仕事を経験してきた逸材の草鹿参謀長を擁し、また航空参謀には「空母群の集中使用の戦術」を編み出して、真珠湾作戦の原案を作成した源田実中佐で固めていた⁶⁾。しかしながら、勝敗の決定的な分岐点では長官自身が、最終的かつ正しい判断を下さなくてはならない。ハワイ空襲作戦では、第一次攻撃隊（183機）と第二次攻撃隊（170機）との二波から編成された第一攻撃が成功裡に終える。敵空母が不在のことだし、引き続き、さらなる戦果拡大のためには、第二攻撃の攻撃隊を発進させなければならなかった。山口多聞第二航空戦隊司令官は、追い討ち攻撃の必要性を感じて、それとなく「第二攻撃準備完了」と旗艦「赤城」に伝達した。源田参謀も、数日間留まり石油タンク群や空母への攻撃をすべきだと進言した。ところが、第一波よりも第二波と、飛行機の被害が徐々に増えており、一回目の攻撃で戦果が十分に遂げられたのであるから、これ以上は攻撃の要なしと判断して、周囲の反対を抑えて、内地に向けて空母艦隊を撤収した。

今でも猛烈な黒煙と炎に包まれた米海軍の艦艇の光景が、人々の驚嘆を誘うわりには、鳥籠マストの旧式戦艦群以下18隻を沈めまたは大破させただけであった。結局、停泊艦艇94隻のうち76隻は無傷だった。空母は難を免れ、450万バレルの重油タンク群には攻撃が加えられず、また港湾機能や大規模な工廠はほとんど無傷で済み、米国にとって幸いなことに、すぐにでも真珠湾は軍港として利用可能であった。戦艦の熟練乗組員たちは、空母、その他の艦艇に所属変更になった。航空機も地上撃破が多く、人的損害はきわめて限定的であった。飛行機乗りは最低でも700時間から1千時間ぐらいの飛行時間を経験しないと、一人前扱いされない。新たに一から養成するとなると、1年や1年半、あるいは2年と時間を要するし、費用も莫大にかかる。米海軍は人的即戦力が温存され、搭乗員の人手不足に悩まなくて済んだ。海底に鎮座した戦艦も何隻かは、引き揚げて修復した後で、島嶼攻略部隊の艦砲射撃に活躍し、昭和19年10月には同じく真珠湾奇襲で中破した戦艦メリーランド、ペンシルバニア、テネシーと共に、フィリピンのスリガオ海峡海戦に参戦し、西村の旧式戦艦群を葬った。

またミッドウェー海戦の時も、南雲長官は勝敗を左右するような決断を迫られた。南雲の空母群は艦艇攻撃用の爆弾を準備し終えた艦爆機と魚雷を抱えた艦攻機を待機させた。これらの艦載機は敵空

母出現の連絡が入ると、すぐさま攻撃に飛び発てるように準備を完了していた。ところが、それに先立つミッドウェー島への空襲が不十分なために、再度の空襲が必要であるとの報告を受けた。そのために南雲は、待機中の攻撃隊を差し向けようと考え、改めて陸上攻撃用爆弾への取り換えを下命して、ほぼ完了させた。その時、敵空母発見の報告がもたらされた。南雲はそのまま攻撃隊を発進させるか、それとも艦艇に効果的な爆弾に交換して、万全な態勢で出撃させるかの岐路に立たされた。「飛龍」艦上の勝負勘鋭い山口多聞少将は、「直チニ発進ノ要アリト認ム」と意見具申してきた。敵空母の甲板を破壊して、最低でも空母機の発着艦を阻止できれば、敵機の攻撃は一回で終了する。また味方機が母艦から出れば、甲板上の誘爆といった危険が除去される。従ってそれは当座の緊急避難策となるはずである。そのような処置は、陸上の飛行基地でしばしば行われる対応策である。しかし南雲の判断は、万全な態勢で敵空母に当たるために、再度の命令変更により艦船用の爆弾に付け替えるというものであった。搭乗員を含む整備兵たちが慌ただしく作業を進める切迫した様子が、格納庫で練り広げられた。母艦が揺れる度に、大型の爆弾がそこらをごろごろと転がった。準備にもたつく間に、上空から降ってきた若干の急降下爆撃機から放たれた爆弾のために、発進態勢で並んでいた飛行機を破壊し、その下腹部に抱えていた爆弾が次々と誘爆を繰り返し、空母3隻の飛行甲板上はあっという間に炎の海と化した。雲下に隠れる形だった「飛龍」もその後、健闘空しく沈められた。かくして世界に誇る日本の空母群はことごとく沈められた⁷⁾。空母「赤城」の運用長・土橋中佐が、内地を出撃する前に、珊瑚海海戦に参加して艦首と艦橋、艦尾付近の飛行甲板に三発の爆弾が命中した空母「翔鶴」の実況検分に立ち会い、関係者の体験談を聴取してきた。彼は「赤城」艦長の指示を受けて、戦闘の様と実際の防火作業など珊瑚海海戦の戦訓について、乗組員に次のようなことを訓示した。

「大火災にならなくてぶじ帰れたのは、飛行機を全部飛ばしちゃって、格納庫のなかには一機もおらなんだのがよかったんだ。もし飛行機がいっぱいつまっとったら、ガソリンに引火して、とても助からなかったろうと、みんないっとったよ。…後部の内火艇にも火がついてね。こいつのガソリンを抜いておくのを忘れとったものだから、こいつにまで火がついちゃって、困ったといっとった⁸⁾。」

南雲長官はこうした情報を共有していなかったのだろうか？この空母の弱点を承知していなかったとすれば、それは命令系統のトップとして好ましい姿ではない。専門並みの知識を持つ必要がなくても、南雲の立場は周囲の意見から適切な判断を下すことにあるからである。「赤城」の搭乗員たちは、豊後水道ですれ違った「翔鶴」の滅茶苦茶にめくれ上がった甲板を眺めた。そのすさまじさに驚きながらも、俺たちは、錬度不足で二流の新参搭乗員と違って、このようにはならない、と口々に語り合っていた。飛行時間2千時間以上のベテランをずらりと揃えた世界無比の母艦航空隊の力量を背景に、南雲機動艦隊は自信満々であった。そこに乗せられる隙があった。「勝負事は下駄を履くまで分からない」と世間ではよく言われる。航空機の事情に明るくて、視野の広い山口多聞が機動部隊の指揮官であれば、彼は戦機を嗅ぎわける鋭い嗅覚をもっていたので、結果的にまた違った展開が見られた公算が大である。

あるいは機動艦隊の司令官ということで、日本海軍に逸材を求めれば、小沢治三郎中将（海兵37期）がまず指折れることだろう。小沢は世界初の機動部隊構想を立案して、具体化させた海洋航空戦の権威である。彼は開戦時、南遣艦隊の長官であって、戦争の中期までは機動部隊との関係を持たなかった。『軍令承行令』を抜きにして考えると、それは実に不可思議な現象である。小沢は昭和17年11日以降、空母機動部隊を直率して戦ったが、その時は作戦可能な空母部隊や戦艦部隊は手元になかった。

マリアナ沖海戦で念願の機動部隊を指揮するが、搭乗員の技量未熟は目を覆うばかりで、彼らは150 哩からの遠距離攻撃という至難の「アウト・レンジ戦法」に適合できず、惨敗を喫した。もっとも、福留参謀長がフィリピンゲリラに奪われた最高機密文書によって、米軍は日本海軍の手の内をすっかり見抜いていたことも敗因に挙げなくては、公正さを欠くことになるだろう。小沢は、戦争末期に連合艦隊司令長官に抜擢されるが、もはや時期遅しの観があった。だが、その場合でもしっかりと『軍令承行令』は生きており、小沢より先任者を彼の指揮系統から外す必要性が生じたのだった。すなわち支那方面艦隊長官・近藤大将を東京に呼び返し、新たな後任者をそこに補充し、またそのために空席になったポストには、別の所からさらなる後任を持ってくるといった具合に、順繰りに司令長官が三人も異動させられた⁹⁾。海軍の人事は、適材適所に関係なく年功序列の原理を貫き通すので、実に厄介なのである。開戦以来、一度も連合艦隊の作戦に参加しなかったがために、豊田中将は連合艦隊司令長官の職を断り続けたけれども、古賀長官の殉職後の昭和19年5月には無理やり就任させられた。緒戦で活躍した海軍の象徴である山本長官ですら、とかく軍令部畑よりも軍政向きの人物だったとの評価も根強い。このように見事なまでに年功序列的な人事のシステムに従った不適任者の連続的な選定は、海軍の実力を発揮するに当たって、大きな弊害を発生させたと言えるだろう。

古賀長官は砲術の専門家であり、従って主力艦による艦隊決戦の信奉者であった。一方、「戦略戦術の神様」であった福留参謀長は、開戦時の軍令部第一部長という要職に就き、対米作戦の推移を熟知する立場にあった。とはいえ、彼もやはり大艦巨砲主義の戦術家であった。かりに日本海軍の伝統である艦隊決戦を表だって異を唱える者は、人事評価が低くエリート・コースから外されたであろう。福留参謀長も、新任の高田利種先任参謀も同様に、粒ぞろいの秀才と呼ばれた海軍大学の甲種学生卒の恩賜組であった。将校は普通、少佐級どまりで予備役に編入された。人材育成を重視した日本海軍は、将来のエリート・コースを歩む海軍兵学校の生徒については一人ひとり心血を注いで教育を施した。そして卒業後の任官から順調に出世して、大尉か少佐に進級すると、海軍大学を受験して、ごくわずかな成績優秀者のみが入学を許可された。そこでの教育、現場での勤務ぶりをつぶさに観察し、徹底的にその人物評価と学業評価を高めるように指導した。だが、こうして育て上げた秀才は、まるで金太郎飴のように画一的で平均的な人物たちばかりであり、物の考え方も似たり寄ったりだった。前提となる時代の仕組みが変わると、融通性に欠け、エリート意識が強すぎるだけに無責任と頑迷さに陥る。また逆に思いがけない事態には対応力がなく、あれやこれやと熟考を重ねてすぎて、結果を恐れるあまり優柔不断になった。

真珠湾攻撃で壊滅的な損害を受けたと感じた米海軍の側が、大胆に空母を中心とする機動部隊にシフトしていったのに比べて、日本海軍の主要な戦術は戦艦を主力として、空母を補助艦扱いする旧来の発想を抜き切れなかった。作戦の当事者は、自分たちが新たな航空主兵の時代へと幕を切って落としながら、その歴史的意義に気づけなかった。それ故、戦術転換にも、軍備方針に対するその反映の仕方にも格別関心を払わなかった。「予想をはるかに上回る大戦果で、海上作戦の主兵である戦艦の彼我の兵力比を逆転させたと、まだ思っていた¹⁰⁾」わけである。艦隊決戦の思想に固執する立場からすれば、戦局有利の判断と言っても、思慮の届く範囲はせいぜいこの程度のものであろう。それどころか、上層部はついには、時流とは真逆の方向に舵を切った、すなわち所在の空母群の集中的戦力を弱体化したのである。具体的には、大成功を収めた南雲艦隊の正規空母6隻を、4隻と2隻との二群に分けて、別行動を取らせた。そして機動部隊の錬度のきわめて高い熟練搭乗員たちの多くを、内地の飛行教官に抽出してしまった。現状は討ち漏らした米空母の脅威が去っていない。従って機動部隊が全力でその粉碎に邁進しなければならないのに、以後の楽観的な展望を思い描いたものか、はたまた

た敵を過小評価したのか、恐らくはいずれでもあるだろうが、圧倒的な空母戦力を削ぐような方針を打ち出したのである。ミッドウェー作戦でも、主戦場には正規空母4隻、中部太平洋の北方方面には別途、陽動作戦の一環として角田長官の第四航戦（空母「龍驤」と「隼鷹」を中核とする）を派遣し、また南方の陸軍部隊の輸送船団には空母「瑞鳳」を付けた。既述のごとく中央方面の正規空母4隻が火炎に包まれた時、分散した空母3隻を急遽呼び集めようとしたが、距離の離れすぎで、とても間に合わなかった。

クラウゼヴィッツの古典的な名著『戦争論』で、あるいは日本海軍の聖典『海戦要務令』で叙述されているように、この「兵力分散」は大抵の場合、用兵として極めて拙劣である。南西太平洋の多くの島嶼に小兵力の守備隊を分散配置したことは、同様の愚かな処置である。日本軍の配備は大小25島（小笠原諸島を含めて）に対して陸海軍将兵27万6千名に達したが、米軍の占領した島はわずか8か所の島だった。補給の続かない孤島で、大勢が餓死した。戦死者8万6千名に対して放棄された兵士の人数は16万名を数えた。戦後内地に帰還したのは、12万名強であった。多くの将兵が米軍との戦闘よりも飢餓や疫病との戦いで果てたのである。「軍紀も勅諭も戦陣訓も百万遍の精神訓話も飢の前には全然（原文のママ）無価値であった¹¹⁾」。それと比較すると、大いなる矛盾だが、ラバウル軍需部の倉庫には、米を始めとして食糧が山積みされ、下積みにされた食糧は腐っていた。ただ島々に輸送しようにも、その手段がなかった。昭和18年9月のことである¹²⁾。

米軍が素通りして、最前線の戦場から取り残された島々の守備隊では、自給自足体制の耐乏生活を送らざるを得なかった。鉄兜、牛蒡剣、手榴弾、軍刀、小銃はそれぞれ、粉つき・米つき臼、芋掘り農具、魚取り用具、薪割り鎌、猟銃に早変わりし、防毒マスクの吸引管内の活性炭とゴムの吸引管はそれぞれ下痢止め薬と焚きつけと化した。一方で可能な限り、夜間のうちにトラックやラバウルで潜水艦が食糧や機銃弾、タバコなどを積み込んで、時折マーシャル諸島、ソロモン諸島などの孤立した各所に細々と補給を試みた。それは潜水艦の本来の任務ではなかった。大局的に見れば、孤立した島々は、重要な戦局と何らの関わりもなくなった。だからと言って、放置しておくわけにはいかない。ただでさえ劣勢な戦力しかないのに、効果的に潜水艦を使用できない。島々への兵力分散は、要地占領の作戦目標に由因していた。だが昼間、空襲を恐れて歩けない占領地確保とは、一体何なのか？それは戦略的にはマイナスにしか働かなかった。

緒戦での真珠湾攻撃で討ち漏らした米空母3隻は、米国民の非難もあって、大人しくハワイに留まれるはずもない。案の定、昭和17年2月初め、マーシャル諸島方面に米機動艦隊が攻撃を仕かけてきた。2月初めと言えば、日本軍はやっと首都マニラを占領し、シンガポールを目前にしたジョホールバルにたどりついた時期である。以後、米第十一機動部隊によるラバウル攻撃の企図（2月20日）、米第八機動部隊によるウェーク島奇襲（2月24日）、一旦後方に転進後、南島島への攻撃（3月4日）、空母「レキシントン」の機動部隊がニューギニアのラエ、サラモア沖の日本軍部隊を奇襲—このように米海軍は守勢でありながらも、空母を主体とする遊撃戦を展開する。さまざまな所に神出鬼没のように姿を現しては、日本軍を攻撃し、素早く行方をくらました。米空母部隊の所在について情報が取れず、不明な場合がほとんどであった。日本海軍の上層部は本来、米空母と正面から対決すべき局面で、その重要さを自覚できていなかったのである。それがいきなり、空母2隻を使用したドーリットルの東京空襲へとつながり、延いては狼狽した山本長官を始め、浮足立った日本海軍が、一部の反対論を封じ込めて、総出でミッドウェー攻略戦へと雪崩れ込むのである。ハワイ海戦後、日本海軍では航空主兵の艦隊編成についての研究はされなかったし、また航空戦備について一層の要求も出さなかった。選りすぐりのエリート指導層は艦隊決戦思想の背後に隠れて、部下たちが成し遂げた歴史的快挙、緒

戦の勝利の意義を十分に理解したとは言えなかった。

米海軍も大艦巨砲の信奉者は圧倒的勢力を誇っていたが、開戦後に発想の転換ができない将官は当然のごとく、脇に追いやられた。米国の伝統には思考の柔軟な教育がある。日本海軍では、相変わらず戦艦畑の上層部が指導的立場に居座った。彼らは真珠湾攻撃のハワイ海戦や、海軍の一式陸攻と九七式陸攻機による英国戦艦2隻の撃沈、いわゆる「マレー沖海戦」¹³⁾の輝かしい戦果を目前にしても、信念が揺るがなかった。連合艦隊司令部の長官や幕僚たちは、「大和」、「武蔵」に乗り込み、威容を誇る巨艦の安定性を体感するわけで、すると、どうしても彼らの思考は従来の大艦巨砲主義の妄想から抜け切らなかったわけである¹⁴⁾。「大砲屋」のなかには、本音では航空機の時代だと直感した者もいた。けれども海軍の主役の座から排除されることを嫌がり、頑として最後は戦艦の活躍で勝負は決すると主張し続けたのである。それでいて戦場の様相は戦艦の出番をなかなか許さなかった。つまり、なすすべもなく後方の呉軍港の柱島やトラック島に在泊するだけになった。あるいはやたらと内地とトラック、パラオとの間を行き来する。例えば、古賀長官はトラック空襲を目前に控えて、「武蔵」を横須賀へと避退させた。その後、次期「雄」作戦に備えるために、古賀は再度、「武蔵」をパラオに進出させた。2月29日には、「武蔵」は無事パラオに入港するが、広い艦上には西カロリン方面に向かう陸海軍部隊の将兵ならびに各種兵器類と弾薬、食糧を満載していた。すでに輸送船舶の逼迫に直面した日本軍は、巨大戦艦「武蔵」に本来の任務から外れた輸送業務を委ねていた。本来の任務とは、トラックを拠点とした内南洋で艦隊決戦を行い、雌雄を決することであり、その際に主導的役割を演ずることにあつた。既述のようにガ島攻防戦の折に、駆逐艦や潜水艦に食糧、弾薬輸送の任務（いわゆる「東京急行」、「ネズミ輸送」の作戦）を与えたが、輸送船や駆逐艦の逼迫から戦艦とて例外扱いとはならなくなった。このような対処法は、今でもよく見受けられる日本人特有の考え方が反映されている。すなわち、その運用法は何事も器用に上手にこなせる精神を想起させ、小手先の「器用貧乏的な精神」に通じる発想である。だが、裏面から見れば、この期に及んでも輸送船舶の大切さに考えが及ばない。なまじっか器用さを身につけているだけに、小手先の手練手管に頼り切り、戦略戦術の転換が容易ではない。諸艦艇の支離滅裂な運用法は、日本海軍における戦略的、戦術的欠陥のために破綻していると言われても、返す言葉がない。

このような一種退廃的な態度は、旧海軍の組織外にいる現代の私たちには理解しがたいが、行政改革が叫ばれて久しく、その具体策も指針も明らかなのに、また行政改革を旗印に掲げて政権交代を果たしたのに、遅々として進められない昨今の政治情勢を思い浮かべれば、納得しやすいかも知れない。その点を踏まえれば、海相の山本権兵衛（「日本海軍の父」）は、日清戦争で勝利を取めた後、幕末以来の志の高い軍人たちで、今また戦争に勝った功労者に退役を迫り、より高度な専門知識を学んだ若手の軍人たちを引き揚げることに手腕を発揮した。戦時中の旧海軍の超エリートの発想や民主党の現政権の口先だけではなく、実際行動をも考え合わせると、明治時代の山本海相が、いかに新時代を切り開く能力に長けていたかが分かる¹⁵⁾。

3. Z作戦構想とその実際の運用

太平洋戦争を全般的に概観できる現在の立場から眺めると、福留が連合艦隊の参謀長に就任した、まさにその時分が分水嶺であった。その意味するところは、日米の国力差と共に戦略と戦術の差異に応じて、格段の差が開きつつあつた時期、米海軍の圧倒的な潜在能力が機能し始めた時期に当たるといふことである。前者の国力差について補足すれば、昭和18年8月の時点で米国は新鋭戦艦8隻、新鋭空母5隻、軽空母7隻が就航して、戦備が飛躍的に充実してきた。後者の核心的な問題点は、空母

の使用法に関して明確なビジョンを持てるかどうかだった。この時点で、米国側は数隻の高速空母を中心として、その外郭に護衛艦を円形状に多数配置した。その輪型陣の一端を戦艦と巡洋艦が担い、それまで主力艦と称された戦艦と巡洋艦は空母の補助艦艇的な役割に徹した。そして多数の戦闘機を上空の防御に当てて、艦隊の砲射撃では直接連動のVT信管を装着した対空砲火網を確立し、上空の戦闘機や哨戒機と連携しながら運用できるようにさせた。レーダーの戦術運用も完成させていた。それによって旧態依然の固定的な日本の戦略戦術とは比較にならないぐらいに強大な戦力を整えた。これに暗号解読による日本海軍の動向把握が加わるのだから、日本の攻撃はコンクリートの壁に生卵をぶつけるのにも似て、勝敗の趨勢は語るまでもないほどである。最後の空母対決となったマリアナ沖海戦での完璧な日本側の敗北―米機動部隊は総数243機の日本海軍機を待ち構えて迎撃した。小沢司令長官は敵との間隔を広くあけ、いち早く攻撃隊を発進させた。これで勝ったと艦内で幕僚たちと祝杯を挙げたらしい。本稿の文脈からは逸脱するので省くが、やはり日本としては、その敗因を丹念に精査して語らなければならない課題が残るといえるものである。

福留の戦後における自著のなかで、中部太平洋の戦場では200ノットで突っ走る航空機の速度と18ノットの艦隊スピードとの違いが理解できていなかったと述懐している¹⁶⁾。それに加えて付言することが許されるならば、米機動艦隊が30ノット以上の高速で移動できたことである。歴史的な視野で眺めれば、福留は二十世紀初めに起こった日露戦争の頭で、国家総力戦ないしは今日に通じる陸海空にまたがった立体的現代戦を戦っていたと言えよう。

それでは、古賀―福留のコンビはどういった戦略で、米軍に対抗しようと考えたのだろうか？本節の前半では、まずこの点に関して見ていくことにする。山本長官の作戦から転じて、海軍の正攻法である「Z作戦」に立ち戻って、雌雄を決しようと考えた。「Z作戦」とは何か。平たく言うと、日露戦争の栄光を海軍教育の中で切磋琢磨して学び取り、それを精緻に仕上げたものが、Z作戦構想なのである。だから、具体的にはハワイから進撃してくる米艦隊に対して、潜水艦で監視、折りを見て攻撃を加える。さらに蜘蛛の巣のように張り巡らせた島々の基地から、航空機が機動的な攻撃を開始して、米艦隊を追い詰める。最後にトラック島を発出した連合艦隊主力が、マーシャル諸島付近で、あるいはその西方海域で艦隊決戦に持ち込み、一挙に戦局を有利に持ち込む、というのがその作戦の内容だった。日露戦争当時の戦略と異なるのは、新たに第一次大戦以降に、飛躍的に発達した潜水艦と航空機の投入を決定した点である。

歴史を遡れば、1907年に日本は初めて国防計画を立案し、「帝国国防方針」を確立した。それによると、日英同盟を外交の中心に置き、国防の優先課題は大陸における利権の保全、その手段には陸軍の作戦が不可欠であると考えた。海上での作戦を担う海軍は、内地の防衛と大陸への海上交通線の防御が主たる任務とされた。仮想敵国の順序は、[日露戦争の報復に燃えるロシア]－[日露戦争後に西太平洋に出現した強国日本に警戒感を抱き、『大きな棍棒を持って、静かに話せ』（セオドア・ルーズベルト大統領の言葉）という恫喝のスローガンを掲げて、迫りくる米国]－[[「三国干渉」の当事国で、青島や内南洋を領有したドイツ]－[ロシアと旧来からの同盟国フランス]という構図を描いた。ドイツが第三番目に仮想敵国視されたのは、日本への脅威を考えてのことだった。第一次世界大戦後にはドイツが内南洋の金銭割譲を申し入れたことから分かるように、日本はドイツによる失地回復の企てを警戒した。ワシントン条約で協議の結果、日英同盟は解消されることになった。1923年の「帝国国防方針」第二次改定では、米国を仮想敵国のトップに据え、1936年の第三次改定では、仮想敵国のリストに英国が、その海軍力の規模に応じて第四番目に入れられ、やがて交戦状態の中国が三番目のドイツに取って代わり、ドイツは同盟国の位置に置かれた。だが、ドイツは日本を良いように利用し、

ある意味では日本はドイツのせいで破局に至ったとも言ってもよい。第二次上海事件はドイツが画策し、日本軍が戦った国民党軍の精鋭はドイツ人の軍事顧問が訓練した。そしてドイツ人顧問が戦略を練り、その指導の下に、第一次大戦の教訓を活かした強力なドイツ式トーチカ群が構築された。実際の戦場に現れた中国軍は、彼らが先頭で率いた軍隊であった。その鉄兜や軍服、大小火器、すべてがドイツ製であった。日本軍の敗北はドイツの中国進出と英国その他の欧州諸国の中国からの撤退を意味したので、危機感を抱いた英国は、ロンドンの陸軍省に日本陸軍の駐在武官を招き、調べ上げてきた上海での中国軍の布陣をそれとなく見せて、日本軍の攻撃に間接的な協力をした。ドイツ鼻根の日本陸軍は、ドイツの対日背信行動にもあまり抵抗感がなく、ナチスドイツの強力な軍隊を称賛し、支持し続けた。一方、海軍はどうかと言うと、途中からその中堅指導部は親独派に転じて、ドイツの圧倒的な勝利に続けという態度、いわゆる「バスに乗り遅れるな」の合い言葉に迎合した。その転向の背後では、ドイツからの諜報活動やハニートラップ攻勢が、彼らに影響を与えたという。

太平洋の東側で米国は、巨大な海軍力を押し出して海洋戦略に乗り出した。その端緒は、日露戦争直前に日本を仮想敵国とした「オレンジ作戦計画」の作成にあり、また日露戦争直後に白塗りの戦艦18隻と補助艦を世界一周の航海に出した実際行動に求められる。後者は「白船事件」¹⁷⁾と呼ばれた。その遠征を日本侵攻の戦争だと報じた外国メディアもあり、日本は緊張にこわばった顔で歓待した。その渡洋作戦には、実戦的な遠征訓練とその教訓の獲得、および砲艦外交的な、日本への示威行動の意味がこめられていた。国力の限界から日本海軍の場合は、ハワイ、米本土西海岸に侵攻する力はない。マハンの『海上権力史論』の理論を重視した日本は、日露戦争での日本海海戦と同様な戦術で、敵国海軍の主力を誘き寄せて殲滅することを立案した。そのことによって海洋交通線の確保を目指した。マハンは海戦史研究を通じて、「敵の大補給船団を阻止することは、敵の戦闘艦艇部隊を撃破することに次ぐ第二義的作戦に過ぎなかった¹⁸⁾」という事実を発見した。通商交易路（シーレーン）確保には、武装艦隊を擁した海軍力で相手国の艦隊を制圧することが、何よりも優先すべき事項であると、マハンは述べているのである。日本海軍はそこに飛びついた。日露戦争はマハンの予見通りとなり、さらに日本海海戦の大勝で戦争に勝ったと判断されたので、日本はますますマハンの戦略理論に傾倒していった。ところが、マハンは同時に「味方の補給船団をもって保護する¹⁹⁾」課題にも触れていて、事態の変化に応じてはこの点が等閑にできないし、艦隊決戦の必要性も元をただせば、商船隊およびその通商交易路を護ることが究極の目標であった。日本海軍は、敵艦隊撃滅が最終目的になり、ある意味で最も肝心の、マハンの戦略の本質を解釈し損なったのかもしれない。そのような誤解に陥ったのは、古くからの潔い武士道精神のなせる戦闘法が日本軍人に生きており、日本海海戦の栄光が、その重大な実証例となったからである。さらにはそれと並んで、英国海軍の伝統的な戦術思想に大きく影響を受けていたからである。スペインの無敵艦隊やナポレオンの海軍を打ち破って、数々の光輝ある成功体験に裏付けられた英国海軍²⁰⁾は、世界の航路を支配し、制海権の確保には艦隊決戦によらなければならない、と一途に考えた。またスペイン船団の金塊や財宝を奪取する「海賊海軍」の域を脱してからは、商船隊に対する戦闘を嫌う伝統が、英国では継承されていった。だがそれも、第一次大戦を迎えて、ドイツ潜水艦による商船隊への激しい攻撃を受け出すと、英国海軍は変化を遂げる。すなわち英国本島における食糧不足など、国民の生存に係わる危機の瀬戸際に立たされた英国は、発想の転換を行わざるを得なくなり、艦隊決戦の一本槍から脱皮した。第二次大戦も同じだが、潜水艦対策に力を入れ、護送船団方式で輸送船を護る工夫を重ねた。日本海軍ではひたすら艦隊決戦で勝つことを夢見て、どうすれば一大決戦に勝てるのかの研究に没頭した。第一次大戦の戦訓は大艦隊同士で砲撃戦を展開したユトランド沖海戦にのみ関心を向け、自分たちの戦術に自信を深めた。「此の一戦」

で万事は解決すると思ひ込んだのだった。

日本海海戦時の名参謀長・秋山真之が古今東西の海戦史を研究して、対敵艦隊の七割を維持できれば負けることはない、という結論を導き出した。ワシントン条約で対米六割に海軍がこぞって反対したのは、こうした戦史研究による歴然とした事実を背景に考えてのことだった。この交渉では、米国当局は日本の外交暗号電文を解読しており、六割五分までは譲歩してよいとの東京電を熟知していた²¹⁾。会議は決裂寸前までいったが、日本側全権が妥協し、結果は日本の手の内を知り尽くしていたアメリカの思惑通りの決着となった。日本は戦争を回避したというので、世界中から賞賛の拍手をもらったが、それ以上に大事なことは日英間に楔を打ち込まれたことである。米国は暗号解読を通じて、日英が連携して会議に臨もうとしていることを知り、改めて日英同盟の絆を認識し、将来自国が東西の英国と日本から挟撃を受けることに懸念を抱いた。それには米国にとって忌まわしい先例がある。独立直後の英仏戦争では、フランスに味方した農業国家・米国と敵対関係にあり、1814年英米戦争では、イギリス陸軍がワシントンに攻撃を仕掛けて陥落させ、大統領官邸を火の海にしたことがあった。現代の緊密な両国関係からは想像しにくいことだが、独立戦争当時から一定程度の期間は、仇敵同士の間柄だった。米国の対英戦争は、七代ジャクソン、九代ハリソン、十代タイラーの各大統領の時代に勃発している。第一次大戦で英米が接近したとは言っても、現代とは違い、国益に根本的な一致を見ていなかった。米国は四カ国条約および九カ国条約を締結する代替措置として、日英同盟の解消を実現することに成功した。将来への影響を読み切れなかった日本の転落は、ここに第一歩を記すこととなった²²⁾。

実際の戦闘では山本長官は長年、温めて緻密に作り上げ、訓練で鍛え上げていた伝統的な決戦思想を放棄した。はるばる危険を冒して日本が、先制攻撃の口火を切る形で強力な防備を布くハワイ軍港を攻めた。もともと日本の軍艦は燃料の積載量を少なくし、乗員の居住性を犠牲にして武装を厚くしていた。何から何まで日本の近海に敵艦隊を誘き寄せて戦うことを基本にしたからである。モリソンや御田俊一など近年の研究で、山本五十六元帥は名将などではなくて、凡将だったとの評価がとみに高まっている。植民地のフィリピンならまだしも、米国の一州に属するハワイを攻撃し、しかも「卑怯な騙し討ち」のような形になった。在ワシントンの駐日大使館の怠慢による宣戦布告の時刻が、国際的に決められた30分前ではなくて、攻撃開始後1時間たっていたからである。その前日、南米へ転任する駐在職員の送別会が開かれて、日曜日には大使館員と米国人の勤務員が不在だったために、宣戦布告文書の翻訳とその書類の作成に手間取り、米国への通告自体も遅れた。遅れの原因となった大使館の責任者は戦後、事務次官に昇進した。当時の駐在武官の話であるが、駐在の外務省職員は風雲急を告げる事態に驚く程に鈍感であったという。戦争になりそうだから、自家用車は早めに売った方がいいだろう、と相談しているのを聞きつけて、そのようなことをすれば、戦争になることを教えるようなものだから止めて欲しいと、慌てて駐在武官は注意したそうである。国家がのるかそるか瀬戸際にあっても、外務省の役人の間にはこの程度の認識しかない者が多くいた。

米西戦争の発端となった「リメンバー・ザ・メーン」（多分に米国の謀略によるものと思われる米軍艦「メーン号」の爆沈、多数の米国兵士の死亡から米西戦争が起きた）と同様に、「リメンバー・パールハーバー」の大合唱が、避戦、厭戦気分の米国民を一気に参戦へと転換させたのである。事実は、大統領以下、若干の指導者層は日本外務省の暗号解読で事前に分かっていた。真珠湾攻撃の2時間半前に届いた解読文を読んで、大統領は「これは戦争だ」と叫んだという。日本の外務省は「九七式欧文印字機」という精巧な暗号機を海外13か所の在外公館に設置していた。むろん、東京の外務省は、この機械（米国では「パープル・マシーン」と呼んだ）を利用して、ワシントンおよびベルリン

の両大使館と情報のやり取りをしていた。米国はその模造機を製造し、日本の外務省電を同時通訳的に解読していた。なぜそのようなことが可能だったかと言えば、米海軍の諜報員が日本の大使館に潜り込み、小型カメラを備えつけて、この暗号機の秘密を見破ったためである。日本大使館の無頓着さは戦後の東西冷戦下でも変わらなかった。モスクワの大使館内には、ガラス張りの部屋があって、機密情報に係わる会話の盗聴を防ぐ構造になっていた。けれども、それを使った痕跡はないらしい。大使館内の従業員には現地採用の人たちが大勢いて、当然敵方のスパイとして用心することが肝要だが、館内で仕事をしていると、日本人職員はいつしか彼らに対して身内意識を持ち、彼らに無防備になった。現在は同盟国の間柄である米国は、このような日本人の甘さを先刻承知だろうから、機密情報は日本には流さないはずである。米国の政治家は日本人に向かってなされた発言もすぐに漏らされるので、日本人には滅多やたらなことは話ができないことになっている。日本では厳罰規定で臨む情報漏洩法を立法化していないので、大した罪も問われないが、米国では命取りになって、政治生命が奪われるからである。

山本のハワイ攻撃案に対して、日本の軍令部の危惧の一端もそこにあった。すなわちワシントンに乗り込むことができないのだから、せいぜい植民地争奪戦争、日本の自衛戦争に限定すべきだと説いていた。チャーチルも、合理的判断に基づいて、対英蘭戦争は起こしても、対米開戦はしないだろうと考えていたので、真珠湾攻撃という冒険は驚愕をもって迎えられた。山本の強い決意の下、敢行したところ、戦争の劈頭で米国民の士気を挫くどころか、米国民の怒りは燎原の火のごとく広がった。そして真珠湾攻撃の戦果は、既述の通り実態としてはきわめて不十分だった。それ故に、山本に対する評価の低下には、無理からぬものがある。

当時の米国海軍は大西洋と太平洋との間で行き来するスイング方式を採っていた。そこで、パナマ運河を通過できる艦幅から算出して、米戦艦よりも口径の大きい主砲を搭載した「大和」、「武蔵」、「信濃」（三番艦は、後に空母建造へと方針変更される）の建造に着手した。それを活用すれば、相手艦砲の射程外から、すなわち30キロ以上離れた位置から主砲弾を撃ち込める。いわゆる「アウト・レンジ戦法」であるが、このような独りよがりな戦術を精巧に反復訓練するうちに、日本海軍はまずは自艦の安全を配慮する、といった消極的な戦い方が身についてしまった。一例を挙げれば、間合いを詰めずに遠距離砲雷撃戦に固執して、無駄弾を撃ち続けたスラバヤ沖海戦の日本艦隊が、その実戦での苦い経験となった。

米国海軍大学教授であったマハンも、先述のように海洋国家にとって海外市場の維持、その伸長が海軍力によって保障される、と歴史研究の成果に即して主張した。また海を制するものが世界を制覇することを立証してみせた。彼の祖国である米国は大西洋の東海岸から始まって、先住民の「国家」を消滅させながら大陸横断を成し遂げ、太平洋を臨む西海岸にたどりついた。一旦ここでフロンティア・ラインは消滅した。だが、そう宣言していた米国はマハンの海洋戦略に乗って、さらなる権益の獲得に繰り出し、カリブ海を制し、ハワイ、グアム、フィリピンなどを占領した。開戦間際には一度、西太平洋の自国領が危険にさらされると、米国は「レインボー第五号作戦計画」を発動して、開戦6か月ないしは9か月の期間内でマーシャル諸島および東カロリン諸島の要地を占領する作戦を立てていた。言い換えれば、米国側も日本海軍の想定したシナリオを思い描いていたのだ。

しかしながら、真珠湾攻撃を契機に、米国は戦略を練り直し、通商破壊戦と「島嶼飛び石作戦」、日本本土空襲という構想に従って戦い方を変えるのである。たとえ米海軍が戦略変更せずに、そのまま内南洋を真っ直ぐに進撃して行っても、柔軟な対応力をもつ米海軍のことである、不利だと思えば、直ちに反転して引き返すことも、いろいろな策略をめぐることも可能なのである。日本の「Z作戦」

構想の欠陥は、米艦隊が必ずや内南洋の間を抜けることを大前提にしていることである。その前提が崩れることを想定して、別の種々の戦略を立案しておくべきだった。たとえ米艦隊が痛打を浴びて、瀕死の惨状になったとしても、それでも、必死にフィリピン方面に猪突猛進するのだと誤解してしまった。ウラジオストックを目指したバルチック艦隊にあっては身の安全を考慮したからと言っても、まさか地球の裏側の北海を臨む母港のリバウ軍港に帰還するわけにはいかない。一閃にウラジオストックに逃げ込む手段以外には、選択の余地がなかった。来るべき米艦隊と過去のバルチック艦隊とでは、置かれた状況がまったく異なっていた。米艦隊のひたすらなる西進―その点を毛ほども疑わず、一糸乱れない艦隊行動と艦砲射撃に磨きをかけていた。漸減邀撃戦の実現性はそれほど高くないにもかかわらず、ひたすらその方向に突っ走るのである²³⁾。

では、そのように想定して疑わなかった戦略は、太平洋戦争を通じていつどこで試みられたのであろうか？ここからは、「Z作戦」の実際運用の面を見ていく。結論から言うと、厳密な意味では、実質的には試みられなかった。「厳密な意味」とは、艦隊決戦の火ぶたが切られたという尺度を当てることを意味する。策定通りに行動に移したことは、二度あった。昭和18年の後半になると、ソロモン方面、ニューギニア方面だけでなく、中部太平洋でも米軍が攻勢を取る。9月1日、米空母3隻による南鳥島空襲があり、連合艦隊は、大本営から中部太平洋か本土か、いずれかに来襲の公算大だとの強い警報を受け続けた。古賀長官はトラックに貯蔵された重油燃料の量に不安を抱いていたが、思い切って連合艦隊の決戦部隊に、『Z作戦計画』に基づく出撃命令を出した。同月17日にトラック島を10か月ぶりに出港した。翌日、空母3隻を擁する米第十五機動部隊がギルバート諸島のトラワ、マキン両島を爆撃した。その次の日も空爆を繰り返した。9月19日に米空母との会戦を求めてマーシャル諸島のエニウェトク環礁（日本名：ブラウン島）に入港。この地には基地用レーダーを備えた第六十一警備隊が駐留していた。一日遅れでトラックから空母「瑞鳳」が到着。ところが、決戦を前にして兵力に劣ることを考慮したためか、所期の空襲を完了したためか、あるいは次期作戦の準備を優先したためか、米空母はハワイに引き揚げる。仕方なく9月23日に小沢艦隊はトラックに帰投した。

10月5日と6日に米第十四機動部隊（正規空母3隻と軽空母3隻を含む）が北東方面のウェーキ島の第二十二航空戦隊の基地を急襲し、大損害を与える。「武蔵」には連合艦隊司令部付きの暗号解読班が乗り込んで、「通信諜報」を続けていた。本来、連合艦隊の司令部には、通信参謀の部署が配置されていたが、その任務は敵通信の解明ではなく、またそのような仕事をこなす配下のスタッフも持たなかった。暗号解読班は通信隊から出向いた一団である。日本側は開戦までは米海軍の暗号を解読していたが、開戦となると、予定の行動のように米国は暗号変更を行い、それ以後はとうとう米軍の暗号解読が出来なかった。その代わり、日本は電報の外見上の形式に着目した。大学出の若い予備士官たちが敵側の無電を傍受し、その発信源と方位、交信の種類と長短の別、また通信量、日時の記録を集めて分析していくのである。すると、やがて相手の意図と現在の動向が察知できるようになる。新たに無電の呼び出し符号が、ホノルル発の電信にたびたび現れるようになった。そこで米空母が近日中に作戦を再開するようだと判断した。10月17日、古賀長官は「Z作戦」を下令。この度の出撃に際しては、先回9月の出撃における陣容に、新たに4隻の戦艦と空母「瑞鳳」が編入されて、これで空母3隻、総計178機を擁した編成となった。中央の大本営軍令部では、誤報かもしれないと思い、10月17日伊36潜に対して、真珠湾の軍港内の偵察を命じ、潜水艦のカタパルトから零式小型水上機を飛ばして偵察した結果、米空母、戦艦が各4隻ずつ停泊していた。「通信諜報」は、暗号解読とは違い、具体的な通信文の内容を把握するわけではない。だから間違える場合も出てくる。今回の情報は有効ではなかった。だが注意を集中し、受信例を根気よく収集していくと、敵の動静や意図が浮き彫りにな

る。米海軍は戦後、日本の関係者からその方法と効果の程度を聴取し、驚きの声を発した。古賀は再度、ウェーキ島を爆撃に来るかもしれないと判断し、待ち伏せしようと、19日にブラウン島に入港した。23日、連合艦隊はウェーキ島に向けて出港したが、敵空母とは遭遇できず、またもや空しく26日にはトラックに帰還した。

マーシャル方面から帰還した当日のこと、米軍はブーゲンビル島の南端沖にあるモノ島に攻撃を仕掛けてきた。危機感を募らせたラバウル基地から航空機の増援要請が届き、現地の陸軍部隊、東京の陸海軍部からも古賀長官に対して、手持ちの第三艦隊空母機を南東のラバウル方面に出撃されたし、との要請が盛んに寄せられた。11月1日には連合軍は、ブーゲンビル島のタロキナに上陸開始した。タロキナと言えば、そこはラバウルから飛行機でわずか1時間、370キロの近さである。ラバウルが危ういといった深刻な事態が発生した。福留は方針を転換し、「ろ号作戦」を発動して、小沢長官の率いる第三艦隊の航空兵力を南東方面に差し向ける決定をした。古賀長官は「Z作戦」に支障が出ることを恐れて、拒否の姿勢だったが、福留参謀長が「ナゲヤリな考え方²⁴⁾」であっさり承諾したというわけである。その理由は「攻勢防御は、広い太平洋では無理だ。せつかくの苦心作『Z作戦計画』もムダだった²⁵⁾」という福留の言葉に集約できる。言い換えれば、彼は米機動部隊を捜索するのに疲れ、諸所からの矢のような催促もあり、この際一戦を交えたいと望んだ。小沢第三艦隊司令も言うまでもなく、反対だったが、上意下達の命令である以上、直ちに第一航戦の飛行隊173機をラバウルの陸上基地に進出させた。空母艦隊自体は燃料不足のために出撃が不可能だった。ブーゲンビル島沖航空戦で戦闘を開始するが、間もなく進出機数のうち121機を失う。つまり70%の航空戦力を喪失するという失態を演じた。この後、第一航戦は後退して、内地での再建を余儀なくされる。11月12日になった時、「ろ号作戦」は中止が告げられた。すると、第一航戦がトラック島に引き揚げてきた翌日の21日に、それを見透かしたかのように米軍は、タラワ環礁に上陸部隊を揚陸させた。ラバウル方面に全軍が気を取られている間に、スキを突かれて、内南洋の東端に危機が生じたのである。

米軍も日本軍と同様に、陸海軍の反目があった。対日進攻の方針について双方で対立が生じた。そこで統合参謀本部の調停で、中部太平洋方面のコースはニミッツの海軍が受け持ち、南西太平洋方面のコースはマッカーサー大将が作戦指揮を執って、進軍することを再確認した。日本軍では陸海軍の調整機関がないために、何事につけ反目し合い、例えば、兵器の名称は「高角砲」と「高射砲」などと異なり、共通で互換性の効く武器の開発はとうとう実現できなかった。海軍を信用しなくなった陸軍は、自前で潜水艦や輸送船を建造した。昭和18年度の航空機生産量の分捕り合戦では、東条首相の面前で陸海軍省の関係者が殴り合いの喧嘩に発展した。現在に続く省益重視、国家全体を見渡せる総合的な展望の欠如が、戦争中にも見られた。御前会議などは、調停機関ではなくて、決定済みの提案に権威付けのために演出する追認機関に他ならなかった。

「ろ号作戦」の実施を遡ること約半年前、すなわち新長官就任後の5月8日に古賀長官は、各部隊の主要幹部を集めて打ち合わせを行い、「Z作戦」の構想下での作戦指導方針の説明をした。マーシャル、ギルバート方面に敵が来攻した場合、連合艦隊はすぐに救援に赴き、3日で駆けつけて、敵を追い払うので、最悪でも一週間は頑張るって欲しい、と関係者に伝えた。同時に、山本前長官が指導した「い号作戦」のように、ラバウルの陸上基地に母艦機を移して戦闘をすることはないと断言した。「い号作戦」では決戦兵力の精鋭である搭乗員と飛行機を多数喪失したこと、今後たとえ邀撃決戦を行い得たとしても、勝算はきわめて低いものと見込まれること、しかし今なら、数的優位により互角の戦い方ができることを説明した。陸上基地の飛行機搭乗員でも天性の資質が求められるが、空母発着艦の技量はそれと比べて、猛訓練が必要である。ローリングとピッチングの不規則な繰り返し、風向き、

潮流の変化を考慮に入れながら、高速で走り回る空母の「カマボコの板」のような飛行甲板に、緩急降下のあと着陸するのだから、おいそれと身に着くものではない。また身に着いても、たえず訓練によるレベルの維持が必要である。着地時の修正が0.5秒でも遅ければ、飛行機は舷側にはみ出たり、艦尾に激突したりする。そういうわけなので、母艦搭乗員は非常に貴重な戦力である。古賀はそのことがよく分かっていたはずである。戦局の打開には、他正面の支援作戦は顧慮せずに、ひたすらマーシャル、ギルバートの線で艦隊決戦を企図し、そこに全力をぶつけることが必要だ、と力説した。マーシャル諸島守備隊（第六根拠地隊）の前任参謀・林中佐は、この時の会合で山本長官の死を知り、古賀長官からお別れの夕食会に招待され、玉砕を覚悟した²⁶⁾という。

「半量以下の兵力を以てしては、他の諸条件が如何に天の時、地の利、人の和を得ようとも、最早や勝算ある用兵方策は成り立たなくなる。（略）そこで建艦予想と実際の戦術実施とをにらみ合わせて、大局判断として昭和十七年および十八年の二ヶ年は成算ありといて差支えあるまいというわけであったのである²⁷⁾。」

この引用は、福留参謀長が開戦直前における将来見通しを回顧した際の記述である。日本海軍の種々の研究で、継戦能力に関して1年半もしくは2か年の説を裏付ける確証を得ていた。現在のGDP換算では、日米の当時の国力差は1対10であり、現在世界二位の日本（今年中には中国が追い抜き、三位に転落の予測、名目のGDPならインドに抜かれて四位である大国）と、中規模のスペイン程の開きがあったと言われる。そうした情報は国民や軍の大半には隠蔽されていた。

欧米のような近代国家を組織すれば、対等に扱ってやるという言葉を受けて、福沢の言う「やせ我慢」の努力を重ね、立派な邸宅は庭付きであるように、欧米並みに植民地経営を始めた。これで一応欧米並みになったので、不平等条約は半世紀満たずの年月を経てやっと解消されたが、人種差別の問題がなくなったわけではなかった。第一次大戦をきっかけにその問題も解決されると思ったら、そうではなかった。ヴェルサイユ条約で日本が提案した念願の人種差別撤廃条約を拒否された。米国の黒人協会が日本を支持したのは当然である。米国政府は日本と黒人層が連帯するのを非常に警戒し、太平洋戦線では若干の黒人雑役兵を投入した以外には、戦闘に参加させなかった。米国の対日移民法で実質的に移民が出来なくなり、真綿で首を絞めるように、米国は日本に圧力をかけてきた。かつて米国内の先住民であるチェロキー族の「国家」（米国は原住民諸部族を国家と認めて、政府間条約を締結していった）は、新聞発行し憲法も作り、三権分立に基づく法治国家的な運営を行い、教育制度を充実させ英語の識字率も高くしたが、約束通り平等な扱いをしてくれなかった。日本もそれと同じだった。「いいインディアンは死んだインディアンだ」が、戦争中は「いいジャップは死んだジャップである」のスローガンに変わった。米国人は、両者に人種的、文化的な共通点を感じ取っていた。欧米での生活体験をへて、長年のこうした雰囲気を理解していた与謝野晶子や高村光太郎のような文豪者さえも、ついには欧米への失望感に誘われ、日米開戦の時は大いに溜飲が下がった。諸所で「勝った、勝った」の情報が流された。軍の上層部もその勝利の実態を本質に即して究めようとはしなかった。日米の軍事力や国力の限界を知る立場にあった福留と古賀は、2年以内の決着を考えるべきであった。だが、彼らは乾坤一擲の大一番を回避し、彼らの戦略から考えると、肩入れすべきではなかったラバウルに軸足を移したために、いざという時には空母機がなく、艦隊も動かなかった。

ギルバート諸島を攻略した米軍が、次に狙う目標は疑いもなくマーシャル方面である。そこで昭和19年1月25日に、再建中の空母機部隊である第二航戦（高次少将指揮下）の123機をトラックへ進出

させた。搭乗員の技量は未熟で、戦場にはとても出せないレベルであるが、なりふりに構ってはおれないのである。ラバウルのあるニューブリテン島の西端に米軍が上陸してくると、ラバウルは連日、100機以上の空襲を受けて、周辺では「ラバウル危うし」の気配が急速に漂う。ここを破られると、肝心要のトラックが窮地に陥る、というので第二航戦の投入が発令されて、「ろ号作戦」と同じパターンで多数の空母機が失われる。その後、再建のために第二航戦の飛行隊がトラックを去ると、その5日後の1月30日、米機動部隊はマーシャル諸島に空襲を加えて、クエゼリン、ルオットの両島が米軍に占領される。

「激励電報のみで、手をこまねいて見ていながら、いっこうに、その重い腰を上げようとしなかった連合艦隊主力水上部隊に対し、(あの守備隊と航空部隊を見殺しにして)という思いが先に立って、<敵大部隊見ゆ！>の索敵機の発見電報でも入れたら、いち早く将旗を後方に移動する準備をするのが関の山であろう、と不信の念がいっぱいであった²⁸⁾。」

大型飛行艇の実戦部隊であった八〇二空の本間猛飛行兵曹は、空襲回避のために、在タラワの米戦闘機の飛行距離圏内にあるヤルトからウォッチェ基地に移動を命じられた。そして彼は11月25日にタラワ守備隊の玉砕が確認された頃に、連合艦隊の不甲斐無さをこのように嘆くのだった。本間たちには昭和19年の1月半ば過ぎに、またまた敵機の空襲を避けて、サイパン島への移動命令が下った。

「『大和』『武蔵』の巨砲を、どこで使うつもりかね。天下分け目のタラワ、マキンにも使わずに……。もし、あのとき連合艦隊主力が出動していれば、現地部隊の意気があがるばかりか、それこそ乾坤一擲の大作戦となって、戦勢挽回の転機にもなったのに……。²⁹⁾。」

「その敗北を十分に分析し、調査し、教訓として生かし、最大の工夫をして次に戦闘にあたることを、なぜか日本海軍の秀才たちはほとんどしていない。創意工夫の習慣がないといえよう。ただオロオロしたり、相手を恐れたり、逆に相手を甘く見たり、また捨て鉢の攻撃をつづけて³⁰⁾」

いた。こうした惰性的で「思考停滞」の姿勢は、陸軍でも大体、似たり寄ったりであった。フィリピンにマッカーサーの攻略軍が押し寄せるまでは、どれぐらいの艦砲射撃で、それに対する防御陣地の被害状況はどうなるのか、どうしたら艦砲射撃に対する強度を保てるのか、米軍の特徴的な攻撃のパターンはどうなっているのか？一切の情報は知らされず、出たところ勝負であった。何しろ、玉砕で実戦経験を伝える将兵がいなかったのだから、無理もない。海軍の場合も、右往左往して、各個撃破されるばかりで、満足のいく集中攻勢には出られないまま、「Z作戦」は不発に終わった。敵情が不明のままでは、この作戦は至難の業であった。ラバウルを守ろうとして、逆に大事なマーシャル諸島を失った。「絶対国防圏」の東の外壁を破られると、トラック島を諦め、西方のパラオ環礁に根拠地を移す。そこも空襲を受けるとなると、さらにフィリピンに逃れるのである。本間兵曹たちの感想は、当事者将兵の偽らざる心境を代弁しており、全然的外れではない。

4. 米軍の反攻—トラック島への空襲

大本營の種村参謀の日記—「さきに二月には、内南洋に担当の海軍が十分に処置をしていると思い込んでいたのに、トラック島が急襲されて始めて空ッポだと聞いてびっくりした。そこで陸軍では、

満州、内地から陸軍兵力を抽出転用して今になって防波堤を築く始末、全く心細い限りである³¹⁾」と昭和19年5月11日付けで記した。

トラック島というのは、直径がおおよそ30哩の大環礁内に点在する小さな環礁群からなっている。従ってその四季諸島、七曜諸島、さらには大環礁の外側にある南方の君島諸島を含めてトラック島と総称される。大環礁が外洋の荒波を遮り、礁湖内の波は穏やかで、かなり水深の深い海域も広がっていた。それ故、礁湖内での母艦発着の訓練に不足を感じることはなかった。春島の西方海域は、戦艦や空母などの大型艦も停泊可能であった。そして外洋に通じる水道のいくつかは大型艦が通過できた。まずは軍港として最良な条件を備えた場所と見てよい。戦略的にも、そこは重要拠点としての位置関係を占めていた。すなわち東端のマーシャル諸島やギルバート諸島、北端のマリアナ諸島、西端のパラオ諸島、南方に下れば、ニューブリテン島のラバウルに達する。大正時代の日本海軍は、日米の仮想決戦場を小笠原海域に求めていたが、第一次大戦の結果、日本は参戦中に占領したドイツ領内南洋を、国際連盟から委任統治領として承認された。管理運営を認められてからは、日本海軍はこの内南洋を決戦海域として想定した。島の軍事化については国際連盟から禁止されたので、その着工が始まるのは、国際連盟脱退の翌年、つまり昭和11年にワシントン条約の失効によって無条約時代に入ってからである。トラック島は米国の過大評価に反して、実状は、充実した防御体制を備えたハワイの真珠湾軍港のレベルには程遠く、海軍基地として満足いく設備を築けなかった。開戦後ようやく、航空基地が3か所に設けられ、夏島には不時着用滑走路が造成された。しかし掩体壕がなく、航空機はむき出しのまま駐機され、当初の防空戦闘機は、零戦登場前の主力であった固定脚の九七艦戦だった。

昭和18年11月、ギルバート諸島を包囲した米軍は、猛烈な艦砲射撃の後に、マキン、タラワの両島に挺身上陸を企てた。両島には約5千名弱の精鋭からなる海軍陸戦隊が守備していた。米軍は日本軍の戦力を調べ上げ、常にその二倍ないしは三倍の人員を取り揃えるので、今回の作戦にも1万8600名の攻撃部隊を用意した。しかし、意外にも海兵隊は、上陸直後には橋頭保を確保するのに非常に困難をきたした。かろうじて水際の高くなった堤防の影にへばりつけた兵士以外は、ほとんどが死傷者といった有様だった。日本軍に迫撃砲があれば、堤防沿いに隠れた海兵隊は殲滅できたと思われる。島の制圧には、海兵隊の間からおびただしい犠牲者が出た。米国本土では、市民から怒りと非難の嵐が巻き起こった。この絶好の機会に恵まれたにもかかわらず、連合艦隊は救援に馳せ参じることができず、五次のギルバート沖海戦において、海軍機による空中攻撃を断続的に敢行しただけであった。日本守備隊の健闘もむなしく、徐々に米海兵隊に制圧されていき、ついに守備隊は全員玉砕した。翌19年に突入すると、米軍は、今度はマーシャル方面に侵攻し、2月5日ごろにその中枢基地であったクエゼリン、ルオットの守備隊は玉砕した。マーシャル方面の第二十一航戦も全滅を強いられた。中部太平洋方面の東端が米軍の勢力圏に入った以上、トラック島空襲はもはや時間の問題と感じられた。

内南洋における日本海軍の抵抗の意外な劣弱さに、ニミッツ提督はここぞとばかりに、攻勢に拍車をかけた。昭和19年2月4日になると、トラック島に米海兵隊の大型機が高度2万フィートの上空に飛来し、偵察行動を行い、島の写真撮影を強行して遁走した。そうすると、現実にはトラック島への空襲が起きることが予想されて、古賀長官はかねてからの計画どおり、艦隊待機の泊地を、西方のパラオ環礁に移すことに決めた。2月10日、旗艦「武蔵」は横須賀に回航させて、連合艦隊の遊撃部隊は、約2千キロ後方のパラオに向かい、連合艦隊の一部は燃料確保の関係から、スマトラ島のパレンバン油田地帯に近いリング泊地へと出港していった。それに伴い、連合艦隊司令部もパラオに退くこととなった。「この艦隊（連合艦隊）の出撃を『帽振れ』で見送った基地の軍人軍属と在泊中の多くの輸送船の乗員は、連合艦隊がどこかの戦場に向かうものと頼もしく思っていたという³²⁾」。事実は呆れ

たことに、自艦隊温存のために戦闘を延期して後退したのだった。当時、甲板上で見送った生き残りの兵士は、そのことを戦後になって知る。これで古賀長官は待望の艦隊決戦を発令せず、却ってそれを回避した恰好になる。その7日後、トラック島は不意討の空襲を受けて、甚大な被害を受けるのである。

「日本の真珠湾」と呼ばれたトラック島の場合も、ハワイの戦闘時と同じように奇襲攻撃の性格を帯びた。開戦の劈頭でもなく、ということはゆめゆめ警戒に怠りはないと思われるのに、なぜ米国海軍にとって奇襲が成功したのか？実はトラック奇襲攻撃の当日から遡ること2日前、すなわち2月15日にトラック島の日本軍は、米機動部隊出現の予兆を把握していた。その朝、トラック島東方海面を目指して、陸攻6機および天山艦攻3機が索敵哨戒行動に出て、そのうち陸攻2機が未帰還機となった。そしてまた第四通信隊の無線傍受班は午前中に、米機動部隊空母「エセックス」の艦載機が感度の高い無線電話で発信しているのをキャッチした。中型爆撃機（単発エンジンの飛行機ではない）の未帰還といい、それは確かに、敵機動部隊の接近を知らせていた。この情報報告は伝達系統の不備と拙さのために遅れが生じたが、とにも角にも、夜間の[21:00]には最高責任者である第四艦隊司令長官・小林少将のもとに届けられた。連合艦隊司令部が退去した時点で、島の防備の責任と権限が第四艦隊に委譲されていた。そこで早朝に空襲の可能性が高いと判断し、翌16日、[03:00]以後に、全島に対して厳重な戦闘態勢を、つまりは第一警戒配備を下令した。そして陸攻2機と天山艦攻9機を索敵に出すが、異状を認めず、全機無事に帰島した。この日、低気圧の発生が見られ、数機の索敵哨戒機は予定の哨戒区域の半分しか飛べずに引き返してきた。

トラック島の周辺は一日に二、三回は激しいスコールがやってきた。飛行機にとって積乱雲や台風、スコールは敵機以上に恐ろしい相手である。自然現象の障害で航法を誤れば、帰着できず海没して、一巻の終わりである。洋上飛行に慣れない陸軍機が編隊ごとに行方不明になったように、洋上飛行は困難を極めるのである。予定のコースを維持して目的地に着くためには、航法測量、風向きの強度、誤差の修正などを計算に入れて、機位を割り出さなければ、燃料切れでそのまま海上に墜落する。それでもトラック守備隊にとって、時間をズラし、十分な機数を使用すれば、丹念な機上偵察は可能である。哨戒や索敵行動による敵情把握に不備があったことは、紛れもない事実である。このような不履行が決定的な誤算を生むのである。敵状偵察の不十分さおよび敵状報告の無視は、トラック島のこの件に限らず、日本海軍の欠陥として事あるごとに起きていた。

米機動部隊は低気圧の海域に隠れて、進撃してきた。[08:00] 敵襲がないので、トラック島では索敵報告を信用して、第二警戒配備にレベルを下げた。[10:30] 何らの前触れも見られないので、第三警戒配備、つまり普段通りの平常警戒配備に戻した。緊張感漂う前線であれば、その常として少なくとも第二警戒配備を解除することはあり得なかった。午後からは兵員の外出許可が出た。勤務のない者や上陸要員は艦船や飛行場を離れて、島の部署に連絡に出かけたり、料理屋や慰安所で気分転換を図ったり、英気を養ったりした。翌17日の黎明前にも、執拗に索敵機を繰り返すべきだったが、一機も発進させることはなかった。従来でもトラック島では、早朝と夜間の索敵は実施していなかったという。従来は許されるとしても、もはや内南洋の東端諸島が占領されたという事態の切迫さが自覚されてよいはずだが、危機意識に対する認識が欠けていた。

ミッチャーの高速空母部隊はメジュロ環礁の出撃後、日本の哨戒機による発見を回避するために、エニウェトク島（日本名：ブラウン島）の北方からトラック島に近接し、洋上補給を完了した上で、17日の黎明前に攻撃機を一斉に発艦させた。その地点は夏島の東北東90哩の近さだった。特に駐屯期間が長期にわたる第四艦隊の将兵たちは、のんびりとした常夏の生活を満喫していた。前線という意

識は皆目なく、のどかで平穏な時の流れが漂っていた。警備の最高責任者の小林中将も珊瑚礁で魚釣りを楽しんでた。

「激戦に明け暮れたラバウルにくらべると、トラックはまるで戦争がどこにあるかと思われるような、平和そのものだった。飛行場には新品の零戦が何の防護もなしにズラリと並び、物資は山のようにあるし、外出は毎日できるし、長かったラバウル生活の疲れも忘れるほどであったが、それも束の間の平穏に過ぎなかった³³⁾」

と、二〇三空飛行科事務員だった渡辺文司兵曹が証言する。

トラック島は長らく南方方面への後方支援の基地であったので、死闘を繰り返しているラバウルやニューギニアの最前線基地とは対照的な様相を呈し、戦場とは無関係な保養と補給、中継の拠点という雰囲気にあふれていた。その意味からは何もトラック島に限ったことではなく、内南洋の島々全体に当てはまることであった。先年、マリアナ諸島の島々を観光で回る機会が何度かあったが、湿度の高さには少々閉口したものの、「南洋の楽園」にふさわしい絶景とのどかな自然の営みには、我知らず身も心も、精神の機能も自然界に奪われるようだった。そうは言ってみても弛緩させるような外的な環境条件は米軍も同じだから、やはり日本軍における危機感の欠如を指摘しなくてはならない。ラバウル航空隊で活躍した二〇四空は当時、竹島の戦闘機専用の基地に後退してきていた。それは補充員26名を錬成するためと、マラリアに罹って、疲労の極にあった残存5名の歴戦搭乗員に休養を与えるためであった。前夜、柴田司令以下は映画を楽しみ、また竹島の他の戦闘機隊員は上級将校の送別の宴を催し、夏島で一夜を明かしていた。

2月17日の早朝〔05:00〕にけたたましくサイレンが鳴って、第一警戒配備を告げた。米海軍の艦載機の大編隊が、トラック島のレーダーによって捕捉されたのだった。攻撃の30分前に、捕捉したということだが、第四艦隊や第五根拠地隊、また南西方面部隊所属の航空兵力の迎撃態勢は実に緩慢で、敏捷な対応能力に欠けていた。搭乗員の多くは外出中であった。米グラマンF6F戦闘機の第一波の任務は、礁内または上空にある日本軍機の撃滅にあった。その目指す標的は、春島の陸上および水艇の2か所の飛行場、楓島の天山艦攻の飛行場、竹島の戦闘機専用飛行場、夏島の水陸艇飛行場であった。

「かような危険に直面しながらも泰然として安眠をむさぼっているトラック根拠地隊の上空に、突如、米艦上機の大軍が押し寄せたのであった。第一撃は竹島航空基地、あわてふためいて空襲第一報をもたらしたとき、航空隊の司令官は<そんなことはない>と叱りとばしたが、事実は如何ともしようがない³⁴⁾。」

そう叫んだものの、柴田司令官（と思われる？）は条件反射的に「戦闘機発進！」を下令、竹島の零戦が舞い上がった。一部ながらもトラック島総出で迎え撃った戦闘機は、来襲した米戦闘機とおおよそ同数であった。だが、30機以上が撃墜された。俊敏な戦闘機といえども、脆弱さを見せる最大の瞬間が、離発着中とその前後なのである。逆落としの米軍機に対して上昇していった日本機は苦戦を強いられる。二〇四空所属の20機の零戦は警報発令後、5ないし6分以内に無事に発進を完了して、眼下に他の零戦隊が滑走路を疾駆するのを目撃した。第一波72機のグラマン戦闘機の編隊をめぐって突っ込んでいき、空中戦を展開して、18名が戦死した。

「デブロン島（夏島）からこの光景をみた戦闘機搭乗員たちは、泣きながら海に飛びこみ、泳いでエテン島（竹島）の飛行場へむかったという。しかし、パイロットたちは無差別の機銃掃射により、エテン島に泳ぎつく者は少なかった³⁵⁾。」

第二波は爆撃機30機と戦闘機60機の大編隊で来襲した。それに即応する形で、二〇四空の小高登貫飛長は、再び小隊長を志願して、初陣の5名の搭乗員を率いて攻撃に向かった。他の搭乗員もほとんどが戦闘経験のない未熟者であり、熟練の搭乗員はマリアの高熱にふらつきながら発進していった。小高飛長の言—

「前田飛曹長が倉兼隊長の前に仁王立ちになってね、腰の拳銃をぬくと、隊長にむけたのせ。整備員もワシらも、あぜんとしたのせ。〈てめえら、そんなに下士官を殺してエのか〉とってね、〈そんなに殺したきゃ、死んでやるから見ている！〉と叫んで零戦に飛び乗ったのせ。前田飛曹長は、第一回の迎撃戦で、グラマンを二機撃墜したのせ。彼はパーッとあがってね、ワシの目の前で急降下をかけてくる敵にぶつかっていったのよ。こんなこと、誰の書いた戦記にもでていねえ。オラも、しゃべったの初めてだ。だけんど、あんた、忘れてくれるな。いつかは誰かに伝えたってくれ…³⁶⁾。」

当事者にも隊にも不名誉なエピソードは消されることが稀にあるが、これはその一例であろう。大野芳も指摘する通り、前田飛曹長は第一回目の空襲に出撃して戦死したことになる³⁷⁾。倉兼隊長は悲惨な状況を前にして「見敵必勝」の教え通りに、本能的に指示を出したものと思われる。一方、命令を受ける側としては、逆落として襲ってくる多数の敵機を考えると、犬死の思いと若干の無力感が先走ったのだろう。その後、数次にわたって米軍機は攻撃を加え、夕刻までに延べ450機でトラック島の施設および艦船を攻撃した。17日の昼間はスプルーアンス中将の戦艦部隊が、空襲でトラック環礁内から脱出してくる艦船を待ち構えて砲撃を加えようと、礁外を一周した。そして「香取」などの水上部隊と遭遇、水上戦闘を展開した。あるいは18日未明には、米海軍はレーダー装備の夜間爆撃用雷撃機を12機、繰り出して、一層の戦果拡大を狙った。夏島の連合艦隊用の重油タンク群は、数日にわたり紅蓮の炎と黒煙を噴き上げた。島の各飛行場に配していた航空機はほとんど全滅、ラバウルに補充予定の零戦約200機も炎上、総計325機の日本軍機が破壊もしくは損傷を受けた。軽巡「那珂」と潜水艦2隻を含む諸艦艇9隻、飛行機輸送船1隻、油槽船6隻、輸送船26隻が撃沈され、食糧2千トン、燃料1万7千トンの焼失、倉庫や軍事施設の徹底破壊、兵員約600名が死傷した。他方、米軍側の損害は、航空機25機喪失、日本の雷撃機による空母「イントレピット」の小破のみだった。日本の戦艦は撃ち漏らしたが、米軍にとって真珠湾攻撃の倍返し以上の戦果を得た。「トラック空襲」後も、基地航空隊のB-17爆撃機が毎夜来襲し、その炎を目標に爆撃を続けた。

古賀長官はトラックを奪われると、中部太平洋は総崩れになり、その影響はマリアナ諸島に迫り、内地攻撃の恐れも出てくると危惧された。古賀長官はラバウル方面の移動可能な全機、さらにニューギニアの第十三航艦の二航空隊にトラックの警戒を命じ、内地錬成中の第一航艦に対して、速やかなるマリアナ進出を下令した。そして内南洋方面に参集した航空部隊の一切を、猛将角田第一航艦長官の指揮下に入れた。そうした艇入れをもってしても、もはやトラック島は基地としての機能をまったく失ってしまい、「絶対国防圏」の破綻を意味した³⁸⁾。真珠湾攻撃の一過性的な攻撃に比較すると、米軍側では完全に壊滅させるのだ、という強い意志がそこに働いていた。

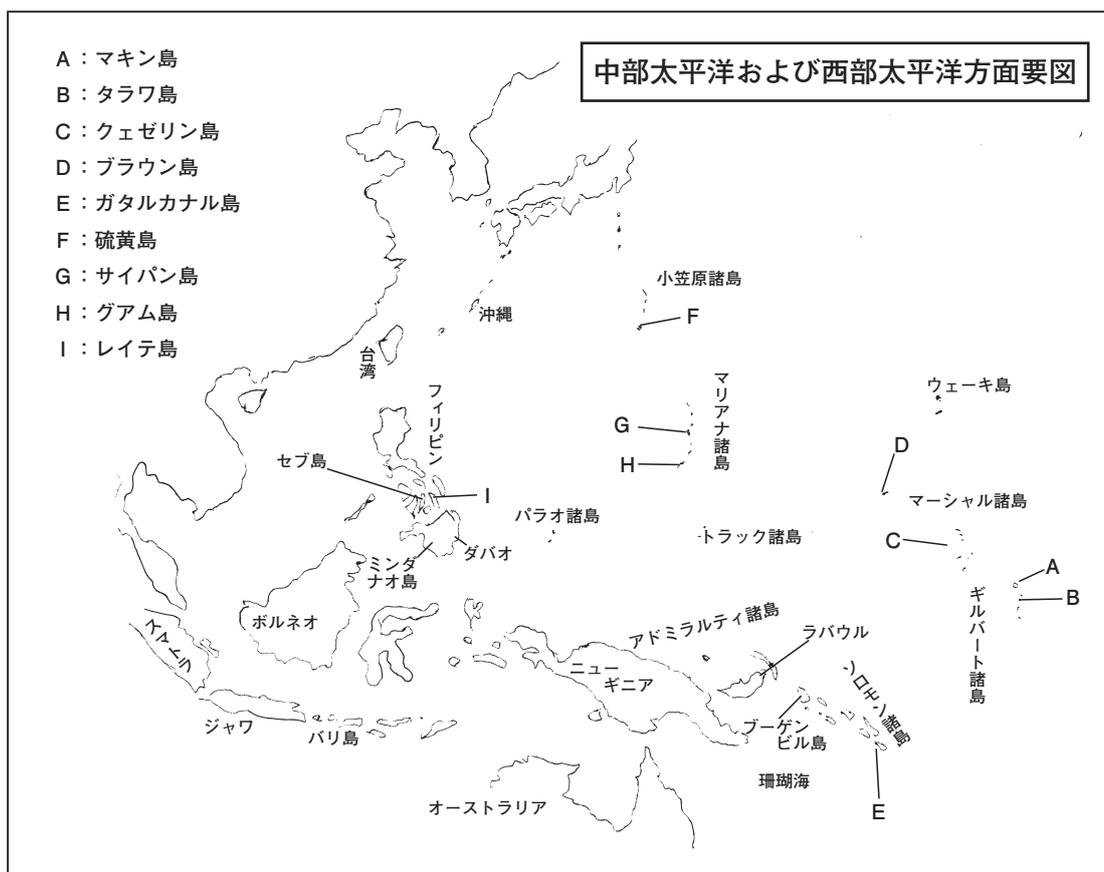
国民性という観点から、この差異を説明すれば、このようなことになるだろうか。すなわち日本の対米

認識は驚くほどお粗末であった。米国人はダンスパーティーや享乐的な生活に明け暮れ、潜水艦のような密閉状態には耐えられないし、我慢強い国民性ではない。そのうちに英国がドイツに敗れるだろうから、そうなる米国の継戦気分は崩れ、日本との停戦の機会も訪れるだろう。そのような判断は、明らかに事実誤認に基づく思い込みである。歴史を紐解くと、そのヤンキー魂やフロンティア精神は随所に満ち溢れており、彼らは恐ろしいほどのファイトの塊であった。大西洋を渡って、危険地帯に入植していく貧しい肉食人種の冒険心と敢闘精神は、長年土地にしがみついて地道に暮らしてきた稲作農耕系の日本人の比ではない。南雲艦隊の草鹿参謀長は剣道の達人で、真珠湾攻撃について大太刀の強靱な一振りでサッと身を引くことを、その戦闘の極意と心得て臨んだ。真珠湾攻撃の不徹底はここにも由来するのだが、スポーツ競技で譬えれば、米国の行動心理は、倒すか倒れるかのボクシングのような発想に支えられている³⁹⁾。

日本海軍は昭和17年後半から、ラバウル、ブーゲンビルの戦略的価値を重要視して、ソロモンの消耗戦に耐えてきた。内南洋のトラック島を兵站基地に利用して、軍需物資や新品の飛行機を次々と送り込んでいたが、トラック空襲で制空権の喪失、従って泊地としての利用価値の消失、基地機能の壊滅という事態に立ち至った。これによってトラック島の戦略価値も一瞬にして潰え去った。時を同じくして、ラバウルを中心としたソロモン諸島方面の戦闘はこの日をもって息の根を止められた。ソロモン方面での消耗戦の結果は、海軍機約6千機、陸軍機約3千機のほとんどを喪失、戦死者においては陸軍10万人、海軍5万人を数え、撃沈された軍艦70隻、船舶は170隻に及んだ。物量や人員供給の勝負となると、日本はギリ貧に追い込まれる。

「〈難攻不落のトラック〉は神話であることが証明された。日本が二十年間の委任統治時代における日本の海上への投資は、多くの人たちが想像していたように、海洋の〈マジノ線〉を建設するのではなく、艦隊の建設に向けられたのである。第五八機動部隊は、トラックの航空戦力を粉砕することによって、エニウエトクの孤立化とラバウルの無力化を完成することができた。二月十八日、ソロモン諸島上空で、日本軍の一機さえ発見しなかった。⁴⁰⁾」

日本海軍基地の特徴として浮上してくるのは、基本的にはただ飛び発てる滑走路が飛行基地だという認識である。基地である以上は、通り一遍の防御体制を固めることは自明の理であるが、基地防衛といった点にはさほど関心を寄せていなかった。ニミッツ提督はトラック空襲でそのことをはっきりと認識した。古賀連合艦隊の読みとしては、米軍がトラック島に上陸後、占領するかもしれないと考えた。だが、それはまったくの見当外れだった。米海軍の「トラック空襲」という作戦の意図はあくまでもエニウエトク占領の支援作戦にあり、エニウエトク環礁には「ただの一機の敵航空機の干渉を受けることなしに進行されることになった⁴¹⁾」。マキン、タラワの戦訓を汲み取り、陸上の守備兵力が大きい基地を攻撃するのは、おびただしい犠牲を伴うことから回避した。その代わりに、メジュロとかウルシーとかの日本軍のいない、それも艦隊の停泊に最適な環礁を見つけて占領した。そのような環礁の存在は、すでに戦前から秘密のうちに米軍が調査研究をしていた⁴²⁾。日本海軍の予測と見込み、戦略決定は、米軍によって鮮やかに裏をかかれた形である。暗号解読からの情報を利用しながら、米軍が一步一步日本海軍を追い詰めていく様子が、内南洋の攻防に見て取れるのである。



5. あとがき

以上のように「海軍乙事件」の発生前の動きを扱ってきたが、海軍の欠点に関しては『軍令承行令』による人事システムと「艦隊決戦」思想一本槍への固執、そして日本の戦術兵法を集大成した秋山参謀長の手になる『海戦要務令』の聖典化、この三つが大きかった。これらが一体となって絡んだところに、情報軽視ないしは情報無視が現れる。言い換えると、海軍は作戦中心の戦略戦術を駆使する傾向が強かったのである。それ以外の領域、例えば経済や政治学、民族学、国家論、世界の歴史、幅広い人間学、小説文藝の類い、日常生活に関する諸知識、国際的な視野からの理解、いわゆる教養的な知識と思考は度外視される。陸軍が「軍は政治に関与すべからず」の原則を破って、戦術や戦略の研究を疎かにして、ひたすら政治に埋没したのとは対照的に、「サイレント・ネビー」に徹した海軍は狭い意味での戦闘の技術研究にのみ没頭した。軍令部の関心は、連合艦隊司令部と変わらないレベルで作戦の立案に関与するばかりであった。それでは高度の戦略が生まれようがない。そもそもそういった面の重要性が理解できなかったのである。日本海軍は、固定化した恐るべき観念論で動いていた。

山本長官戦死後に定例の「パープル暗号書」（日本海軍の暗号書が紫色の表紙で出来ていたので、米軍がこう呼んだ）を新規の改訂版に取り換えるというので、「多見丸」にその書類を大量に積載し、出先機関に運搬した。ところが、従来の暗号書で前線部隊にその旨を発信したために、米海軍の知る所となり、米航空機によって「多見丸」は撃沈された。即刻、米軍は沈没したこの船から暗号書

を引き揚げて、日本は相変わらず「パープル暗号書」の情報を解読され続けた。日本側は新規暗号書に切り替えて、これで万全だと考えたが、反対に米軍の手元には新旧の暗号書が入ってきて、相互に対照できたので、一段と確度の高い情報を獲得した。広大な太平洋に展開する数多くの日本海軍部隊の隅々にまで、新規の暗号書を配布することなどは到底不可能なので、部隊によれば古い暗号書を使用し続けた地域もあった。

山本連合艦隊長官は、真珠湾攻撃後に米国で被害の実態をありのままに率直に伝えていることを知り、ショックを受けて思わずテーブルを叩いた。テキサスの広大な油田地帯やデトロイトの自動車工場的大量生産システムを見学していた山本だったが、別の意味で改めて米国の凄さを認識した。しかしながら米国の情報観は、山本の認識よりももっと底深いものである。確かに米国の情報開示は国民への信頼があつたことだと思う。だが、この場合の米国の態度には、この情報開示によって対日戦争、根本的には対独戦争に、国民の意識を導こうとする思惑があつた。ギャラップ調査によれば、モンロー主義の根づいた国民においてその八割方は参戦反対だった。その意識転換のために、情報操作が行われた。山本長官は情報に接していなかったのか、「騙し討ち」をされたという米国民の怒りには、気にならなかった模様である。山本の明敏さは、戦争形態がすっかり変わり、銃後を巻き込み、国家挙げての総力戦であることを見抜いていた。けれども、この点において彼は日本海軍エリート伝統的な思考内から跳び出すことはなかった。

米軍の飽くなき情報追究の好例として、最後に緒戦のウェーキ島攻略の例を引いておきたい。12月11日に日本軍はその攻略を目指したが、意外な抵抗に手を焼き、駆逐艦2隻を陸上砲台と若干の航空機の活躍によって失った。12月23日に、真珠湾攻撃後に帰還の途中であつた南雲部隊の一部に援軍を求めて、やっと攻略した。問題は、その間に米軍が日本海軍の沈没した駆逐艦から暗号書を引き揚げたことである。「勝った、勝った」の背後で、情報戦に負けていることに、日本軍は気づかなかつた。あるいは気づこうとしなかつた。

戦争実態における情報戦の解明は途半ばで、まだまだ続けざるを得ない。つまり最高機密の情報漏洩がうっかりミスで済ませないような事件が、昭和19年に入ると起きてくるのである。次回号ではその「海軍乙事件」それ自体に論及していきたい。

注

- 1) 吉村昭『戦史の証言者たち』（文藝春秋社 1997年）64頁。
- 2) 堀栄三『大本営参謀の情報戦記－情報なき国家の悲劇－』（文藝春秋社 1989年）31頁。堀は、昭和18年10月に大本営陸軍部ドイツ課に配属になった時に、駐日大使館のドイツ武官からこっそりと聞かされた。
- 3) 現代の国民に対する情報隠しの最たるものは、昨年起きた「尖閣諸島沖中国漁船衝突事件」に関する措置である。これは、仙谷官房長官が主導で菅内閣が行った事件の隠蔽である。那覇地検が独断で日中の外交関係を考慮して、現行犯逮捕した悪質中国人船長を不起訴処分で釈放した。日本国政府は何らの関与もせず、国内事犯に対処するだけの地方検察所が、外務省や政府の内閣官房を無視して、越権行為で処理した。これを了とすると、仙谷は記者会見で発言した。これだけでも、日本国の公務員組織の法的根拠を無視する由々しき問題であるが、それと同程度に、あるいはそれ以上に問題なのは、国民に対して見え透いた、それ故に不必要な情報隠しをしたことである。それは、戦後の民主主義の根幹を否定する点で許せない暴挙である。中国に媚びる仙谷らしく、「民は由らしむべし、知らしむべからず」という中国伝統の牧民思想を自ら実行しているかのようである。常々

中国は、日本政府に対して、なぜもっとマスコミを抑えないのか？政府の力で反中国的動きを制御して欲しいと言ってくる。日本は伝統的に独裁的な人治主義国家の中国と違うので、言論の自由は絶対に守り抜くという決意が必要である。

外交上の秘密は当然あって、しかるべきであろう。しかしこの一件は、国民に公明正大に周知させるべき性格のものである。中国政府が映像の非公開を要求したのを受けて、日本政府が中国民衆の鎮静化のために、また人質にされた日本の民間人を助けるために、あるいはレアアースの禁輸を解除してもらうために、中国政府の意を汲んで動いたらしい。鎮静化しても、それは一時的なもので、すぐに同様の事件が再燃する。忘れっぽい日本人は、鄧小平が日中平和友好条約締結の際に、東シナ海の領海内に何百隻という武装漁船が侵犯し、砲艦外交的に圧力をかけたことがあった。また不法就労を目的として密入国して、300人が無人島に上陸したこともあった。そのような事態が将来、起きることは必定である。しかも、この次の事件では武装して、強制排除に抵抗することも予想される。

横浜のAPECで、メモを片手に菅首相がまるで記者がインタビューをするような形で胡主席と首脳会談をした。この会談で、何か尋常でないことが話し合われた模様である。会談内容が明らかになると、日本にとってきわめて不利で屈辱的なことが取り決められたものと推測される。その証拠に、会談後の記者会見では、その内容が一切非公開となった。平成23年2月4日付け産経新聞によると、石垣市が条例制定した「尖閣諸島開拓の日」の1月14日に記念式典が開かれても、そこには政府・民主党から出席者がいないし、祝電も送られなかった。首脳会談で、政府は一切関与しないようにと、中国政府から釘を刺され、菅首相がそれに応じたのではなかろうか。

海保の職員にとってみれば、国民の励ましと支援があってこそ、命懸けの危険な任務を遂行できるのである。北朝鮮のスパイ船の銃撃事件以来、ビデオ公開を積極的に行ってきた理由はそこにある。スパイ船接触の時にはかなりの高波であったために、手元が狂い相手のロケットランチャーが、あらぬ方向へ外れたので、海保の職員たちは命拾いした。当たれば、脆弱な構造の巡視船は沈没したかもしれない。幸いにも、今回の事件では、憂慮した職員がネットで公開したために、現場の様子が私たちの知るところとなった。望ましい限りである。何故なら、今後この事件で中国人と話をする時、事実に対して私たち日本人に対して嘘つき呼ばわりするのに反論できるからである。白を黒と言いくるめる中国人が難癖を吹きかけてくるかもしれないが、事実から出発して、事実に基づく公明正大な姿勢を堅持できる。事実に基づく忌憚のない議論が、特に国際関係では大切になってくるからである。

この件に関連しては、中国側の別の戦略が透けて見えてくる。すなわち尖閣領海侵犯事件の発生で、海底油田の共同開発に関する具体的な協議が「無期限延期」になったことである。中国は協議阻止を誘発するために事件を惹き起こした可能性がある。共同開発の合意は、日本側の主張であるEEZの境界線を東シナ海の間で引くことを実質的に認めたことになるからである。それを中止したかったのである。

- 4) 吉田俊雄『四人の連合艦隊司令長官』(文藝春秋社 1986年) 194頁。
- 5) 山本長官機待ち伏せ作戦を実行するかどうかを、ハワイで検討していた時に、山本亡き後は、それに代わる有能な将官はいるのか、との質問が出た。山口少将が生きていれば、それを継ぐこともあり得るが、彼はミッドウェー海戦で戦死したので、後継に値する者は、誰もいないとなった。日米間の人物評価は、目の付けどころが異なるのか、不思議と一致しない。例えば、ルンガ沖夜戦で第二水雷戦隊司令官だった田中頼三少将は、敵重巡4隻、軽巡1隻、駆逐艦6隻の大部隊に対し、

- 味方駆逐艦8隻を統率して、重巡1隻撃沈、重巡3隻大破せしめる大殊勲を挙げた。味方は駆逐艦1隻沈没、損傷1隻に留まった。米海軍の間で田中頼三の名声はいやが上にも高まった。しかし日本の軍令部は、田中が一時反転したことを消極的として予備役に編入したのが、典型的な例である。重巡の主砲が一発でも当たれば、装甲の薄い「ブリキ細工」のような駆逐艦は即座に、撃沈されてしまう。従って、一時避退することは、作戦上必要である。それは逃亡とは違うのである。
- 6) 千早正隆『日本海軍の驕り症候群』（プレジデント社 1990年）94～95頁。
 - 7) インド洋作戦でも同様の事態が発生していた。つまり、コロombo空襲不十分の知らせを受けて、それではと、艦内で陸上攻撃用爆弾への転換指令を出す。だが敵艦隊発見の入電があると、また再度の艦船用爆弾への転換指令を出す、といった混乱が起きていた。英海軍の攻撃機10数機（旧式の複葉機であるが、レーダーを装備していた）が水平爆撃で攻撃したが、投下爆弾は、日本の空母から大きく外れたために事なきを得た。むしろ一隻ぐらい損傷を受けていたほうが、慢心を戒めて、真剣に戦訓を検討したかもしれない。
 - 8) 牧島貞一『炎の海』（光人社NF文庫 2001年）195～196頁。
 - 9) 吉田俊雄『四人の連合艦隊司令長官』329頁。米海軍では艦隊司令長官に就任すると、その役職にある期間は、一ランク階級が上がり、解任されれば、元の階級に復したと聞く。きわめて合理的でスムーズな人事制度を作り上げていた。例外はと言えば、もっと大胆に人事を動かした海軍省軍務局ニミッツ少将の場合がある。彼は才能を見込まれて、ルーズベルト大統領とノックス海軍長官の推挙により太平洋艦隊司令長官職の大將に抜擢され、またこのニミッツが、無名のスプルーアンス提督を機動部隊の司令長官に大抜擢したのだった。
 - 10) 千早正隆『日本海軍の驕り症候群』76頁。
 - 11) 堀栄三『大本営参謀の情報戦記―情報なき国家の悲劇―』100～101頁。
 - 12) 参照、梅岡大祐『悲惨ブーゲンビル島』（旺史社 1986年）47頁。
 - 13) チャーチルの回顧録には、喉を詰まらせた軍令部長からの電話で、チャーチル首相は、新鋭戦艦「プリンス・オブ・ウェールズ」と巡洋戦艦「レパルス」の撃沈を知らされたとある。それを確認すると、彼は受話器を置いた。「私は一人なのがありがたかった。すべての戦争を通じて、私はこれ以上直接的な衝撃を受けたことはなかった。（略）寝台で寝返りを繰り返していると、この知らせの十分な恐ろしさが私に浸透してきた。（略）インド洋にも太平洋にも英米の主力艦は一隻もなくなったのだ」[W・S・チャーチル『第二次世界大戦』下巻、佐藤亮一訳（河出書房新社 昭和47年）44頁]。無理もない、ついこの間ルーズベルト大統領とこの新鋭戦艦の艦上で、首脳会談を行ったばかりだった。またドイツの巨大戦艦「ビスマルク」を追い詰めて、撃沈する作戦にも参加していた。それがもう海底の藻屑と消えたのだから。
 - 14) 千早正隆『日本海軍の驕り症候群』190頁。
 - 15) 優秀な官僚たちが、戦後日本を経済成長の成功へと導いたが、それはGHQによる高級官僚の追放も一役買っていた。というのも日本の若手官僚は、満州国経営で大成功を収め、短期間で世界有数の重化学工業を興し、発達の遅れた不毛の大地で産業や農業を振興させていた。戦後の中国大陸では、重化学工業の製品は99%、旧満州の工業地帯から供給された。日本人の満州官僚らは、世界恐慌の中でも経済成長するソ連に着目し、その五カ年計画をモデルに殖産興業に努めたのだった。そして戦後、日本で空席となった指導的地位に就いた若手官僚が、それこそ寝食を賭して祖国再建に努力し、思い切った政策で辣腕をふるった。二十世紀末に来日したソ連のゴルバチョフ大統領に、我々が目指した理想の社会が日本にあった、と言わしめた。ソ連は官僚社会の弊害で減んだが、日

本は社会主義の統制経済的な弊害に陥ることなく、自由な民間の活力を最大限に発揮させていった。

ところがその日本も、官僚体制の劣化と現政権の国民への過度の管理、営利企業の活動への制限と圧迫、在来の外貨獲得型産業への嫌悪などを通じて、ますます膠着した社会に変貌しつつある。社会の隅々まで税金徴収の網をかけ、吸い上げた税金を役所がばら撒き、行政権限を強固にすることを始めた。これは国家官僚主義体制、社会主義国家そのものである。この線上の先には、日本の滅亡が待っている。すなわち国民は、現在1400兆円の個人資産を所有しているが、それをすべて役所で吸収して、国債という借金を弁済させる。国民の財産を失わせた暁に、日本転落の終局点に達する。つまり初めて太平洋戦争の終戦と同じ事態を迎えるのである。

16) 吉田俊雄『四人の連合艦隊司令長官』227頁。

17) 新興国日本への恐れ、高まる黄禍論、米国内の反日感情、日本移民の制限法、アジア大陸への門戸開放要求—これらの点が日米関係の急速な悪化に結び付いた。

18) アルフレッド・セイヤー・マハン『マハンの海上権力史論』(原書房 2008年) 298頁。

19) 同上書同頁。

20) 江田島の兵学校はネルソン提督の遺髪を納めて、建物の赤煉瓦に至るまで英国から輸入して、何から何まで英国のアマコスト海軍兵学校を模範として造り上げた。東郷平八郎は、江田島の兵学校ができる以前の明治4年に、兵部省の派遣留学生に選ばれる。彼は英国に渡り、練習艦「ウースター号」に乗り組み、海軍の技術一切を学んだが、軍艦「ビクトリア号」にはよく乗艦して、砲術研究を行った。当時の「ビクトリア号」は砲術練習を实践する軍艦として、英国海軍将兵の精神的修練と技能練磨の場として活躍していた。東郷は2年後に帆船「ハンプシャー号」に乗船して、英豪間の遠洋航海に参加し、航海技術の研究をした。その後はケンブリッジにおいて数学の勉強で研鑽を積んだ。東郷は計8年間、英国に留学していた。景山昇『海軍兵学校の教育』(第一法規出版株式会社 昭和53年) 24頁を参照。

現在、この「ビクトリア号」は1922年からポーツマス軍港に係留されて、観光用に一般公開されている。論者は観光見学で二度、訪問したことがあった。ネルソン提督がトラファルガーの海戦で敵フランスの銃弾に倒れた場所が甲板上にあって、その位置には記念のプレートが置かれていた。ロンドンにある「王立戦争博物館」には、英国の過酷な東洋植民地支配の牙城であったシンガポールの陥落は展示されていなかったが、東郷元帥と日本海海戦の展示は、誇らしげに設置されていた。

21) 昭和6(1931)年に、米国陸軍情報部第八班の責任者ハーバート・ヤードレが『アメリカのブラック・チェンバー』という本を出版した。そこで日本の外務省から発信された秘密通信がことごとく傍受解読されていて、1922年のワシントン会議において日本から有利な条件を引き出したことをつぶさに暴露した。フーバー政権下、彼の上司となったスティンソン國務長官は、暗号解読などの信頼を損ねるような行為に極端な嫌悪感を覚えて、國務省の予算を引き揚げ、彼の部署を廃止した。そのことへの意趣返してヤードレは暴露本を世間に発表したのだった。ワシントン会議における全権委員という当事者の立場で関わった駐米大使・幣原喜重郎は責任を問われた。しかし、その10年後に反省もなく、またもや日本の外務省は完全に暗号解読される。開戦直前には、東京の電令はワシントンの日本大使館で解読される前に、隣の米陸軍暗号班の建物に設置された同時自動翻訳機で、米政府はその内容を知っていた。情報内容を伝達される人物は、大統領以下、数名の閣僚に限られていたので、ハワイのキンメル大将には通知されなかった。

22) このときは日英同盟の維持に対する熱意が、英国側ではすでに薄れていた。第一次大戦で、窮状に追い込まれた英国の要請にもかかわらず、日本陸軍は欧州派兵を拒否した。植民地のインドやエ

ジブトからも現地兵を戦場に派遣していた。日本陸軍はその発展期にプロシアからモルトケ参謀長の推薦でメッテル大佐を招聘して以来、深くドイツ陸軍と誼を通じてきた歴史があるので、欧州でドイツ軍とは戦いたくないのだ。その一方で、中国におけるドイツ領青島には、日本の国益のためにだけ派兵している。英国ではこのように判断された。一見、強固そうな同盟関係も、その本質は互恵的な関係でなければ、つまり利益がないとなれば、いつ破局が来てもおかしくない。

現在の日米安保条約も片務履行的な軍事同盟なので、同じく、あるいはそれ以上に薄氷の上に成り立っている。日本人は惰性で考える習慣が身につけているので、半永久的に同盟関係が続くと思いがちだが、少しの失望感が昂じて、いつそれが廃棄につながっても、不思議ではない。米国軽視の結果、対中ソ関係で窮地に陥った民主党政権は、米軍思いやり予算さらなる厚遇をし始めた。もっとも、米軍が日本の領空の大半と領土の拠点を支配することで、日本の首根っこを押さえる機能も果たしているわけで、日米関係はそう単純ではない。日本の現在の地位を米国の保護国と見なす米国人が多いことも事実である。他方、いざとなった時に、米軍が本気で援軍を出すかどうかは、規定上は曖昧にされている。

このように現在の日米関係は、日英同盟のように対等な関係ではない。北朝鮮から核ミサイルが飛来して来た場合、日本ではなくて米国に向けられたものを、迎撃ミサイルで撃ち落とそうとするのは「集団的自衛権」の行使が認められていない以上は、憲法違反の疑いが強いのではないかと当時野党の無責任さから民主党が、国会の議論で問題化させていた。確かに法的にはそうである。あるいは将来の朝鮮有事の際、米軍輸送機が邦人を含む民間人を乗せて、日本に向かっている時に、敵機が輸送機をミサイルで攻撃しても、その敵が自分に向かって攻撃しない限り、自衛隊機は反撃できない。視認できる米輸送機を掩護して、敵機に発砲することは、自衛権（正当防衛）や専守防衛の範囲を超えている。しかし、本気でそのような怠慢を行えば、その瞬間に日米同盟は崩壊する。「集団的自衛権」は内閣法制局の見解で、その種の権利は国家として有しているが、憲法上は行使できないと決められている。解釈、また解釈と実に重層的に積み上がり、法律が歪められ複雑にされる。この調子では、戦争放棄の「平和憲法」は、その憲法解釈で法律上、戦争が出来るようになるだろう。

23) 空論が砂上の楼閣に建っていることを認識できない指導者が、時として日本に登場する。鳩山前首相は、国連総会での演説で机上の空論による温室効果ガスの25%大幅削減を宣言した。単なる思いつきなので、空論にもなっていない。NPO団体から話を聞いただけで決定した。つまり政府関係者、多様な専門的識者、役人たちに内容を検討させないで、独断で決めた。経済界は排出権取引ですでに数千億円の支払いをした。中国やインド、米国などは排出規制の制約を受けないので、温室効果ガスの出し放題である。企業が環境保護に協力して、中国から排出権を買っても、肝心の中国は依然として、思うままに二酸化炭素を放出している。従って中国の環境ビジネスには貢献しても、環境問題の改善には何の効果もない。地球全体での取り組み、実現の見通しや道筋、国民負担の金額、国際的な動向には無知のままである。鳩山は自分では大胆な提言をすることで、日本が環境関連の枠組み作りで主導的な取り組みを行い、国際水準の規則作りで日本を有利な立場を築こうと思ったらしい。戦後日本の、それも口先だけの国際的なセンスのない政治家には、それを求めても無理というものである。そのうちに数字が独り歩きして、この25%の履行だけが求められる可能性が大きい。昨年デンマークで開催されたCOP15会議の首脳会合では、鳩山首相は一言、二言しか発言できなかった。削減の言質を取られることを嫌がった中国から、日本は出来もしないことを言って、会議を壊そうとしている、とスケープ・ゴートにされる始末である。

- 24) 江戸雄介『悲劇くマリアナの七面鳥撃ち>日米戦争・最後の大海空戦』(光人社 1992年) 136頁。
- 25) 同上書134頁。海軍大学でも作戦の実施部隊でも図上演習が重視された。このようなシミュレーションは今でも、海上自衛隊が観艦式の予行演習で行っている。図上演習の欠点は、適時適切に情報が判定者である局外者から与えられることである、と吉田俊雄はその核心を語っている〔吉田俊雄『参謀とは何か』(光人社 2000年) 240頁〕。従って情報を集める苦労はない。日本海海戦のような実戦の場では、敵情把握が決定的に重要である。バルチック艦隊が対馬沖に来るのか、それとも津軽海峡を経由するのか、宗谷海峡の可能性もなくはない、と寿命が縮まるぐらいに心が痛んだ。仲間の艦同士で情報の密な交換ができる観艦式であれば、それは何ら問題にはならないが、実際の戦場ではそうはいかない。敵からの不意を衝かれた時の対応の訓練にならないのが、日本海軍のこの図上演習であった。海上での実際演習も、貧乏海軍は予算の関係上、燃料に制限がかけられたので、判定者が適宜に所与の敵情報の設定を行い、敵味方、双方にそれを知らせてから、演習が開始された。不意の対応が苦手な海軍が、この図上演習の偏重から生まれたと言っても過言ではない。
- ミッドウェーへの出撃前の図演では、日本側の空母にも沈没の被害が出たのに対して、宇垣参謀長がこの時点では米空母はハワイに在泊中である。従って味方空母の沈没を取り消して、再復活させた上で、図演を再開した。何のための図演か、と思わざるを得ない。
- 26) 吉田俊雄『四人の連合艦隊司令長官』199頁。
- 27) 福留繁『史観 真珠湾攻撃』(自由アジア社 昭和30年) 133頁。
- 28) 本間猛『予科練の空』(光人社NF文庫 2002年) 125頁。
- 29) 同上書137頁。
- 30) 江戸雄介『悲劇くマリアナの七面鳥撃ち>日米戦争・最後の大海空戦』124頁。
- 31) 種村佐孝『大本営機密日誌』(芙蓉書房出版 1995年) 200頁。
- 32) 佐藤清夫『駆逐艦<野分>物語 若き航海長の太平洋海戦記』(光人社 1997年) 91頁。
- 33) 第二〇四海軍航空隊編『ラバウル空戦記』(朝日ソノラマ社 昭和62年) 341頁。
- 34) 橋本以行『伊58潜帰投せり』(朝日ソノラマ社 昭和63年) 169頁。
- 35) 吉村朝之『トラック大空襲 海底写真に見る連合艦隊泊地の悲劇』(光人社 昭和62年) 52頁。
- 36) 大野芳『神風特攻隊<ゼロ号>の男』(光人社NF文庫 1995年) 150頁。
- 37) 第二〇四海軍航空隊編『ラバウル空戦記』345頁。
- 38) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 中部太平洋方面海軍作戦<4>-昭和十七年六月以降-』(朝雲新聞社 昭和48年2月10日) 626頁。
- 39) 東条首相は、日米開戦の場合、日本の敗戦は必至だとの調査情報をもらっていたが、前頭が横綱に勝つ場合もある、清水の舞台から跳び降りる気概で戦えば、何とかなるだろう。というので開戦に踏み切った。だが、少し考えてみれば分かる。日米の総力戦は瞬間芸の一番で終わりではない、二番、三番と相撲を取り続ければ、圧倒的に勝つのは地力に勝る横綱である。ワシントンから捕虜交換船で帰国した野村駐米大使以下を慰労するパーティの席上で、今度は終戦の工作をお願いしたい、と東条首相から言われると、元海軍の将官であった野村駐米大使は、戦争を始めるのは難しいが、終戦に持ち込むのはもっと難しいと答えた。
- 日露戦争は、上層部の者たちが継戦の限界点をよく知っていて、開戦前から終戦の仲介国を模索していた。金子堅太郎は、当時のセオドア・ルーズベルト大統領とハーバード大学の同窓生だった。そこで政府は金子を派遣して、戦費国債の調達と戦争の終結に向けた仲介役をルーズベルトに求めた。彼は、極東の小国出身の新渡戸が著した『武士道』にいたく感銘を受けていた。今また日本軍

の予想外の健闘に、その理由を金子に尋ねた。彼は金子の答えから「教育勅語」の素晴らしさに目覚めて、日本という国家に信頼を寄せた。ただし、その次の瞬間には侮れない日本の力に対してルーズベルトは警戒感を抱いた。太平洋を挟んだ東西の新興国の日米は、ほぼ同時期に海洋に乗り出した。その意味では両国は覇権をめぐる戦う運命にあったともいえよう。その結果、敗北を喫した日本は米国に従属しながら、太平洋の平和をもたらしている。だが、その平和も、中国軍の西部太平洋進出によって俄かに崩れようとしている。

日露戦争の最終局面では奉天会戦で日本が勝利を得た後、参謀長・児玉源太郎はすぐに帰京して、伊藤博文などの政府関係者に、後は政治の出番だと触れて回った。日米戦争の場合は、日独伊三国同盟を結んでいる以上、戦争を中途半端には終わらせることはあり得ない。そのことが東条たちには分かっていなかった。

40) W・J・ホルムズ『太平洋暗号戦史』妹尾作太男訳（ダイヤモンド社 昭和55年）246～247頁。

41) サミュエル・E・モリソン『モリソンの太平洋戦史』大谷内一夫訳（光人社 2003年）169頁。

42) 戦前の昭和12年に、米国の冒険家アメリカ・イヤハート女史が、米海軍の援助による民間機で日本の南洋統治領南端の境界線ぎりぎりを飛行しながら、ラエからナウル島経由してフェニックス諸島のハラウンド島に向けた冒険を試みたが、ナウル島に到着せずトラック島に向かい、その後はるか東方海域のミリ環礁で忽然と消え失せた。イヤハートは内南洋の状況を偵察するといった密命も帯びていた可能性もあり、米海軍は戦艦「コロラド」と共に空母「レキシントン」を派遣して、97機の艦載機を飛ばして大搜索を開始した。この行動が搜索に名を借りた軍事研究などではないと考える者は、余程のお人好しである。

海軍大佐アール・エリスのトラック島偵察、地理学者ウィラード・プライスの情報収集、情報活動中の米海軍将校の逮捕・処刑事件などが1930年代に起きている。米国は彼女が日本軍に逮捕されて、処刑されたのではないかと疑っていた。戦後とに角、米国はその最期の真相を突き止めようと躍起になった。日本軍関係者を厳しく尋問したが、ついには分からず仕舞いであった。広大な海原で暴風のさ中、墜落事故を起こして、不慮の死を迎えたと推測できる。ランドール・プリンク『アメリカ・イヤハート 最後の飛行 世界一周に隠されたスパイ計画』平田敬訳（新潮社 平成7年）、および青木富貴子『アメリカを探せ 増補改訂版 甦る女流飛行家伝説』（文藝春秋社 1995年）を参照。

全時間が描かれていると主張する。

⑩ 身崎壽氏「柿本人麻呂阿騎野の歌」『万葉集を学ぶ』第一集所収

⑪ 稲岡耕二氏「時は来向かふ」『柿本人麻呂』王朝歌人1所収

⑬ 橋本達雄氏「安騎野に宿る歌」『謎の歌聖・柿本人麻呂』日本
本の作歌3所収

⑭ 中山正美氏や伊藤銀三氏などであるが、特に中山正美氏は、その著『壁画阿騎野の朝』の中で、持統六年十一月十七日とし、それが新暦の十二月三十一日の午前五時五十分にあたるとしている。

⑰ 拙論「古事記撰録の周辺―元明天皇・太安万侶・稗田阿礼をめぐって」『記紀万葉の新研究』尾畑喜一郎編 所収

⑱ 『禮記 中』『新釈漢文大系』竹内照夫氏釈文参照

⑲ 山本健吉氏『柿本人麻呂』、西郷信綱氏『万葉私記』などが挽歌的であることを指摘している。

⑳ 白川静氏「呪歌の伝統」『初期万葉論』所収

㉑ 尾畑喜一郎先生「柿本人麻呂と遊部郷」(『万葉集の研究 民俗と歴史』)は、遊部との関係について、高市皇子挽歌の葬列の道順との関係からより具体的に論をすすめ、遊部の本貫とともに人麻呂作歌の鎮魂歌舞的側面を考察している。

平成二十三年一月了

ある（うた）の世界に人麻呂は展開させたのである。このことからすれば、深い経験と高い歌作力とを感じずにはいられない。年齢から来る重厚さを想定させるのである。やはり、人麻呂は、当時既に五十歳を越えていたと考えざるを得ない。この年齢推定に関しては拙論を留意しているので別の機会に譲るが、柿本人麻呂の官人としての履歴、あるいは宮廷人としての歩みについては再考を要しよう。拙案をいえば、近江朝すなわち天智朝における出仕と歌人としての登場とを想定すべきと考えている。その立場は、持統天皇の周辺に終始するものであつたらう。

この軽皇子の遊獵の裏に、持統天皇による意図と後援とがあつたことを考える時、この遊獵の儀式的展開を歌として表現し、披露したことも、その意図と後援とのなせるものであつたらう。いうならば、持統天皇を頂点とする宮廷社会において、人麻呂もその応分の役割を担い、果しているといえよう。その応分はまだ明瞭ではない。

人麻呂の歌人としての偉大さについては、『萬葉集』を読む人々をして自然と感じさせるものがある。しかし、その偉大さの質と量について語ろうとすれば、文芸史上の多くの要素、たとえば影響を受けた点あるいは影響を与えた点、また、その伝来のあり方等々、多くの課題がある。

儒学的教養のほかに重要なことは、歌の中で「皇統譜」に匹敵するものを詠みあげていることである。こういった「日繼」と関連することを表現として扱ったのは、人麻呂が最初で最後である。あとは、類似的表現で天孫降臨以来の氏族の伝統性を表現した大伴家持の「喻族歌」（卷廿・四四六五）ぐらいである。

この荘重な歌い出しは、「日繼」と関わることで当時としては誰にでも許されることではなかったはずである。もちろん述べきったように、いかなる皇族に奉ることが可能か、また、誰がそのような

な神聖な擬似「日繼」を語句として、あるいは歌詞として使用することが許可されるのかについては嚴重な警めがあつて然るべき時代である。

柿本人麻呂が、その意味で、軽々とした立場ではなかったことをわれわれは認識しなければなるまい。

注

① 橋本達雄氏「宮廷歌人の論―人麻呂を中心として―」『万葉宮廷歌人の研究』所収

② 折口信夫氏「万葉集のなり立ち」『折口信夫全集』第一卷所収

③ 桜井満氏「宮廷俗人の系譜」『万葉人の生活と文化』上代文学会編所収

④ 山口博氏「二十巻本の形成」『万葉集成形成の謎』所収

⑤ 日本書紀・卷第二十五、大化二年三月甲申の条によれば墓域の規模から役夫の人数、築造日数、帷帳の種別まで定め、殯も禁止している。

⑥ 武田祐吉氏「舎人人麻呂」『柿本人麻呂』歴代歌人研究Ⅰ所収
ただし、武田祐吉博士も「舎人」である確たる証拠には基いていない。

⑦ ⑩ 北山茂夫氏「白鳳における宮廷詩人の誕生」『柿本人麻呂論』所収

⑧ 澤瀉久孝氏は『萬葉集注釋 卷二』において、ケゴロもを、類似表現を持つ歌と比較して、ハレとケの次元でとらえ「褻衣」とするが、状況上、解釈上、これでは初句に据える意味がわからなくなる。

⑨ 森朝男氏「柿本人麻呂の時間と祭式」『万葉集』鑑賞日本古典文学 第三卷所収）において、即位儀礼としての大嘗祭の祭式的時間構造がその背景にあることを説き、あわせて、祭式的な

あろうが、歌群の展開の上では、「形見とぞ来し」の語句の意味のほうが先行するし、また重要である。四七番歌は、やはり「過去」の確認として歌いあげているし、四八番歌は「過去」と「現在」とを（並列）させることによって、その共存と継承とを象徴していると把えるべきである。

さて、人麻呂の教養の中に『禮記』的世界が存在し、存在しているだけでなく、それを歌という伝統的世界において表現し得る力量があったことに驚かされよう。このことは、未だに杳として不明である人麻呂の官人としての職掌、また官人としての出仕の時期などを考える際、意外な緒となるように考える。

ところで、実景とした場合、これに臨む人麻呂の姿を追う必要がある。

人麻呂は、はじめから東を向いて立っていたのであろうか。

いやそうではあるまい。人麻呂が、初句「ひむがしの」を発する以前、遠く仰ぎ見ていたのは、北天に蔽とし存する北極星であったにちがいない。つまり、まず中天北方を見て立っていたのである。そこに天武天皇、あるいは持統天皇をも観ていたであろう。やがて東天をみて、かぎろひの中に、軽皇子を観るべくして観たのである。体は北面したままである。この儀式的世界の演出の中では、北はもちろんのこと、東にも西にも背後を見せることは作法としてあり得ないからである。

頭首はふたたび動き、西天を仰いだ。西に渡り行く月に草壁皇子を観想したのである。そして、新しい世界とその秩序の到来を実景という演出によって荘厳化し、象徴的に表現したのである。

四九番歌は、「月西渡」の世界を継承しつつ、共感されている草壁皇子を再度登場させている。四八番との時間差はいか程であろうか。四八番歌の荘厳な静けさを考えると多少の時間を用意すべきである。静寂は、出猟に備えての人馬の動きにより破られる。もちろん

ん狩は、鷹狩りである。そして、軽皇子を中心として馬列が整えられる。いよいよ出立つの刻限である。まさにこの際を人麻呂は詠じたのである。馬上の軽皇子は往時の父草壁皇子の再現をみるようであり、印象として人々は重ねあわせて観じているのである。「時は来向う」の表現は、この感動と緊張感とを高揚させる効果を十分に満たしている。新しい世界の到来を象徴する歌群の最後を締めくくる役目を確実に果たす歌となっているのである。

この五首の歌群は、その根底に常に草壁皇子を（回想）という形で据えて、その上で展開しているが、「時は来向う」によって、その根底を断ち切って、現実の軽皇子出猟の臨場感を一段と強めさせているのである。

この安騎野遊猟の年次については、持統六年の冬とする説が多いが、そうではあるまい。

以上に述べて来た諸点を考慮すれば、軽皇子立太子前夜、持統十年（六九六）の冬とみるべきであろう。時に十五歳である。持統六年では十一歳である。状況からすれば、立太子後持統十一年の冬にこそ行なわれるべき行事であるが、題詞に「軽皇子」とあり、軽皇太子と記されていないことは重要である。妥協して（立太子）の前提と他皇子への牽制の意味をもって行なわれたとみるべきであろう。

四 むすび

安騎野遊猟歌群をめぐって、柿本人麻呂の歌人としての立場を具体的に確認しようとした。それを通して、柿本人麻呂の保有していた教養が当時としては最新の教養であったこと、また、これは後の「学令」にも規定される『禮記』の知識に根差すものであることが理解された。

そして、その知識が単なる知識を越えて、日本の伝統的な文芸で

表現されている。

……是に於て、帝積、皇帝・皇后の至誠に感じて、天門を開通し、下、勝業を鑒みて陛下の御宇を標し、百年の延期を授く。日月の臨む所、咸く聖胤の繁息を看、乾坤の載する所、悉く宝祚の延長を知る。……中略……

五八 数を雙べて宝寿の不惑に応じ、日月、明を共にして紫宮の永配に象れり。……

ここに表現されている日・月はいずれも天皇を頂点とする朝廷秩序の永遠性を象徴している。日・月が共に存することはその政治の大磐石であることを意味している。それは次の表現にもみられる。

續日本紀 天平宝字元年十一月壬寅(廿八日)の条である。

……皇帝・皇太后は日月の照臨するが如く並び、万国を治め、天地の覆載するが如く……

原文は「如日月之照臨並治万国」である。この表現にみえる考え方が、四八番歌になかったとする積極的な理由は見出し得ない。思うに、この歌の背後にはこのように敷衍しつつあった考え方の嚆矢がみえるのである。したがってこの新旧交替劇ともいふ舞台には、一方で日月共に照臨ある(時)を前提させて、治天下の兆をみていたかも知れない。

この思想的ともいえる表現の背後にあって人麻呂の意識を形づくらせたものは、何であったのであろうか。それは『禮記』祭儀篇の次の詞章に他ならなかったと考える。

郊之祭、大報天而主日、配以月 夏后氏祭其闈、殷人祭其陽、周人祭日以朝及闇。

祭日於壇、祭月於坎、以別幽明、以制上下。祭日於東、祭月於西、以別外内、以端其位。日出於東、月生於西、陰陽長短、終始相巡、以到天下之和。

「郊之祭」とは夏至と冬至の郊祭のことである。意は、郊祭は天の恩徳に報いる祭りであって、日を主神とし月を相伴とする。夏后氏は日暮に祭り、殷人は日中に、周人は、祭日には朝から晩までを費す。

春分には日を壇上に祭り、秋分には月を穴に祭って幽と明との區別を示し、これによって人々に位の正潤をわかまさせせる。日は東から出、月は西に浮かぶこと、昼夜と夏の循環や、日月の交替のことなど、これらを模範として政治を行い、それによって天下を太平に保つのであると、解してよいであろう。

ここまで来れば多くを語る必要はあるまい。人麻呂は、実景を重ねつつ、日月共に照覧する状況の中で、「日繼」の新しい継承者軽皇子の登場を象徴させたのである。一方で、「月西渡」と表現することによって、現在も進行しつつある状況を象徴させ、草壁皇子と重なるイメージを軽皇子に持たせたのではないだろうか。この意味で真の(形見)は、この安騎野ではなく、軽皇子の英姿にこそ見出されていたのである。

屋上屋を架するが、郊祭には牲が必要であった。そう考えると、この安騎野の遊獵にも牲を獲得する目的が付随していたと思われる。ただしそれは状況的な想像であって、「形見とぞ来し」の語句の存する意味の重さには及ぶべくもない。

狩獵の場といった状況的側面からの考察は、白川静²⁰によってもなされている。白川によれば『楚辞』の「招魂」にみられるような招魂儀礼の履修の実際との関連を説き、払暁における招魂受霊(草壁皇子の魂を軽皇子が受霊する)の儀式の展開をみている。そして、その受霊の莊嚴なる共感を歌うものとして、次の四九番を扱っている。また、こういった役割を担う人物としての人麻呂に、(遊部)の呪的伝統に連なる姿をみているのである。²¹

(狩獵)の場といった状況において、このような配慮も必要では

る。日・月は信仰の対象であると同時に、この世の秩序の根幹を占めるものであった。この感覚は長く日本人の中に培われていたものであった。それに加えて、古代支那の国家観における皇帝の權威は、曆によっても示され、それをおして、日・月の秩序が厳然たる現実的存在となっていたことである。既に人麻呂の時代は、この国家観によって成立している国家となっていた。

このようにみると「ひさかたの」という枕詞も、われわれの想像以上に、厳肅かつ荘重な響きを持って印象されていたことを忘れてはなるまい。「日下」という信仰に根差した皇帝の都を意味する語を考慮すれば、「日」の移動する直下に存する場として〈安騎野〉の夜明けが意識されたとの想像も浮かんでくる。この意味で、月に對する表現が原文に「月西渡」とあることにも注意が及ぶ。やはり「月西にわたる」の訓も捨て難いものがある。

ともかく、この一首の莊嚴さは、実景を超越して存在しているのである。それに加えて実景でもあったことが、より一層の重厚さを加味しているときみべきなのである。

実景に對した時は、それを表現したくなる行為と表現すべきものとする行為とは、大きな隔たりがある。この時の人麻呂の立場を考えればまさしく後者でなければなるまい。新しい世界の幕開として、この場面を把え直し、歌として表現し、そしてこの位置に配列した意識的行為こそ重要である。

この意識的行為には、人麻呂の作歌活動の根底にある当時としても卓抜ともいえる教養を感じずにはいられない。つまり、この歌の基盤には、古代支那の国家観、いつてみれば皇帝觀の影響を受けた天皇觀が垣間みられるように思えるからである。

續日本紀 卷四 慶雲四年七月壬子(十七日) 条

関けま^かくも威^かき藤原宮御宇倭根子天皇の丁酉八月に此の食国天

下の業を日並所知皇太子の嫡子今御宇つる天皇に授け賜ひて、
並び坐して此の天下を治め賜ひ諧へ賜ひき。是は関けま^かくも威^か
き近江大津宮御宇大倭根子天皇の天地と共に長く日月と共に遠^く
く不改常典と立て賜ひ敷き賜へる法を受け賜はりまして、行ひ
賜ふ事……以下略……

これは、日並所知皇太子¹⁷草壁皇子の妃阿閉皇女が天皇(元明)として即位した時の宣命である。即位前紀の条に記されている。所謂「不改常典」に基く即位の正当性を示した内容となっている。元明天皇即位に際しては、草壁皇太子を名実ともに天皇位とすることに困難があり、その薨じた日を国忌とするなどの条件を整えていたことが明らかである。これは西暦七〇七年のことであり、人麻呂も存命していた時期で既に六十有余歳となっていたはずである。ともかく、即位宣命に「日月」の語が用いられた初例であることが注目される。

ここで留意されることは、「日並所知」の語が、皇太子(ヒツギノミコ)を意味するものではなく、草壁皇子の称号として機能していることである。それは「御宇大倭根子天皇」という称号の形式と同格の重みを保持しているということである。「日並皇子尊」という称号が決して人麻呂の創造ではないことを示している。もしかして、人麻呂がこの宣命の作成に関与したかとも想像したことがあったが、公的面からいって少し無理な面があるようだ。いえることは、元明天皇即位時において「日並皇子」という呼称が、草壁皇子を示す称号であり、皇統譜上はその記載に準ずる扱いとなっていることである。この点からすれば、四九番歌は、「日並皇子」という称号の披露の場であったとしても、人麻呂の創造したものとすることはできない。

五十年後の天平宝字元年(七五七)八月十八日、七月に発生した橘奈良麻呂の変をうけて勅を發した。その中に日・月はその要部に

しかし、長歌の三段目「古念ひて」の敬語を取り払った表現からすれば、長歌は最後尾において、主従一体となつての「古」への回想の段階に入っているとみてよいであろう。この点だけが問題として残っているかに見えるが、時間的にも長歌末尾の時間と四六番歌の時間は共通していると思われ、立場の変化をも短歌形式という形で示したと考える。ただし、実際には、稲岡耕二の指摘するように夜半に至っているとみてよい。夕方から夜半への時の推移は、長歌のもつ宿営全体の雰囲気表現した舞台から、供奉する人々の個々の念いの中に立ち入っているのである。この意味で「回想の時」は、全体から離れて、個々の「回想の時」に変化したと考える。「古」を念う時間としては共通しているにも拘らず、個々の念いをより確実のものとして具体化した手法なのである。宿営にて就寝せんとする人々の個々の念いを「眠も寝らめやも古念ふに」と表現した。稲岡耕二は、「いにしへおもへば」とすればことわりすぎた感じになるし、「おもひて」では説明的になる。「おもふに」はこの歌にとつてかけがえないものと述べる。つまり、宿営する人々の心に無理なく共感させる表現とみている。

四七番歌は、どうか。「真草刈る荒野にはあれど」と条件を提示する。ススキを刈るために原野とされている場所である。そこを「荒野」としたところには、「形見」そのものの寂寥感を表現している。とみてよいであろう。その感は重ねて表現される「黄葉の過ぎにし」と呼応して、より一層深まって来る。さらに稲岡は、柿本朝臣人麻呂歌集の歌、

一七九七 潮氣たつ荒磯にはあれど往く水の過ぎにし妹が形見ぞと来しをあげ、その酷似する表現から、歌集の歌の先行性を指摘し、「黄葉の散り過ぎるよりにこの世を去られた思い出の地としてたずねてきた」と解釈している。つまり、草壁皇子がすでにこの世に存在しないという現実を人々の心の奥処に確認させるものとなっている。

このことが次に来たるべき方への期待と希望との布石ともなっているとみてよいであろう。

四八番歌は、新しい世界とその秩序への幕開を歌いあげる。橋本達雄¹³のことばを借りれば、「大きく転じて夜明けの大景を歌う。寝苦しかった夜が明けかかり、黒々と連なる東の地平の果てを茜色にそめて、ゆらゆらと曙光が燃える。ふり返って西の方を見ると月が寒々とした光を放ちながら傾いていた」のである。実景としてはそうであつたらう。このような情景のみられる時節そして日時まで特定しようとする試みもなされて来た。しかし、それはそれである。

この歌は実景を描写することが眼目ではない。この歌の位置、叙景しなければならなかつた作歌動機理由は求めがたく、事実がそうした景であつたからというのでは説明にはならないのである。その意味で「かへり見」という行為そのものが鍵を握っている。橋本の、「去りゆくものに心を残す行為だが、月の傾くのを愛惜する心こそ日並と称された『過ぎにし』草壁に対する心情をこめたものと見なければなるまい」とし、「月に代わつて新たに生まれてくる太陽（曙光）に比すべきは、若々しい軽皇子の英姿であつたに違いない」とする指摘はみのがせない。

一方、北山茂夫¹⁶も「獵立ちの迫つた大野の夜明けの実景を描く。それは、叙景歌ではあるが、狩獵への全行動の一部としての、より重い意味を担う。そこから切断して独立させれば、それほどすぐれた一首ともいえない。しかし、四首連作のなかにおいて、第一・二首をうけ、第四首をじかに導き出すものとして、生彩を放つ。」とする。まさしくこの感は強く、遊獵という王者の重要な儀礼としての背景を舞台として、軽皇子の輝かしい登場を印象づけたハイライトともいべき一首といえる。

この日・月の対比が単なる実景を越えて、超然とするのは、自然現象の実景を離れて、日・月に胚胎している信仰を感じるからであ

のである。二段目は、「こもりくの」から「朝越えまして」である。三段目は「玉かざる」から「古念ひて」までとなる。

一段目は、題詞の状況からして「やすみしし吾が大君 高照らす日の皇子」である軽皇子を莊重に称えて、天孫ホノニギノミコトの子孫として神々しくあると歌いあげている。これは、軽皇子の立場を示すものであり、供奉する人々が御子を讃仰している心情を表現している。二段目は、その軽皇子の安騎野に向かう経路と行動を雄々しいものとして歌っている。ところが三段目は、時の経過を明示し、その時間によって包まれた供奉者全体の行為となり、それが「古」という回想すべき〈時〉と〈場〉を生み出しているのである。

雪降る安騎野に宿りする〈時〉と〈場〉が必然的に、ある「古」を想起させたことを表現した。そして、それは確かに体験したことのある供奉者を共感させるものであったに違いない。もちろん歌いあげる人麻呂にとっても体験した「古」であった。

これより以前、安騎野は宮廷人にとってどのようなところであったのか。

日本書紀 天武九年（六八〇）三月二十三日の条

戊戌に、菟田の吾城に幸す。

とある。天武天皇は吾城の地に行幸している。かつて壬申の乱の時に、東国に向う途中に経過したところである。その行幸の目的は記していないので不明であるが、やはり遊獵とみてよいであろう。しかし、ここでいう「古」に直接該当するのは父君草壁皇子の宇陀の大野での遊獵である。萬葉集巻二の草壁皇子の挽歌群の中に、「皇子尊宮舎人等働傷作歌廿三首」という一群があるが、その中の一首に

一九一 毛衣を春冬かたまけて幸しし宇陀の大野は念ほえむかも

その意は、裘とよばれる皮ごろもを狩獵の時節になると待ちどおしくお着けになって出向かれた宇陀の大野のことが思ひ出されるので

あろうなあ、である。草壁皇子は、日本書紀にその遊獵の記事を載せていないが、この歌を見ると、このんで遊獵したことが知られる。そのような時に供奉した人々の多くがこの軽皇子の遊獵にも供奉していたのであろう。その中に、この一九二番歌を詠じた舎人がいた可能性も否定できないであろう。もちろん人麻呂も往時の供奉者であった可能性は高い。仮に、人麻呂が今回のみの供奉であったとしても、人麻呂は供奉する人々に代って、その人々の気持となつて詠ずる立場にあった。

安騎野遊獵歌の歌群全体からみると、往時と現在とをあわせての実体験の感慨の中にあるように思える。

この時期の宮廷人にとって宇陀の安騎野は、天武天皇以来の遊獵の地であつて、また、草壁皇子が度々訪れたゆかりの場所であつたといえよう。

したがって、草壁皇子の遊獵は、「古」と呼ぶには、いまだ鮮かな記憶としてあつたろう。それをあえて「古」としたところには、輝かしく、瑞々しい日の皇子である軽皇子にその讃仰を結集せんとした意図があり、人麻呂の表現の真骨頂が発揮されているとみるべきだろう。

しかし、これを意図的とみれば、ますますその観は深まる。長歌の「古念ひて」は、次の四首にまで及ぶのである。この意味で短歌四首は欠くべからざるものとして、長歌世界の一段目と深い関わりをもつて存在している。二段目が回想すべき「古」への道行的詞章とすれば、三段目は「古」そのものの世界——草壁皇子の遊獵當時——への入口ともいべき詞章とみなせよう。短歌四首の配列にみるとめられる時間的推移は、「古」からの脱却を意図していた可能性が高いのである。

四六番歌は、橋本達雄の述べるように、「長歌が皇子の行動の叙述で通したのを、立場を変えて徒駕した臣下の心情を歌」っている。

性を主張する必要はないのである。結局は、当時の朝廷を支えた宮廷人の共通の歴史認識に立ち、天皇の系譜を歌いあげることこそ重要であった。そこには、皇位継承の確認があり、誰にでも許される表現ではなかったのである。それ故にこそ、天皇権の由来を語る記紀神話の冒頭の詞章より歌い出す必要があった。つまりは、草壁皇子の称え名「日並皇子尊」に相応しい表現としたとみるべきであろう。端的にいえば、この挽歌の最大の特徴は、草壁皇子の系譜が天皇と同様に高天原に直結していることを表現することにあった。その意味では、追慕的表現は第一に表現されているが、献呈する行為とそれを取り巻く現実的状况から考えれば、草壁皇子の「日繼」での位置づけを知らしめることにこそ課題はあったのである。

すなわち、この歌は殯の最終的段階で奉獻され、草壁皇子に献ずると同時にそこに列席する人々に次の後継者軽皇子の確たる地位を提示する意義が存したとみてよい。天孫降臨以来の系譜のどの定位にあられるのかを確認させ、併せて後嗣軽皇子の地位を確認させたのである。そうあってはじめて、草壁皇子の鎮魂の儀は終了するのであり、「常宮」である奥津城の主となられるのである。結果として、挽歌に天孫降臨以来のさまが叙述されるのは、天皇及び天皇に準ずる尊貴のみであったといえる。しかし、持統天皇や文武天皇に対する献呈挽歌が存在していない点、また天孫降臨以来を叙述する挽歌が他にみられないことを考慮すると、草壁皇子の特殊事情——皇位を継ぐべくして継げなかった——そのことに起因しての、献呈挽歌による「日繼」の代替儀礼であった可能性は高くなると考える。つまり、人麻呂による日並皇子Ⅱ草壁皇子の殯宮での献詠は、その内容からして、極めて「皇祖等之騰極次第」に関連深い信仰要素を持った表現を内包している。そこには、天皇に準ずる方として、いや天皇そのものとして、皇太子であることを超えた方として表現されているのである。こういった表現が表現方法として成立した背景には、

共有する歴史観を持つ社会集団が既に存在したことを逆に証明している。

ここで、ひとつ注意すべきは、一六九番の歌である。「日」と「月」が対比される形で表現されている。一六七番の「日月の数多くなりぬる」の句に影響を受けたものでないことは確かである。鍵は「隠らく惜しも」にあるわけで、実景説も含めて慎重を要するものがある。この歌の意味も実は先述したように、挽歌を奉獻する行為をも含めて、人麻呂の演じた役割と無関係ではないように思える。

三 安騎野の日と月

草壁皇子が薨じた時、その子軽皇子は七歳であった。後に即位して文武天皇とされるのは九年後の六九七年の八月である。その間のある年の冬に遊獵したのである。

軽皇子宿于安騎野時柿本人麻呂作歌

四五 やすみしし 吾が大君 高照らす 日の皇子 神ながら 神さびせすと 太敷かす 京を置きて こもりくの 初瀬の山は 真木立つ 荒山道を 岩が根 禁樹押し靡べ 坂鳥の 朝越えまして 玉かざる 夕さり来れば み雪降る 安騎の大野に 旗薄 小竹を押しなべ 草枕 旅宿りせず 古念ひて

短歌

四六 安騎の野に宿る旅人うち摩き眠も寝らめやも古思ふに
四七 真草刈る荒野にはあれど黄葉の過ぎにし君が形見とぞ来し
四八 東の野にかぎろひの立つ見えてかへりみすれば月傾きぬ
四九 日並の皇子の命の馬並めてみ狩り立たしし時は来向ふ

長歌は、大きく三段に分けられる。一段目は、「やすみしし」から「京を置きて」までである。もちろん歌の構成としては「京を置きて」は、「こもりくの初瀬の山」に連続し、上段との結合を担っている

卷二の挽歌群の背後に編纂上の諸条件が存するにせよ、天智天皇には挽歌群がまがりなりにもあり、天武天皇には、皇后の三首のみしか伝わらないのは、殯宮における献呈挽歌の儀礼性を論ずるには心もとないというほかはない。最大限に言えることは、殯宮の時の挽歌として、柿本人麻呂の歌は、日継を担うことのなかった草壁皇子に長歌形式をもって奉献された点で重要なものがある。

日継とは大葬の最後を締めくくるものである。古事記の上表文に「帝皇日継」と記されるもので、これに位置づけられることによって、「現し世」と別れるのである。

天武天皇の場合、日本書紀によれば、持統称制二年(六八八)の冬十一月十一日の条に、

直廣肆當摩真人智徳、皇祖等騰極の次第を誅奉る。禮なり。

とあり、皇統譜への定位は十一月十一日であったことがわかる。

しかるに、皇太子であった草壁皇子には、この〈日継〉への登録がなされなかったわけであり、これに替わるものとして殯宮挽歌での位置づけがあったのではないかと推測されて来るのである。仮りに、それ以前つまり、四ヶ月以前あるいは、天武天皇の崩御された朱鳥元年(六八六)九月九日以後に、殯宮での献呈挽歌が儀礼として成立していたならば、天武天皇に対しての献呈挽歌が、人麻呂作とは限らず存在してもよかつたのである。存在していないことは制度としても挽歌の献呈は行なわれていなかったと考えるべきである。

そのように見る時、草壁皇子の挽歌には、その七年後(六九六)の「高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌」との差異が歴然とみえてくるのである。それは高市皇子挽歌にはみられない高天原神話との連続した世界が表現舞台に用意されていることである。

日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌

一六七 天地の 初めの時 ひさかたの天の河原に 八百万 千万神

の 神集ひ 集ひ座して 神分り 分りし時に 天照らす

日女の命一云日女の命 天をば 知らしめせと 葦原の 瑞穂の

国を 天地の 寄り合ひの極 知らしめす 神の命と 天雲

の 八重かき別きて一云天雲の 八重かき別きて 神下し 座せまつりし 高照ら

す 日の皇子は 飛鳥の浄の宮に 神ながら 太敷きまして

天皇の 敷きます国と 天の原 石門を開き 神あがりあが

り座しぬ 一云神登り わが王 皇子の命の 天の下 知らし

めしせば 春花の 貴からむと 望月の 満しけむと 天の

下一云下 四方の人の 大船の 思ひ憑みて 天つ水 仰ぎて

待つに いかさまに 思ほしめせか 由縁もなき真弓の岡に

宮柱 大敷き座し 御在香みあかを 高知りまして 明言あきことに 御言

問はさぬ 日月の 数多くなりぬる そこ故に 皇子の宮人

行方知らずも 一云ふさす行の皇子の 宮人ゆくへ知らず

反歌二首

一六八 ひさかたの天みるごとく仰ぎ見し皇子の御門の荒れまく惜しも

一六九 あかねさす日は照らせれどぬばたまの夜渡る月の隠らく惜しも

或本、件の歌を以て後皇子尊の殯宮の時の歌の反と為せり

或本の歌一首

一七〇 島の宮匂の池の放ち鳥人目に恋ひて池に潜かず

記紀神話に直結するがごとく荘重な歌い出しである。「天地の初めの時」の句は、日本書紀所伝の「古天地未剖 陰陽不分」「天地初判」や古事記の「天地初発之時」という表現に類似するものがある。但し、この点や天照大神を「天照らす日女尊」「さしのぼる日女の命」と別の名称を伝えている点等は、柿本氏独自の氏族伝承に拠るかとも考えられようが、共通の認識こそが共感の根幹となることを思えば、共通認識内の伝承質とみるべきである。ここで氏族伝承の特異

もう見え出したと思はれる。(二部現行文字に変更)

現在のところいずれもこの範囲を越えて、確定的にその職掌を制度上で把握をしたものではない。むしろ、歌作の場と状況とに拠って、歌作者の文芸上の性格を終始する論が先行しているといつてよい。その場合、その歌作者の性格を示す意味で、宮廷詞人・宮廷詩人などと呼称している。中には、その芸能性を考慮した宮廷伶人との名称もある。

柿本人麻呂の持統朝における職掌を示す資料はひとつも無い。存するのは歌と題詞と左注のみである。しかし、萬葉集に先行する歌集として「柿本朝臣人麻呂歌集」が巻二の補注(一四六・題詞)と巻三の左注(二四四)に記録されていることは、萬葉集の歌人として考える時、重要な意味を持っているといえよう。つまり、宮廷の官人としての位置は不明確でも、文芸史上、萬葉集とその成立以前において代表的な歌人としての存在が知られており、萬葉集の編纂期間中(その期間は確定できていないが、奈良朝末期までは確実に、一部平安期の改修・補訂は想定される)は、持統朝を代表する歌人として認識されていたことは確かである。そのことを考えると『古今和歌集』の「仮名序」において、人麻呂を「ならの御時」とし「正三位」とするは実に奇怪なことしなければならぬ。「仮名序」の記されたであろうとされる延喜五年(九〇五)までの間に、萬葉集がどのように伝承したのかも確かではないのである。

ともかくにも、柿本人麻呂の宮廷における代表的な歌人としての質を、実際の歌作にみられる表現を確認することによってあきらかにしていくべきであろう。

二 人麻呂歌の皇統譜

宮廷歌人としての人麻呂の作歌活動を考える時、最も重要な歌は、巻二に収録されている「日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一

首并短歌」と題詞を持つ歌である。「藤原御宇天皇代」の挽歌群に位置するもので、しかも年代を確定できるものである。

日並皇子尊と尊称された草壁皇子が薨じたのは、持統称制の三年(六八九)夏四月十三日である。日本書紀は記す。

乙末に皇太子草壁皇子尊薨りましぬ。

父天武天皇の後継者として期待されたまま皇太子として二十八歳で生涯を閉じたのである。

殯宮とは、埋葬に前立つ一定の期間、死者を弔うための行事を行なう場である。古来より行なわれて来たもので、記紀を参看すると、時代による様式的な変遷はあるもののその性格には変わらないようである。この時代、大化の薄葬令⁵⁾によって葬送儀礼全体は簡略化の傾向にあったようだが、天武天皇の場合を勘案すると殯宮儀礼は古態をかなり残していたように考える。最もこの場合も仏教の影響は感じられるわけで、こういった信仰の変化により影響は十分考慮すべきではある。

また、草壁皇子の薨じたのは、天武天皇の大葬後わずか四ヶ月後である。そのためか、日本書紀は詳しくこれを記していない。別な見方でいえば、草壁皇子の葬儀については、萬葉集にそのありさまを伝えるのみである。

草壁皇子の薨じた持統称制三年の四月十三日以降のある時期としかその殯宮儀礼の日を特定できない。そして、このような殯宮の時期に歌が制作された前例は、同じ巻二の挽歌群で、「近江大津宮御宇天皇代」に記すもの、一四七番歌―一五五番歌のみである。なかでも「大殯之時」と題詞にあるのは一五一番歌と一五二番歌の二首である。全体として、女性の作歌(舎人吉年の一五二番歌を除いて)となっているので、葬送儀礼が近親の女性によって管掌されていた古俗が反映しているとみられている。その点からすれば、人麻呂の挽歌は、新しい展開を意味するとする見方もでてくるのである。

柿本人麻呂・安騎野遊獵歌と『禮記』的世界 ―日・月の表現をめぐって―

瀧口 泰行

一 はじめに

古代の歌は、とくに万葉集の第一・二期の歌作の状況からすれば、集団感情を代表する歌といえる。その集団は、歌の披露される〈時〉と〈場〉によって規制されている集団である。したがって、小さな村落の集団、地方の国衙における官人集団、朝廷における様々な典札祭事に関わる参加者の様々な集団等とその集団のもつ位置づけによって規制されるといえる。

柿本人麻呂についていえば、彼の関わっていた広義の集団は、朝廷という場に存した職務・関わった〈時〉と〈場〉の集団であったと考えるべきである。つまり、歌作の動機とその内容は、それぞれの集団の感情を代表するものであった。各個の集団の〈時〉と〈場〉による状況を把握し、それを互いに共有できる形で表現することが重要であった。それこそが〈集団の個性〉であり、歌作者は、時として、その集団に埋れていた〈表現されていなかった感情や意志〉を共感させられる形で歌に詠みこむことこそがその〈場〉の任務であった。〈埋れていた感情や意志〉をその場で表出させてやること、その力が〈歌作者〉の個人的文芸力であったといえよう。

その意味で、柿本人麻呂は、持統朝においての代表的な宮廷歌人¹と呼んでよいのである。しかし、〈宮廷歌人〉という名称は、現在

の文芸研究上の名称であり、律令制度における職掌名ではない点に問題が残っている。それは〈時〉と〈場〉、また、それにもなう集団の把握——これは集団の感情の代表性に関わる点で重要なのだが——において不明瞭な部分を残す原因となっているからである。

現在のところ、対象となる歌については、『萬葉集』における収載状況と記載内容によって〈場〉の状況や〈集団〉について把握しているのである。

文芸史上の人麻呂の位置づけについて、折口信夫氏は、雅楽寮の成立や大歌所などのあり方をおして、歌作者の位置を述べている。初めは、謳う人の即興であったものを、群衆が唱和する所から、多くは群衆の感情を代表する事になり、作者も亦、専門化した傾きが出る。さうして、今日の歴史には、記載を欠いて居るが、宮廷詩人とも言ふべき職業詩人が出て来たのである。よし純粹に、職業化はして居なくとも、官人の中、新作の大歌を要する場合に、極つて製作を命ぜられる人が、飛鳥時代以後には、

二〇一一年一月十八日受付
TAKIGUCHI Yasuyuki: 幼児教育保育学科・教授 (文学の世界)

幼稚園教諭・保育士養成校における楽典指導に関する考察

A Consideration of Musical Grammar Teaching in Schools for the Training of Kindergarten Teachers and Childcare Workers

鈴木 範之*

はじめに

日常生活における音楽とは実体のない「聴覚的情報」であるのに対し、楽譜に書かれた音楽の情報は「視覚的情報」である。保育の現場や教育の現場において音楽を指導しようとする際、この「視覚的情報」に頼らざるを得ないことがほとんどである。耳で音楽を覚えてそれを声楽あるいはピアノやギター等の器楽によって再現することが可能であれば楽譜はほとんど必要ないかもしれないが、あまり現実的な話ではないだろう。子どもたちに歌を指導したり、ピアノを弾いて歌を聴かせたり、音楽を使って身体を動かす活動を行うことが保育士や幼稚園教諭に求められる基礎的な音楽能力であるとするならば、そうしたレパートリーをどのように増やしていくか。そのためには「楽譜」を読み書きする能力が必要となり、さらにそのためには「楽典」という音楽の様々なルールを学ぶ必要性が生じる。このように、保育士・幼稚園教諭養成校において、楽典を学ぶ必要があることは自明である。しかしながら、音楽を専門としていない学習者を対象に、非日常的な言語とも言うべき「楽典」をわかりやすく教えていくには一筋縄にはいかない。本研究の動機は、幼稚園教諭・保育士養成校において楽典をわかりやすく確実に教えるにはどうしたらよいか、その1点である。

1 問題の所在と本研究の目的

一般に幼稚園教諭・保育士養成校において、楽典に関する科目は「保育者の知識と技能」という科目区分に位置づけられており、本学においても幼稚園教諭免許状取得のための必修科目として位置づけられている。幼稚園教諭・保育士養成校に限ったことではないが、楽典の授業を担当する者の共通する課題は、どうすれば楽典を学生たちにかにわかりやすく、かつその必要性を意識してもらえるかであろう。荻原¹⁾(1989) や山本²⁾(2005) 等も、幼稚園教諭・保育士養成を目的とした短期大学における楽典指導において、同様の問題意識を呈している。しかしこれらの先行研究は、楽典の各項目

2011年1月17日受付

*SUZUKI Noriyuki 幼児教育保育学科・助教(幼児音楽教育法)

をどのように指導するか(しているか)についてのみ論じており、楽典内容全体の構造およびその系統については触れていない。

音楽を専門としていない一般的な学習者が楽典に対して抱く印象としては、「難しい」「堅苦しい」などといった消極的な印象が多い。この要因として、それまでの教育、すなわち小学校や中学校、高等学校等では、基本的な楽譜の読み書きの指導よりも、「音楽は楽しむもの」といったスローガンばかりが先行してしまい、音楽を「学ぶ」とは何かを知らないまま幼稚園・保育士養成校に入学しているという背景がひとつに考えられる。

音楽を学んだことのない者が、保育士・幼稚園教諭を目指して音楽を学ばざるを得ない状況に立つ。そして、なぜそれを学ばなければならないのか、どのようにして学ばよいかかわからないまま、入学・卒業して教育・保育現場に立つこととなる。こうした問題を解決するために指導者は、その動機づけとなる部分、すなわち楽典を学ぶ必要性を、教育・保育現場と密接に結びつけながら学習者に提示し、考えさせていく必要があるだろう。

本論の目的は、幼稚園教諭・保育士養成校において求められる楽典内容を構造的に見直し、楽典指導にあたっての指針を示すことである。

2 楽典の位置づけ及び楽典学習の意義

ここで改めて「楽典」とは何か、「楽典」を学ぶ意義とは何かについて考えてみたい。

「楽典」や「音楽理論」などといった用語は、その意味の曖昧さからしばしば混同して使用されている。『ブリタニカ国際大百科事典』によれば、これらは以下のように定義されている³⁾。

楽典 (musical grammar)

音楽用語。記譜や読譜に必要な基礎的諸約束の総称。おもな内容としては音、音名、譜表、音部記号、音符と休符、強弱に関する標号、諸記号、拍子などの記譜法に関するもののほか、音程、音階などの解説が含まれる。なお、楽式、演奏形態、和声、対位法などは、普通、音楽通論の部に入る。

音楽理論 (musical theory)

広義には音楽に関する一切の知的、理論的認識を意味する日常用語として用いられる。狭義に音楽の専門用語として用いられる場合は、(1)作曲や演奏などの実践のための方法的根拠を与える基礎的な理論、(2)音楽学研究の一分野をさし、厳密な学としての理論、すなわち実践の対概念としての理論、の2通りの意味がある。この後者の音楽理論の対象には、音楽通論のほか、和声法、対位法、旋律法、リズム論、管弦楽法、音楽形式、音声学などが含まれる。

楽典及び音楽理論の諸分野は、ちょうど樹木のようなものに例えることができよう。樹木を支える根や幹の部位を「楽典」とするならば、そこから枝分かれした葉や実の部位は、音楽通論・和声法・対位法・旋律法・リズム論・管弦楽法・音楽形式・音声学などを含む「音楽理論」と例えられる。これらは全く異なる分野なのではなく、有機的な関連を見せているのである。以上のように、「楽典」とは基礎的な記譜・読譜上の諸約束を指し、「音楽理論」全般の基盤となるものである。図にすると以下のように表すことができよう(図1)。

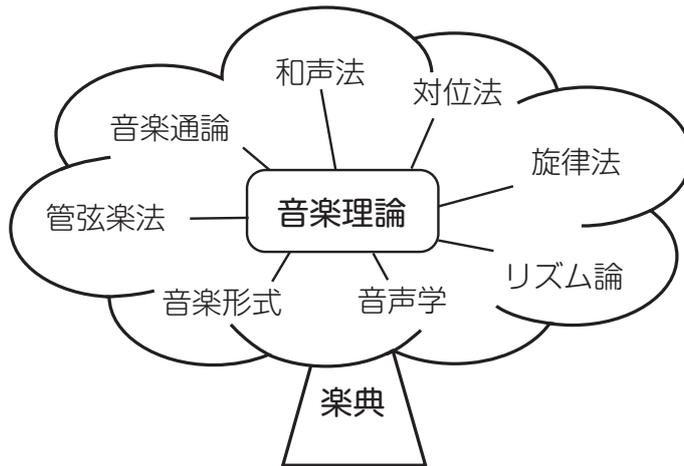


図1 楽典と音楽理論の関係性

なお、ここでいう「楽典」や「音楽理論」とは、西洋古典音楽を母体とした体系であり、日本の音楽や諸民族の音楽をこれですべて説明できるわけではないことを付言しておきたい。あくまで西洋音楽語法に則った音楽であり、記譜や読譜とは五線を用いた楽譜の読み書きを指す。

では次に、この「楽典」を学ぶ意義とは何かについて考察したい。青島（2009）は次のように述べている。⁴⁾

音楽は時間芸術です。その瞬間に発せられた音はすぐ消え、たちまち変化し、すべてが終わった後には印象しか残りません。その音楽の思い出を記すため、また、再現しようとするための試みとして楽譜が生まれました。ですから、楽譜とはもともと不完全なものなのです。それが記された時代や文化圏によっても異なるのです。

このように、音楽を記録する媒体である楽譜とは不完全であり、収められる情報もごく限られたものであることを青島は述べている。また、『新音楽辞典 楽語』の「楽典」の項によれば、「音の高低」「音の長短」「音の強弱」の3つの性質については楽譜に書き表せるが、「音色や音響学などという音の大小などは記譜することはできない」とある⁵⁾。さらに、『図解音楽事典』によれば、「音高と音の長さは音符の高さと形によって、テンポ、強さ、表情、アーティキュレーションなどは付加的な記号や言葉で示される。しかし後者の記号や言葉は、1800年以前の記譜法ではまだたいてい欠けていた⁶⁾」とあり、音色や演奏習慣についてはそれらのすべてを楽譜に書き表されるものではないことがわかる。こうした不完全な情報媒体である楽譜の読み書きを学習するには、楽典を学ぶことと同時に、実際に楽譜に書かれている音を聴取することが不可欠である。この視覚的情報と聴覚的情報の一致こそが、楽譜から音楽を、また音楽から楽譜を想像できる力を育てることにもつながる。これはトレーニングによって確実に伸ばせる力であり、楽典を学ぶ意義はここにある。

本論において念頭としている対象はあくまで幼稚園教諭や保育士を目指す学生であるから、楽典を学ぶ際にも理論的な側面を学問として終始するのではなく、実際に演奏や表現に生かされることが理想である。したがって、楽典は机上での学習に留まらず、実際の音や演奏を通して学ぶことが必要であろう。楽譜から音を想起し、また音から楽譜を想起できる能力を育てていくことこそが理想的な学

習につながると思われる。

3 楽典内容の整理

上記において楽典の位置づけとその学習意義について述べた。次に、楽典内容の整理を試みたい。楽典とは楽譜、特に五線譜における基礎的な記譜・読譜上の諸約束を指すことを確認したが、楽典を扱った様々な書物をひも解くと、その諸約束の内容とはおおよそ以下のような項目に類別されている⁷⁾ (表1)。

表1 楽典の項目

1 音名	10 調
2 音部記号	11 3和音
3 音符	12 7の和音 (4和音)
4 休符	13 コードネーム
5 縦線と小節	14 強弱標語と記号
6 拍子とリズム	15 速度標語と記号
7 変化記号	16 曲想、奏法に関する標語と記号
8 音程	17 装飾音と装飾記号
9 音階	18 省略記号

これら楽典の内容について、たとえば音楽大学など音楽専門機関であれば、学生はほとんどの場合入学前に熟知しているのが一般的であり、入学後改めて学習するときにはより深い学習が期待できるであろう。しかしながら幼稚園教諭・保育士養成校においては、学生は楽譜の読み書きが不得手であろうということを想定し、上記の18の項目にわたる内容を簡略・凝縮した形で扱うことになる。その内容の概略について、以下のような表にまとめた (表2)。

表2 楽典の内容の概略

項目	内容の概略
1 音名	五線および音名(イタリア音名「ドレミファソラシ」日本音名「ハニホヘトイロ」英語音名「CDEFGAB」)
2 音部記号	ト音記号 (♩) およびヘ音記号 (♮)
3 音符	全音符 (○)、2分音符 (♪)、4分音符 (♩)、8分音符 (♫)、16分音符 (♬)、および付点音符 (♪.) 等、連符 (♪♪) 等
4 休符	全休符 (⌒)、2分休符 (⌒)、4分休符 (⌒)、8分休符 (⌒)、16分休符 (⌒) 等
5 縦線と小節	縦線、終止線、複縦線、小節等
6 拍子とリズム	拍、拍子、リズム、拍子記号、強起、弱起等
7 変化記号	シャープ (#)、フラット (b)、ナチュラル (♮)、ダブルシャープ (x)、ダブルフラット (bb)、臨時記号や調号等
8 音程	完全音程、長音程、短音程、増音程、減音程、重増音程、重減音程

9	音階	長・短音階、嬰種長・短音階、変種長・短音階
10	調	長・短調、近親調、移調
11	3和音	長3和音、短3和音、増3和音、減3和音等の3和音の種類、I、IV、V等の和音記号、トニック、ドミナント、サブドミナント等の和音の機能
12	7の和音（4和音）	長7の和音、短7の和音、属7の和音、減7の和音等の7の和音の種類、V7等の和音記号
13	コードネーム	メジャーコード（C）、マイナーコード（Cm）、オーグメントコード（Caug）、ディミニッシュコード（Cdim）、ドミナント・セブンスコード（C7）等
14	強弱標語と記号	フォルテ（ f ）、ピアノ（ p ）、クレシエンド（cresc.、  ）、ディミヌエンド（dim.、  ）、アクセント（>、^）等
15	速度標語と記号	アレグロ（Allegro）、モデラート（Moderato）、アンダンテ（Andante）等の速度標語、♩=80等の速度記号、リタルダンド（ritardando）、アツチェランド（accelerando）等の速度変化標語等
16	曲想、奏法に関する標語と記号	タイ（ ∷ ：同音間）、スラー（ ∩ ：異音間）、スタッカート（ ∩ 、 ∩ ）、テヌート（ ∩ ）、フェルマータ（ ∩ ）、アルペジヨ（ ∩ ）等の奏法を指示する記号や、カンタービレ（cantabile）、ドルチェ（dolce）、エスプレッシーヴォ（espressivo）等の曲想を指示する標語
17	装飾音と装飾記号	長前打音、短前打音、複前打音等の装飾音、トリル（ ∩ ）、ブラルトリラー（ ∩ ）、モルデント（ ∩ ）、ターン（ ∩ ）等の装飾記号
18	省略記号	反復記号（ ∩ 、 ∩ ）、シミレ（ ∩ ）、ダ・カーポ（D.C.）、ダル・セーニョ（D.S.）、セーニョ（ ∩ ）、コーダ（ ∩ ）等の省略記号

楽典指導の際に問題になることは、これらを逐次的に段階を追って教示していかなければならないということである。たとえば、「音符」や「休符」がわからなければ「拍子」や「リズム」を理解することはできない。「音階」がわからなければ「調」を理解することはできない。「音程」がわからなければ「和音」や「コードネーム」を理解することはできない。このように、楽典の中で扱う内容には基礎的内容と発展的内容とがあり、学習者に「難しい」と感じさせる要因はここにあるのだと思われる。すなわち、楽典指導において求められること、留意すべきこととは、この逐次教育のあり方である。

4 楽典の構造およびその系統

楽典の逐次教育を考えるにあたり、楽典の構造およびその系統を概観する必要があるだろう。そこで次に、楽典学習フローチャートの作成を試みる。

楽譜に書き表せる情報とはごく限られたものであり、大きく次の4つの内容に分類できるであろう。すなわち、「A 音高に関する内容」、「B 音価に関する内容」、「C 和音に関する内容」、「D 強弱・速度・奏法に関する内容」の4つである。それぞれの内容について上記の18項目と照合してグルーピングを試みたい。

A 音高に関する内容

基礎的内容：1 音名／2 音部記号／3 音符／7 変化記号

発展的内容：8 音程／9 音階／10 調

音高、すなわち音の高さを表す内容として、「音名」「音部記号」「音符」「変化記号」「音程」「音階」「調」が挙げられる。「音程」「音階」「調」を理解するには「音部記号」や「変化記号」の基本的な読み方がわからなければならない。したがって、「A 音高に関する内容」において、「音名」「音部記号」「音符」「変化記号」は基礎的内容、「音程」「音階」「調」は発展的内容と位置づけられる。

B 音価に関する内容

基礎的内容：3 音符／4 休符

発展的内容：5 縦線と小節／6 拍子とリズム

音価、すなわち音の長さを表す内容として、「音符」「休符」「縦線と小節」「拍子とリズム」が挙げられる。「拍子とリズム」を理解するには各「音符」や各「休符」がわからなければならない。したがって、「B 音価に関する内容」において、「音符」「休符」は基礎的内容、「縦線と小節」「拍子とリズム」は発展的内容と位置づけられる。

C 和音に関する内容

基礎的内容：1 音名／8 音程／9 音階／10 調

発展的内容：11 3和音／12 7の和音（4和音）／13 コードネーム

和音、すなわち音が2つ以上重なったときに生じる関係性を表す内容として、「音名」「音程」「音階」「調」「3和音」「7の和音（4和音）」「コードネーム」が挙げられる。「3和音」「7の和音（4和音）」を理解するには、「音程」「音階」「調」がわからなければならない。また、「コードネーム」を理解するには「(英語) 音名」「音程」を理解している必要がある。したがって、「C 和音に関する内容」において、「音名」「音程」「音階」「調」は基礎的内容、「3和音」「7の和音（4和音）」「コードネーム」は発展的内容と位置づけられる。

D 強弱・速度・奏法に関する内容

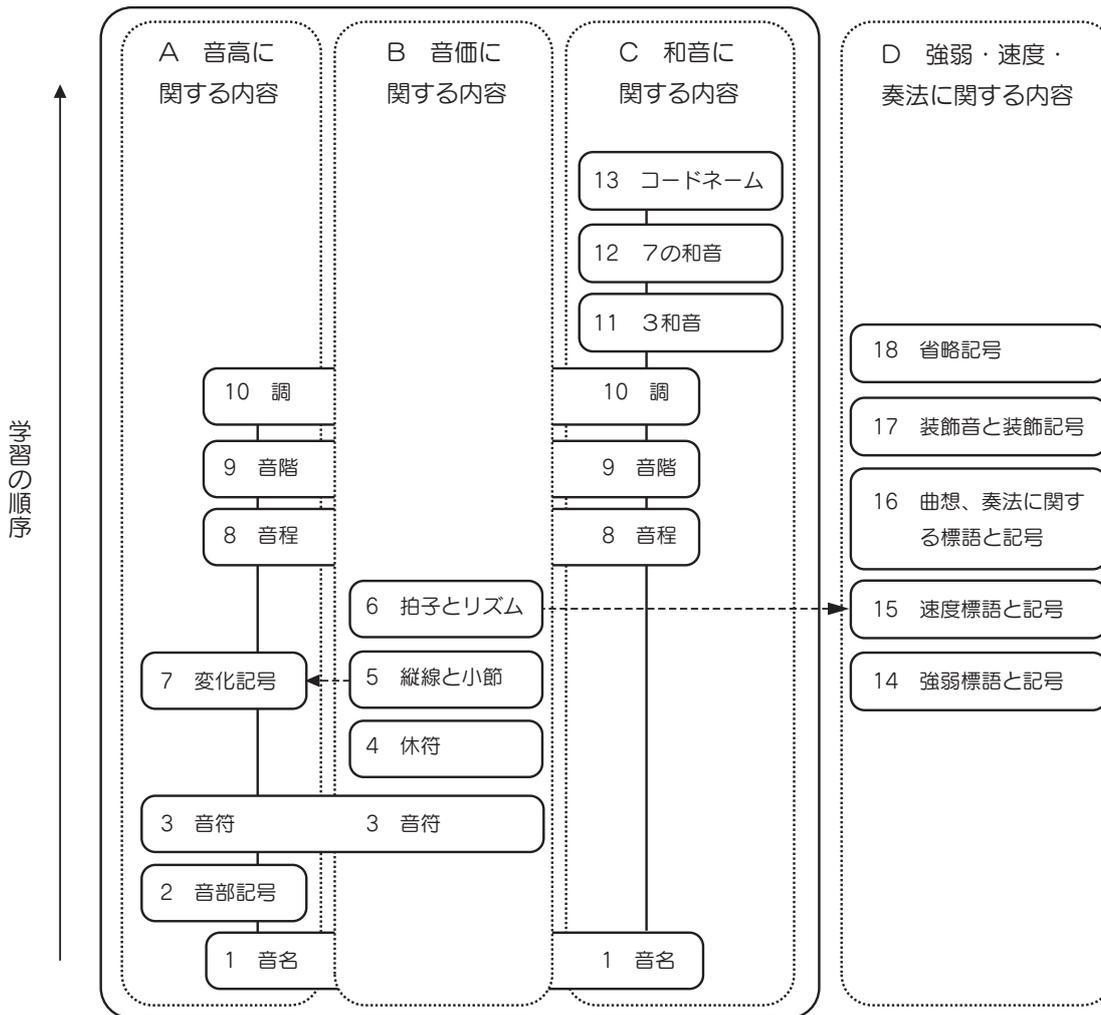
14 強弱標語と記号／15 速度標語と記号／16 曲想、奏法に関する標語と記号／

17 装飾音 と 装飾記号／18 省略記号

強弱や速度、奏法等は五線譜中の音符等で書き表せるものではなく、言葉や記号によって書き表される。したがって、これらの内容の学習の順序は他の内容に比べると多少緩やかなものである。しかしながら、たとえば「速度標語」を理解するには「拍子」や「拍」の概念をあらかじめ知っておかなければならないように、レディネスがなければ学習できない内容も含まれるため、指導に当たってはその順序に配慮を要する。

以上、楽典18項目を4つの内容へグルーピングを試みたが、これらをフローチャートにすると次のようになる（図2）。

図2 楽典学習フローチャート



このフローチャートの見方として、学習者（指導者）は基本的に下から上の方へと学習（指導）を進めていく。その学習者にとって難解な内容が出てきたときに、どの段階で理解ができていないかをこのフローチャートによって確認することができるだろう。たとえば「コードネーム」がわからないという学習者の場合、前段階である「3和音」や「7の和音」が理解できていないのか、あるいはさらに前段階の「音程」が理解できていないのか、あるいは根本となる「音名」が理解できていないのか、具体的にどの段階で理解ができていないのかを確認することができる。こうしたフローチャートは、学習者にとって、あるいは指導者にとって、効率的な楽典学習・指導のための道標となるのではないだろうか。

5 楽典指導に関する考察

これまでに楽典の内容を整理し、その構造およびその系統を確認した。これらを踏まえ、以下の2つの視点、すなわち「①何のために指導するのか」、「②どのように指導するのか」という視点を設け、

幼稚園教諭・保育士養成校における楽典指導に関する考察を深めたい。以下、それぞれの視点に基づき考察を述べる。

① 何のために指導するのか：視覚的情報と聴覚的情報の一致

楽典学習の意義については第2章で触れた通りであるが、幼稚園教諭・保育士養成校において楽典を指導する目的とは何かについて考察したい。

楽典とは楽譜の基礎的な記譜・読譜上の諸約束であること、そして音楽を記録する媒体である楽譜に収められる情報とはごく限られたものであることを確認した。幼稚園教諭・保育士養成校においては、学習者が新しい子どもの歌を勉強しようとするとき、まず楽譜に書かれている情報を的確に読み取り、次にそこに書かれている音楽を想起し、そしてピアノ等の器楽、あるいは歌で表現する、という手順を踏むこととなる。このとき、楽譜から音楽を想起するには楽典の知識が必要不可欠であり、その意味で楽典とは、この一連の学習手順を連結する橋渡しとしての役割があるとも解釈できよう。すなわち、楽典とは、視覚的情報と聴覚的情報の一致を促すための知識であり、楽典指導の目的はここにある。

② どのように指導するのか：構造を意識した逐次教育

第3章、第4章で触れた通り、楽典指導で留意すべき点は、逐次教育のあり方である。例えば「拍子」がわからないという学習者がいた場合、「拍子」だけを教えるのではなく、「小節の構造を理解できているかどうか」、「拍のまとまりを意識できているかどうか」、「音符や休符を理解し、その拍数を数えられるかどうか」など、具体的にどの段階での理解ができていないのかを知ることが、「拍子」の理解に繋がるのである。単一直線的な逐次教育ではなく、積極的に復習をしたり、複線的に関連した内容を扱ったりすることが望まれる。このように、楽典全体の構造を意識した逐次教育が楽典理解の深化へとつながるであろう。

以上が幼稚園教諭・保育士養成校における楽典指導に関する考察であり、本研究の総括である。

おわりに：楽典指導の展望および今後の課題

幼稚園教諭・保育士養成校における楽典指導について、もう一つ考えなければならない課題がある。それは音楽ジャンルの多様さとの関連性である。幼稚園や保育所で使用されている子どもの歌を考えると、西洋古典音楽の音楽語法に則って作られた童謡や唱歌のみならず、コード理論やノリの良いリズム等、いわゆるポピュラー音楽の語法が用いられているものが多い。もちろん、言うまでもなくポピュラー音楽のルーツは西洋古典音楽にあり、西洋古典音楽の楽典を学ぶことでポピュラー音楽の語法を学ぶことも可能ではある。しかし、子どもの歌に頻繁に現れるシンコペーションやスウィング等のリズムは、身体では容易に感じられたとしても、いざ楽譜に起こすと非常に複雑なものとなる。同じリズムであっても、身体で容易に感じられるリズムと楽譜上に書かれている複雑なリズムが一致するには、やはりある程度の訓練が必要となる。この難度の差に対して学習者は学習意欲を失ってしまうのである。

幼稚園や保育所で使用されている音楽に沿った楽典の内容を学んでいくことも、実践につなげていくという意味で重要である。わが国では西洋古典音楽の楽典や音楽理論を学習させることが伝統的に広く浸透した指導法であるが、今後はこうしたポピュラー音楽の語法についても積極的に指導内容に

取り入れていくべきであろう。すなわち、トップダウン方式での教授ではなく、ボトムアップ方式で実践へとつながる指導を行っていく必要があると考える。理論のための理論ではなく、実践のための理論を教授していくことが、学習者への動機づけにもつながっていくものであると思われる。

この子どもの歌に特徴的なポピュラー音楽の語法をどのように整理し、それを幼稚園教諭・保育士養成校における楽典指導にどのように生かしていくかは、今後の課題として研究を継続していきたい。

- 1) 荻原美代子『『ピアノと楽典』についての研究』（武蔵野短期大学紀要4号、1989）pp.23-28
- 2) 山本康道「短期大学学生のための音楽理論」（清和短期大学紀要34号、2005）pp.25-40
- 3) 『ブリタニカ国際大百科事典』（ティービーエス・ブリタニカ、1984）
- 4) 青島広志『究極の楽典—最高の知識を得るために』（全音楽譜出版社、2009）p.6
- 5) 浅香淳編『新音楽辞典 楽語』（音楽之友社、1977）pp.132-133
- 6) U.ミヒェルス編『図解音楽事典』角倉一朗他訳（白水社、1989）p.67
- 7) 参考にした文献は下記の通り。

青島広志『やさしくわかる楽典』（日本実業出版社、2005）

芥川也寸志『音楽の基礎』（岩波書店、1971）

荒井弘高他編『小学校教諭・幼稚園教諭・保育士をめざす音楽の基礎』（圭文社、2008）

五十嵐忠、重田恒雄『音楽理論』（圭文社、1985）

甲斐彰『楽譜が読めるステップ12』（音楽之友社、1995）

川辺真『音符と鍵盤でおぼえるわかりやすい楽典』（音楽之友社、2002）

川辺真『わかりやすい楽典 [問題集]』（音楽之友社、2010）

木下牧子『よくわかる楽典（図解雑学）』（ナツメ社、2008）

熊谷周子編『ピアノ学習者のためのやさしい楽典』（ドレミ楽譜出版社、2000）

土田京子『改訂版これだけは知っておきたい 土田京子の説き語り楽典講座 音楽史付』（ヤマハミュージックメディア、2005）

坪野春枝『たのしく学べる学生の楽典教室』（kmp、2006）

野崎哲『新しい楽典』（音楽之友社、1973）

現代における美術教育と概念画について

In Contemporary ‘Art Education’ and ‘General Idea Drawing’

稲葉 朗

はじめに

私は、現代の美術が一般生活とかけ離れてしまっていることをとても残念に思っている。ある意味では美術が生活のデザインに取り入れられ溶け込んでいるとも言えるが、古典美術の分野では少し隔たりを感じざるを得ない。進んで美術館やギャラリーに足を運んだり、美術作品をコレクションするような人は、極限られた存在である。多くの人が美術作品を欲しいとは思ってもいない。この事態は、現状の社会環境と深く関わる事でもある。美術は、必要とされなくなってしまったのだろうか？いや、そんなことはないはずだ。長い間、人々の間で発展・進化をしてきた美術には意味があるに違いない。そこで、幼児の概念画を通して美術教育のついて考察してみる。

現代の美術（絵画）

美術と聞いて初めに思い浮かべるのは、やはり絵画である。まずは、原因を探るためにも絵画について考えてみる。絵画とは、板や布、紙、壁といった素材と、絵具などの描画材料による特定の素材に対する描画で成立したもの。板や布に描かれた油彩画やテンペラ画、フレスコなどで描かれた壁画を指す。主に紙に描かれた水彩画などは含まれるが、木炭や鉛筆で描かれたものは含まない。いわゆる一般的な「絵」と言われるものの、確立された形のもが「絵画」と言えるだろう。

私個人的な意見として絵を描くことは好きである。そして、絵を描くのであればより良い絵を描きたい。その方が完成した時の達成感や技術の向上を感じられて自分自身が楽しいし、世界が広がるはずであると考えているからだ。ここで言う、良い絵とは言葉で説明するのは困難であるが、少なくとも自分の精一杯の力を注ぎ込むことによって絵自体にも力を宿すことが出来る事を示している。また、世界が広がるというのは、絵だけの事ではなく人生においても、発見や経験は掛け替えの無いもので、その後の人生に大きく関係してくるという事を表している。絵画との関わりは、他のあらゆるものと同様に人それぞれによってかなり違う。環境や時代によってもその関係は変わってくる。ある人は芸術品（芸術的な価値のある作品）と考え、ある人は美術品（美術の作品）と考え、またある人は生涯

学習（趣味、全国民が主体的に生涯学び続けること）と考えることもある。また、このような肯定的な意見だけでなく、全く興味がないものとする人や、有害なものとする人もいるだろう。しかし、幼少期にはほとんどの人は絵を描いたことがあるだろう。子どもは、自然発生的に絵を描きだすと言われているのだ。はっきりはしないが運動機能や感受性を鍛えているのかもしれない。もはや絵は子ども達にとって切っても切れない関係にある。つまり、人間の成長に欠かせないものの1つであることは間違いない。

発見や経験をする事は幼いうちが良いとよく言われる。特に幼少期の子どもは、絵でも勉強でも大人と違い、すぐに何でも吸収する。それは、もちろんそれぞれ子どもにより量も質も違って来るが、大人とは桁違いの吸収力であり、良いことも悪いこともすべて覚えてしまう。その吸収するという事は影響を受けやすいと言い換えることも出来る。つまり、大人は子どもに接する時に大きな影響を与える力を持っていることを忘れてはいけない。子どもに接する大人は、決して子供の発見や経験を邪魔してはいけないのだ。私自身の経験からも、自ら発見したものと教えられたものとは全く違う意味を持つと感じている。自分で発見したものは、忘れることはなく、さらなる他の発見や経験に繋がっている。逆に人に教えられた事は、頭だけの理解だけで終わってしまうことが多く、確認しようという考えや更なる新しいものへの興味を持つことが出来ない事が多かった。そして、その頭だけの理解では、なかなか身に付かず、その後活かすことが難しくなってしまう。大人は、そのような子ども達をどのように指導すればよいのだろうか？それは、子どもの興味や好奇心を見守り、発見や経験に導くことに違いない。

しかし、今日の絵画の現状は違う。それは、大人に絵を描かせればわかる。まるで子供と同じような絵を描くのである。自分で描いているはずなのに諦めのような感情さえ感じることもたびたびである。この現象は美術を専門とするはずの美術大学でも感じてしまうほどだ。大人が描けないものを子どもにどうやって描かせると言うのか。どのように導けるのか。ただ、スポーツの世界でもよく聞くように「良い選手は、良い指導者になれるとは限らない」という考え方が美術界にも当てはまるようにも思う。つまり「良い芸術家は、良い指導者とは限らない」ということだ。美術の先生に求められている事は、必ずしも芸術家であることではなく、必要なのは美術という「物を見る目」ただそれだけである。もちろん、芸術家であっても問題はない。芸術家の技術や経験は指導において大いに役立つだろう。ただし、すべての子ども達が美術を好きではないという事を常に念頭に置かなければならない。美術を好きで育ってきた子どもとそうでない子どもは考え方も取り組み方も全く違うのだ。だから、自分のように出来ないのは当たり前で全く別のものと考えなければならぬ。このギャップが芸術家の指導者になるための試練になっているのかもしれない。芸術家のような美術に携わる人間はごく一部である。つまり、あれだけ幼いころに描いた絵から皆離れて行ったということになる。もちろん、私の場合は美術に携わっているので例外に属する。その例外の中から感じる話なので、少し偏った考え方になってしまっているのかもしれないが、多くの画家達は長い時間絵と向き合い製作している事は間違いないだろう。それに対してただ絵を見る観衆にはその時間は伝わらないし、作者と同じ感覚を味わうことは出来ない。観衆が絵を眺める時間は長くても5分位だろう、それに対して画家は何百倍もの時間をかけて描く、その時間差に伴い作品より感じる内容も劣化して伝わってしまう。さらに、時間だけではなく感性や経験や表現の違いにより作者と観衆との作品に対する感覚に差が出る。このことは、どうしても避ける事が出来ない作品発表における問題である。もちろん、それがわかった上で作者は制作しているが観衆にも観察力というか「物を見る目」が必要になってくる。作品鑑賞には両者の歩み寄りが必要だということだ。つまり、見せる者と見る者に対するバランスがとれたもの

を良い作品と言えるのかもしれない。ただ、先に述べたように作家がいくら頑張ってみても伝わらなければ意味はないのだ。作家1人に対して観衆は何十倍、何百倍、何千倍もの人がいる。それぞれの観衆の「物を見る目」がより高くなることで美術全体のレベルが上がることになる。よって、観衆の「物を見る目」の向上は美術の現状にとっても重要な1つである。その始まりとしての重要な要素が幼児の美術教育の中にあると言ってよいだろう。

幼少期に重要なもの

- ・ 情操教育（芸術的、道徳的、宗教的など、社会的価値を帯びた感情や意志の育成を目標にして行われる教育活動。その方法として行儀作法などの訓練を有効とする考え方や文学・美術・音楽などの鑑賞を考える立場などがある）
- ・ 観察力（物事の状態や変化を客観的に注意深く見ること）
- ・ 表現力（心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化すること。また、その客観的形象としての、表情・身振り・言語・記号・造形物など）
- ・ 想像力（実際には経験していない事柄などを推し量ること。また、現実には存在しない事柄を心の中に思い描くこと）

これらは、ものの仕組みの理解に大きく影響する。どのような形でどのように動き、そしてどのように見えるか、同一性や相違など、そのものが持つさまざまな情報を読み取ることが出来るようになる。これが「物を見る目」という事に繋がる。

幼児画の発達段階

幼児画には多くの美術教育の研究者が述べているように描画の発達段階があると言われている。この描画の発達段階とは、年齢によって絵の描き方や形やバランスなどが変化しながら発達していくことに段階をつけ、解かりやすく分類するものである。海外では古くは19世紀後半から現在に至るまで多くの研究者達によって幼児の描写研究が行われている。例えば、ヴィクター・ローウェンフェルド（1903～1961）（オーストリアのリンツに生まれウイーンの専門学校において美術制作、ウイーン大学において美術史と心理学を学び、その後アメリカに渡った美術教育者）の研究では発達段階を2～4歳頃「なぐりがきの段階」、4～7歳頃「様式化前の段階」、7～9歳頃「様式化の段階」、9～11

歳頃「写実主義の開始」、11～13歳頃「疑似写実主義の段階」、13～17歳頃「決定の時期」としている。他にもゲオルグ・ケルシェンシュタイナー（1854～1932）（ドイツのミュンヘンの教育改革家）やハーバート・リード（1893～1968）（イギリスのヨークシャー生まれの詩人、文芸批評家、美術批評家）などの研究が有名である。

特に関連の深い幼少期の発達段階について考察してみると、2～4歳頃「なぐりがきの段階」は、なぐりがきや落がきと言うようにあまり絵自体には意味がない描き方のように見えるが、子どもの体にとっては運動機能や感性などに刺激を与えているので大変意味のある描き方でもある。

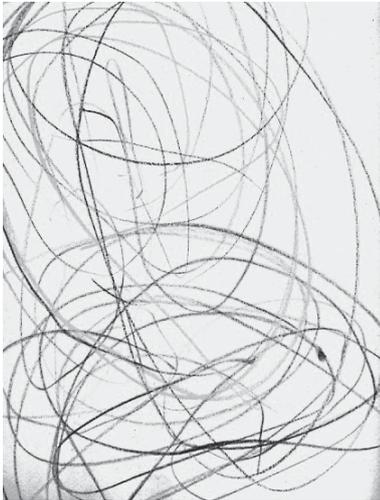


図 I



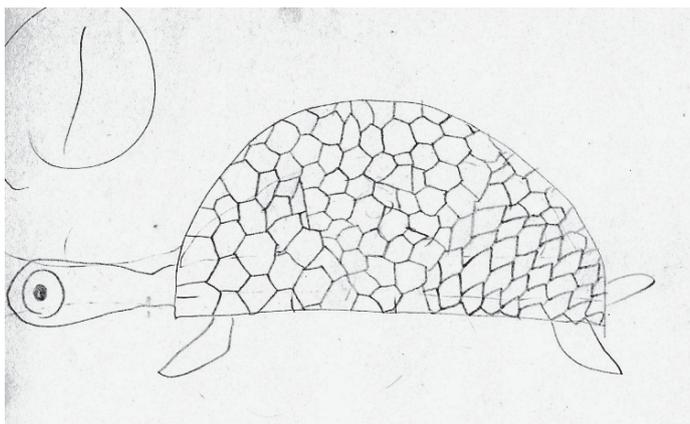
図 II

4～7歳頃「様式化前の段階」は、バランスや構図などを関係なく、特徴というよりは気になる点を大きく描いたりする。図IIIの絵の場合はウサギを描いているが当初耳は短く描いていたが指摘され長くなった。これは、ウサギの耳が長いイメージよりも耳があるという事だけ考えて描かれているということだ。



図 III

7～9歳頃「様式化の段階」は、いわゆる概念画の描き方である。図IVの絵の場合はカメを描いている。甲羅の部分を見るとよくわかるが、六角形という大まかなイメージによって描かれている。また、甲羅の形も半円というリアリティのない形で表現されている。



図Ⅳ

このように幼児絵画は発達段階で分かれているとされている。しかし、子どもの成長発達には個人差があり、すべてを描写の発達段階に当てはめるには少し無理がある。例えば発達段階でよく例に挙げられる状態として太陽を描くというのがある。これは、ある時期の子どもの絵の中に太陽が常に描かれるというもので、この話にも個人差が大いにあり全ての子供に対応した事例とは言い切れないのが現状である。また、研究者によって分類の数や解釈もまるで違う。それが、同じ幼児の描写における発達段階だと言うのにも少し疑問が出てしまうほどだ。

しかし、統計的にもそれぞれの子どもの中に発達段階は存在していて段階に分かれているように見えるのも確かだ。また、その話とは別になるが、太陽の絵についての話は様々な見解や例として取り上げられる題材で幼児画を考察する上で参考にできるものでもある。

太陽画Ⅰ「子どもが描く太陽についての疑問」

なぜ、子どもに太陽を描かせると円を描いてその周りをギザギザで囲んだり、点々で囲んだり、同じような絵を描くのだろうか？という疑問がある。これは、子供に限ったことではなく大人であってもほぼ同じものを描く。しかし、実際の太陽について考えてみると、燃え上っている星である。詳しく言えば、太陽系の中心にある地球に最も近い恒星。肉眼では見難いし危険であり、レンズを通してみても強い光にしか見えない。時間帯や季節や場所により全く違う表情をのぞかせるのは、皆さんもご存じのことだろう。本当に太陽を見たことがあって描いているのだろうか？むしろ太陽と言う存在は、イメージの方が強くなってしまっているのかもしれない。お日様が昇ることで世界は明るくなって一日が始まり、沈むことで世界は暗くなり一日が終わる。昼間に外に出れば太陽が当たり前にあるという前提、まさに昼の象徴だ。子どもが野外を描く時の「お決まりパターン」かもしれない。そのお決まりの絵を考察してみると、中心の円は丸い星を表しているというのは共通していても可笑しくないが、光をギザギザや点々で描くことまでもが共通の表現方法とは思えない。さらに、色に関しても赤や黄色や橙色など実際の太陽とは少し違う印象である。天体望遠鏡でみた太陽は燃え上っていて炎のような色ではあるが、ほとんどの幼児がこれを見たことがあるとは到底思えない。

これは、人間の進化の影響や指導者の教育方法によるものではないだろうか？

いつから光がギザギザや点々になったのか？

放射状に広がる光を表現しているのだろうか？

この事を考えていると疑問が溢れてくる。おそらく子どもが初めて描く太陽は、この描き方では無

はずだ。それぞれの環境や個性のある描き方や色付けが出来るに違いない。つまり、この描き方は幼児が成長することによって身に付いた画法という事だろう。そして、この画法は数多くの幼児絵画で見られる現象でもある。

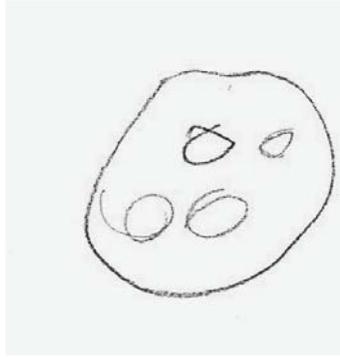
太陽画Ⅱ「幼児画における指導実験」

現状と指導による影響や変化を実際に確認するために3歳～5歳の子ども達に協力してもらい、実験を行った。幼児描写の発達段階でいうと「なぐりがきの段階」「様式化前の段階」にあたる。実験では、①～③段階をおき、15 cm角の画用紙を使用し実施した。

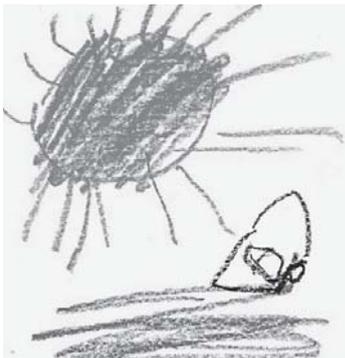
まず①は、「太陽を描いてみて。」と他に何も言わないで描かせる。



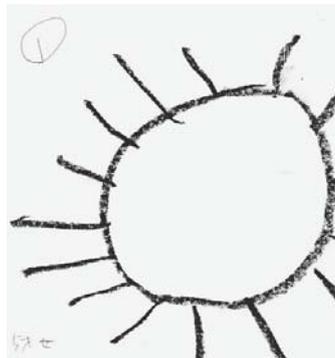
図①-1



図①-2

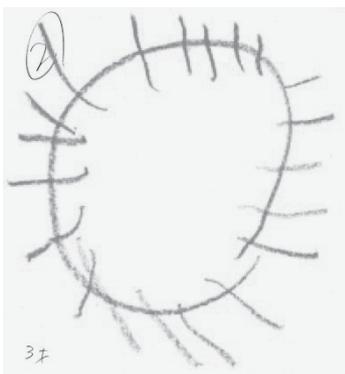


図①-3



図①-4

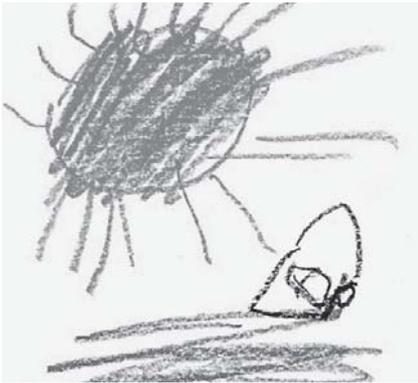
続いて②は、「本当にそんな形をしているかな？」と疑問を投げかけ描かせる。



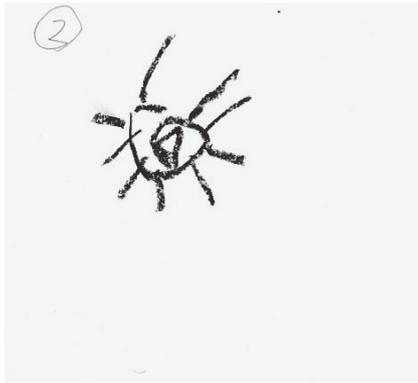
図②-1



図②-2



図②-3

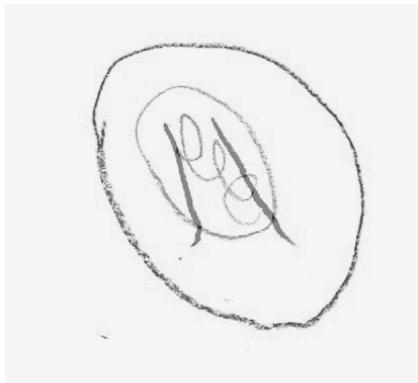


図②-4

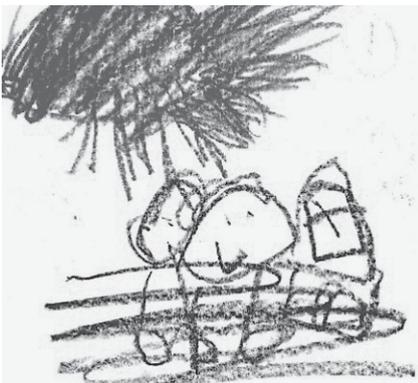
そして③は、「色をもっと使ってごらん。」と指導して描かせる。



図③-1



図③-2



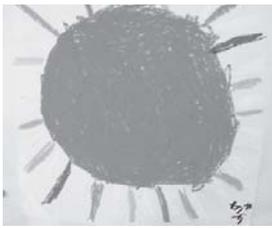
図③-3



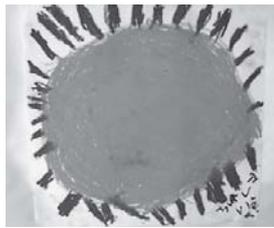
図③-4

この実験の結果、いくつかのことが分かった。第一に、3～5歳に描いてもらった今回の実験では、すでに概念画が完成しているように思える事。つまり、思っていた通りのよくある決まったパターンの太陽を描いているように思える。第二に、言葉で②のように確認してみてもほとんど変化はみられない事。②で描いてもらった絵が①とほぼ変わらない事でも証明できるだろう。むしろ、①が自信を持って描かれている証拠かもしれない。第三に、ある意味で言葉だけの指導でも幼児画には影響が顕著に表れる。第二で述べたこととは逆行しているように思えるが①と③を比べると明らかに変化がみられる。正しいヒントを与えることは著しい表現の変化に繋がるようだ。

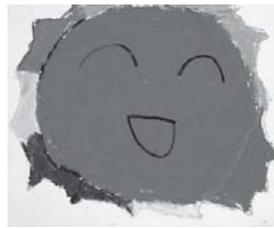
この結果を踏まえて考えると、実際の写真を子どもに見せるとさらに変化が見られるに違いない。



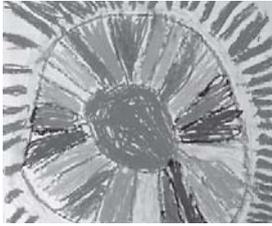
図④-1



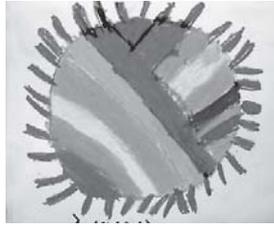
図④-2



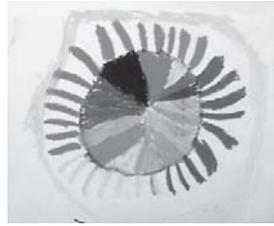
図④-3



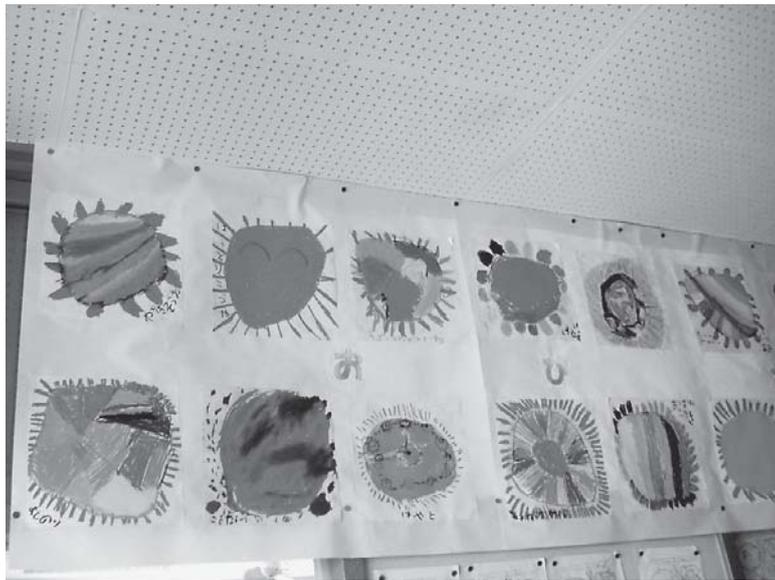
図④-4



図④-5



図④-6



図④-7

図④-1～7は、7～8歳児による太陽の絵である。幼児描写の分類は7～9歳頃「様式化の段階」にあたる。しかし、この絵は特殊なパターンである。先に述べたように子どもは、外部からの影響を受けやすい。実はこの太陽の絵は、その影響が大きい事を証明している。この絵を描かせる前に教科書の一部を紹介しながら指導を行った結果、掲載されている太陽の絵に酷似した絵が多く描かれてしまっているのだ。特に、色彩が多色による表現になっているのは、確実に教科書の影響を受けたものである。もちろん教科書の絵は、おそらく優れたものや面白いものが掲載されているはずなので、真似をすることは悪いとも言いきれないが、個性や独自性や想像力は失われてしまっている。この実験で子ども達が描いた絵のようになってしまうのには理由があるはずだ。子どもは迷いなく描けてしまう。大人の感覚でいえば、真似は良いことでもあり、悪いことでもある。美術界でいえば真似はタブーであり、あるいは工芸品でいえば真似は基本になる。しかし、多くの大人は何を描いたかを知りたがる。作品自体を見ているようで見ていないのだ。誰に似ているとか何処みたいなど知っていることに当てはめたいのだ。知らないこと分からないことは不安になるからだ。分かるものになりたいという気持ちが働く。これによって真似は評価される傾向にある。また、真似は安心できるものであるか

からこそ慎重に使い分けなければならない。この事は、観衆の「物を見る目」の代表的例にあたるかもしれない。

また、ローウェンフェルドの本に「太陽画」について、このような記述がある。
『うちの子どもは空にいつもお日様を描きます。子ども、ことにごく幼い子どもは、ほとんど空を描くとき、けっしてお日様を忘れません。子供にとって、顔を描くとき目があるように、お日様は空にあるものなのです。お日様は空の概念の一部になっているので、その2つがいかにか固く結びついているかは、あらしや雨の絵なのに、青空の一部にお日様が描いてあるのを見れば、よくわかります。黒雲はお日様の上に描かれています。子どもが観察力を働かせるようになれば、もう概念によって考えません。お日様がいつも空の一部では無いことを観察し、その結果違った空を描きます。いつでもお日様を描くのは変だなどと子どもに言ったら、それはただ子どもの発見をうばうだけです。この時期には、子どもが自分で個人的にうちたてた概念を自分でたしかめるのがとても重要であり、この発見を妨げるのは、ただ子どもの自信をぐらつかせるだけです。』【子どもの絵・ローウェンフェルド著・P151】

このように、太陽は世界共通で幼児画に見られる現象であり、概念画からの脱却へのきっかけに成り得る存在でもあるとも言えるだろう。

太陽画Ⅲ「太陽神」

太陽といえば、古代の神話などに出てくる「太陽神」などが思い浮かぶ。これらの太陽の絵は世界共通の理解を得られる絵である。太陽は、古代より世界各地で崇められ、崇拝と伝承は信仰を形成し、太陽神（太陽の神格化）を作った。元は単純に太陽崇拝から来ているはずであるが、実際には光の神としての側面が強くなったり、他の神格と融合したりと場合によって違う。それは、世界各地に見られ主神となっているケースもしばしば見受けられる。

日本では古くから太陽を「日の神」として信仰し、天照大神ももともとはそうした太陽信仰から発展した神霊である。ただ、他の信仰と違い、古代日本人は太陽神そのものを信仰するほかに「日の神」に民族の祖神というイメージを重ねて祀った。太陽神といえば、ギリシャ神話やエジプト神話に登場する男神を想像されるが、神話学者の中には太陽神は男神よりも天照大神のように女神の方が主流であると論ずる向きもある。

中南米のインカ神話にも強い太陽崇拝があった。インカ帝国を興したケチュア族の人々は、太陽神を天の序列を第一位に置き、「インティ」という名前でも神聖視した。また、インカの支配者は「インティ」の現人神であるとされていた。

インドを代表する太陽神と言えば「スーリヤ」である。一般的には、金髪に三つの目があり、四本の腕を持つ姿で表現される。



図 A

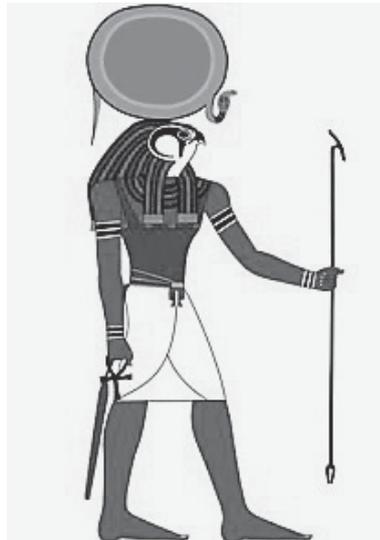


図 B

上のA・B図は、古代エジプト神話の太陽神、最高神、天と地の創造者、光の主人、ラーとも言われる。宇宙の創造者にして王朝の守護神のラーは、エジプト神話における太陽神である。語源はそのま「Ra (太陽)」である。ハヤブサの頭をもつ姿で描かれることが多く、ヘリオポリスでは最も重要な神とされる。

他にも、ペルシャ神話のミトラ、ギリシャ神話のヘリオス、ローマ神話のアポロ、ケルト神話のルー、メソポタミア神話のシヤマシュ、などがある。

上記で述べたように、古代より太陽は概念画として描かれてきたことが壁画等からも解かる。また、各国で別々の場所で太陽を崇拝し神として崇めていたことが伺える。これは、太陽という星が人類にとってとても大きな存在であり、地球環境にも大きな影響をもたらすことを古代の人々も知っていたのかもしれない。太陽がそれだけ身近で大きな存在だからこそ、「太陽神」として壁画に描いたり、言い伝えとして現代にも残っているのだろう。よって、現代人による太陽の絵が概念的になってしまうのも納得せざるをえない、あたりまえの事と言えるのかもしれない。

刷り込まれた「概念画」と発達途中の「概念画」

概念画の象徴とも言えるようなものは他にもある。たとえば、チューリップという花である。花の中でも、頻繁に児童画に現れ、日本では一般的な花の象徴となっている。

では「チューリップを描いて下さい」と言われたら、皆さんはどう描くだろうか？

私が幼い頃は、花の上部にギザギザを描き、その下は半円を描くように上部と繋げ、茎は直線で地面向かい伸び、葉は先端を鋭く尖らせた三日月型に描いた。

チューリップは、ユリ科チューリップ属の植物。球根ができ、形態は有皮鱗茎。チューリップには多様な園芸品種が存在する。外観は、花卉の先端が丸いもの・尖ったもの・フリル状のものある。咲き方は一重から八重があり、一つの球根から複数の花がつく。すぼまった状態で開花するものや花卉が外側へ反り返り全開して開花するものや、花色も青以外の赤・黄・オレンジ・白・緑・紫などの単色や複数の色のものなど、数百品種のチューリップが存在する。つまり、チューリップといっても多くの種類があり、また形も様々である。実際は「このような形がチューリップである！」とは言い切れないものでもある。



図C

図Cは、5歳児の描いた絵である。幼児描写の分類に当てはめると4～7歳頃「様式化前の段階」にあたる。太陽、チューリップ、家、リンゴなどを自由に描かせたものであるが、いわゆる概念画になっている。太陽は、円を中心に放射線状に直線が伸びている。色は、赤の単色で中心部を塗りつぶして描かれている。チューリップは、花卉部分の上部が鋭角に3本突き出ている下部は丸く赤色と黄色で描かれている。茎・葉は直線一本ずつ黄緑色を使って表されている。これを描いた子供は、迷いなく描いた。むしろ、自信満々と言ってよいぐらいだ。これまで何度もこの描き方で太陽や花を表してきた証拠だ。そして、それは太陽や花の描き方の正解だとされ、高く評価されたに違いない。もちろん、初めて太陽や花を描く子どもにとって、この描き方もとても難解で高い技術のいる仕事のはずだ。一回では描くことが出来ずに何回も何回も描いて、やっとこの描き方がマスター出来たのであろう。しかし、だからといっていつまでも評価し続けることは、子どもにとって良いことではないはずだ。

では、誰がこの概念画と言われる描き方を考えたのだろうか。誰かに知らず知らずのうちに刷り込まれたものと言っても良いのではないだろうか。自分に置き換えて考えてみると自分には誰かに教えられたというような記憶はない。ただ、いつの間にか当たり前のように描いていた。自分のまわりの子ども達も当たり前のように共通理解できる絵として描いていた。おそらく多くの人がそうなのであろう。最初は真似をして描いていたが、やがて自分の物になり、そして共通の物になったということか。この共通理解というのは、この刷り込まれたものにおいて重要な観点であるように思う。言葉と同じように絵を共通言語として利用すると、安心したり理解してもらったりする。ここで言う安心は、間違いなく伝わる安心感のことである。

例えば、よくテレビのクイズ番組で行われる「お絵かきしりとり」などで共通したものを描くことで、他人の理解を得られるという事がわかる。この「お絵かきしりとり」は、数人の回答者が絵を使ってしりとりをするもので言葉やジェスチャーは使用禁止というものである。時間で管理されていることもあり、ほとんど同じような単純化された絵を描く。これを見ていると、多くの人が概念画（物事の概括的な意味内容の絵）で描いている。もちろん、画力の差があり、表現しきれない場合もある。むしろ、この部分が「お絵かきしりとり」の醍醐味であり、面白い部分なのかもしれない。この「お絵かきしりとり」の絵は、物を見るという事からまた別次元で行われているようにさえ感じられる。なぜならば、ある物を知っていてもその物を見て描くのと違い、イメージや創造の中に別の形が存在

して、それを本物と照らし合わせないで描いているからだ。このことから、多くの大人も概念画を用い、観察から別次元にある共通理解のための絵を描いていることがわかる。ある意味、概念画のような単純化されたデフォルメ的な描き方は、対象をより特徴を明確に描いているので、共通理解には有効な手段かもしれない。

幼児期には、他の子ども達からの影響だけでなく、親の絵の描かせ方、教育番組など子供が触れる多くのものの影響が考えられる。特に、親の影響は子供に著しく現れる。つまり、多少ならずとも親から子へと描き方の刷り込みの連鎖が起こっているのである。そう考えると、自然に作られた描き方という可能性も考えられる。親から子へ連鎖を繰り返し、多くの描き方が淘汰され、最もそれらしく描ける方法が残ったという説だ。またそれは、親から子へ、またその子が親になり子へ伝える、という止めることのできない連鎖が生まれていることを示している。知らず知らずのうちに覚えて、知らないうちに教えているのだ。そうなると親と言う絶対的な存在から習ったものは、正解とされ生きていく。その考えが間違いだということは不正解になり、それを理解しがたいし理解したくないというのが子どもの心情とも言える。この刷り込み教育には良い部分と悪い部分がある。良い部分としては、ある程度の共通理解（描いているものが他人にも解かるもの）がはかれる。他人とほぼ同じものを描ける。大きな力の差が出ない。時間がかからない。ある時期の子ども（7～9歳「様式化の段階」）が描くことは褒められる事である。悪い部分とは、イメージによって別次元の形を作り出すため、実際にある物を無視して「見る」という事を怠る。むしろ、怠っていると言うよりは気が付いていないと言うべきかもしれない。使い分けが出来るとなれば、概念画を描くことに問題はないが、概念画しか描けない大人になるのが問題である。では、現在多くの子どもが陥ってしまっている刷り込み的な画法（概念画）は後にどのような影響や問題を与えるだろうか？これは、物や形の本当の姿に気付けず、自然を説明することができなくなってしまう事に繋がる。そして、モノの仕組みを理解しないまま、描こうとしてしまい辻褄の合わない絵ができあがる。しかも、辻褄が合っていないことにも気付く事が出来ない。指摘されるとすぐに解かる事なのに自分自身では発見出来ずにいるのだ。また、好きな絵を描けといわれて描けない子どもが増える。この何を描いたらいいかわからない子どもの心情は、おそらく実際に描きたいものがあったとしても、自分の技術に自信がなく完成できないと思っているか、またはそれを他人に見せることが恥ずかしいと感じているのであろう。「知らないし、覚えていないから描けない」という答えを返すようになってしまう。そうならないためにも、自信を付けるためにも観察し経験するのだ。経験がものを言うというより、この場合は経験が物を描くことだ。そうすることで、概念画から脱却できるのだ。

では、この概念画氾濫の事態は、日本独特のことなのか、それとも外国の子供でも同じことが言えるのだろうか？もしこれが日本独特の事だとすると、マンガの影響は欠かせない一つであると考えられる。マンガは基本的には、色や音などを直接表現することは出来ない。そのかわりに、形や文字で表している。日本の文化として発展してきたマンガがあることから日本人の表現方法が独特であることも否定できない。しかし、今まで出てきた例とは違うが幼少期における窓の描き方は世界共通という事実がある。これは家にある窓の描き方のことで、4角形を4等分するように十字を描く（田んぼの田の字のような）というものだ。この事実からすると、多くの概念画は幼児画の表現方法として世界共通で存在しているように見える。では、世界的に刷り込み連鎖の流通が行われていることになるとはだろうか？このような刷り込みの連鎖の流通は否定も証明もする事はできないが、概念画を描く要因が他にもある。

概念画は先に述べた、描画の発達段階でいうと7～9歳「様式化の段階」にあたるだろう。この「様式化の段階」は、一定の様式をもつようにすることを言う。特に芸術作品などで、事物を単純化・類型化しながら表現に様式上の特性を与えることである。ようするに、絵を記号化したり図式化することであり、大人の絵への発達の途中段階である。

そこから考えられる事は、多くの子供は描画の発達段階として途中にいるということだ。ほとんどの子どもが途中段階にいるということだろうか？おそらく「様式化の段階」には該当せずに途中で止まってしまっている子どもも多くいるはずだ。むしろ大人の場合、間違いなく発達の途中段階で止まっているという事になる。しかし、場所や状況による使い分けが行われているのかもしれない。先に述べた「お絵かきしりとり」でもわかるように、概念画と写生画の使い分けが大人の場合は行われている可能性は大いにある。だが、子どもの場合は、幼児期に使い分けが行われているとは考えにくい。幼児期の概念画は、刷り込みの画法の連鎖と描画の発達途中という、どちらの影響だけとは言い難く、それぞれが混ざりあって、さらに環境などのいろいろな要因によって、このような事態になるのかもしれない。

結論 ～指導・素材・環境～

私達は、指導者として何をすべきなのだろうか。もし途中で幼児描写の発達が止まってしまっているという事であれば、それはやはり指導者の力量不足と言うことになるのかもしれない。指導者とは、保育士や保護者だけでなく幼児に接する全ての大人の事を指している。自分では気付かないうちに指導者になってしまうのだ。子ども達は、周りにある沢山の物や周りにいる沢山の人など多くの影響を受けて成長していく。その中でも指導者が用意できるものとして素材や環境がある。

素材についても考えてみる。初めて行う美術と言えは絵画だろう。そして、初めに使う画材はクレヨンなど危険でなく力や難しい動作がなくても使う事が出来るものを使用する。その後、サインペンや色鉛筆、絵具など様々な画材を使う事が出来るようになる。

ところが、絵の具が苦手という子どもが多くいる。絵の具は失敗するから苦手という子どもに理由を聞くと、「色が混ざる、塗るのが難しい」と答える。ある意味、絵の具の持つ特性（混色可能）という優れている部分を真逆に捉えてしまっている。絵具は、色が混ざりあって違う色を作ることができる。単色では描くことができない素材を微妙な色遣いで表現することができる。多くの子供は、色鉛筆やクレヨンが好きである。子供が色鉛筆を好きなのは、使い慣れているエンピツに近い感覚で使う事が出来て、色の強弱がつけやすいからだろう。そして、決まった色をそのまま塗ることが出来るのも理由の一つになっている。またクレヨンが好きな理由も、色が混ざりあう事がなく、クレヨン自体の色がそのまま絵で使えるというところだろう。これは、幼いころから様々な画材を使わずに過ごしてしまっていることが原因ではないだろうか。

この話に関連している文章がある。

「4歳以前の描画経験の少ない前者は概念的にはできあがっているとはいえ、絵がぎこちなく、いじけていて、画面でのおさまりもよくない。これは概念の制御によるものと考えられる。それに反し後者は、概念的には不十分であるが、よどみなく流れるような線で描かれ、画面構成もしっかりしている。」【幼児絵画製作の指導法・岩田弥富著・P93】

上記で述べているのは、前者の幼児期の描画経験が少ない子供と、後者の幼児期の描画経験が豊富である子どもに同じ条件で絵を描かせた実験の話である。つまり、より早い段階で画材を使って描か

せることは、描画技術だけでなく表現力や感性に大きな影響があるようだ。

また環境について考えると、幼稚園や保育園は子どもを育てるための専門的場所ではなく、日々の生活を共にすることで様々な発見させる事が出来る環境づくりの場所と考えた方が良いかもしれない。直接経験することで他の事では出来ないものを得ることが出来る。それは、絵を描く事が画用紙に向かうだけではなく、経験する事で描くことが成長するというものと同じである。考察力や発想力も、経験でしか得ることが出来ないかけがえのない財産になる。また、いろいろな経験は子ども達だけで出来るよう出来ないものでもあるため、大人たちが導いてやることも時には必要である。ここで気を付けなければいけないのが大人の偏った都合や理屈に照らし合わせて、子どもの絵を縛り付けたり否定したりしてはいけない事だ。教えることの中には、自然から学ぶべきものがたくさんある。自然は完成された美の形であり、無駄な物がまるで無いデザインの境地と言ってもよいものだ。つまり、美術やデザインの原点がそこにはある。それを学ぶためには観察力を身につけることが大変重要である。そうすることで、しっかりと「物を見る目」が訓練され概念画ばかりを描くということがなくなる。気づかせることで、何故こうなっているのか？子どもは、実物を観察したり、原理について理解したり、モチーフについてよく探究すると自分の描いたものとの違いを見つける。それが、1回で終わってしまっただけでは意味がない。続けて気付かせることで、他の物に対しても観察するということから始めるようになる。これが「物を見る目（観察力）」を身につけるということである。大げさに言えば、今まで囚われていたものから解放されるのだ。やがて、この事を通して広い視野が生まれ、自ら観察しながら発見していく力を手に入れることになる。想像力（想像する能力や、心の働き）を養うために大切なことに観察力という能力がとても重視される。観察力が発展していくと自ずと想像力が生まれてくる。また、想像力を追及する過程にも観察力が必要になってくるというように、お互いに関連深いものである。多くの物を知っていなければ創造することも難しい。なぜならば、知っている物からの連想や発見が創造には欠かせないものであるからだ。記憶もそれぞれの力に大きく影響をしている。そして、それを形にするのが表現力である。

バウハウスの初代校長である建築家ワルター・グロピウスは『芸術は与えられるものではない。デザインはそれが考案されたものであろうと、本能的に想像されたものであろうと、個人の好みによるものである。しかし、たとえわれわれの芸術と称するものが、教わることも学ぶこともできないものであるとしても、その原理や知識や、手の正確さは学ぶことができる。』【幼児絵画製作の指導法・岩田弥富著・P23】と言っている。つまり、手の器用さを鍛えることは出来るが、根本にある美術感覚を教わることは出来ないということだ。逆に言えば、表現力は学ぶことが出来るが、その基礎になる観察力や想像力は幼児自らが発見、経験していかなければならない。

私は、この年齢になっても「物を見る目（観察力）」を実感する事がある。それは、何か新しい事を始めたり、知った時である。今まで気付かなかった事や物など、自分が生活している中にすでに存在していてそれ自体があっただけに見ていたのに見ていなかったような不思議な感覚になる。知らない事は、盲点のような事かもしれない。しかし、知ることで世界がまるで違うものなるのだ。今まで目に付かなかった物が目に付きだし、興味をさらに引き立てて、まるで宝島のような気にもなる。そして、時間が経過すると自然と感覚が薄らいでいき、それは「当たり前」になる。これを繰り返すことで「物を見る目」が経験や知識となっていくのだろう。

環境の影響としてこのような文章がある。

『4～5歳頃になって絵が描けない子や積極的に行動のできない子はほとんど例外なしに落書きを禁止されたものである。また、1つの絵を描けるようになった時、他の新しい刺激が用意されていないことも一般的な傾向であり、特定の概念画しか描けない子はそのため生じるのである。』【幼児絵画製作の指導法・岩田弥富著・P34】

この話に出てくる、落書きを禁止されるという事は想像力や探究心を禁止してしまうようなもので大人の都合や理屈だけで子どもの成長を妨げてしまっているのだ。落書きというのは、2～4歳頃「なぐりがきの段階」に当たると思われる。つまり、この話を正しいとするのであれば2～4歳頃「なぐりがきの段階」の部分に概念画は深く関係していることになる。なぐりがきは、英語でスクリブル(Scribble)と言い、手や腕の運動と感性などに大きな影響や刺激をあたえる世界共通の幼児画である。具体的には、腕を反復して動かす軌道の上に線を描いたり、ぐるぐると円を何重にも描いたりするような、あまり意味や意図を持たない絵である。特に、大人が見ると何を描いているのか理解に苦しむ絵となることだろう。その結果、落書きを禁止する親が現れてしまったのであろう。しかし、子どもが自発的にする行動に意味のない事などないはずである。もちろん、幼児に絵を描かせるには場所や道具や時間などの事前の用意が必要となる。ほんの少しの努力や工夫によって子ども達の物の見かたや人生観までも変えることが出来るのであれば、そのことは怠ってはならないのではないだろうか。先にも述べたように、指摘されて知ることと、自分で発見して知ることでは全く意味が違う。つまり、指導者には直接すぎる指導は逆効果であるため、探究心や発見へと導くことが求められている。この導きや配慮をするのが指導者の役目でもある。

そもそも私たちにとって美術や絵画は、大変身近なものであった。誰でも幼い頃には絵を描いていた。そして、次第に大人になるにつれて美術に近づく者と離れる者に分かれていく。それは、もちろん当たり前の事であり、そうでないと不自然なくらいだ。しかし、その大人になる前に「物を見る目」を育てなければ決して身に付くことがなくなってしまうのは、これまでの話で分かるだろう。そのために、美術教育があり美術指導が行われている。その中でも、より重要なものが幼少期における美術教育である。幼児期の子ども達は、さまざまな事において成長や進歩など著しい変化が生じる時でもある。それに伴い「指導者」の指導力や経験値が子ども達に大きな影響を及ぼす。そして、その「指導者」とは幼児の周りにいる全ての人達を指している。指導するには、まずは誰もが「指導者」に成り得るという事を意識する必要がある。そうすることで、子ども達への接し方も変わってくるはずだ。「指導者」の意識が変われば、子ども達の発想や感覚や考え方が変わってくるのだ。子ども達の周りにある環境や素材や体験こそが「概念画」から脱却し「物を見る目」を養い、成長することが出来るようにするのだ。これは美術だけに限ったことだけでなく、私たち大人は子ども達にたくさん見えなかったことを見せてあげるのが役目の一つであるはずだ。そして、やがて「物を見る目」を持った子ども達が大人になり、美術の見方も少しずつ変わっていき、観衆全体の「物を見る目」も進歩する事で美術そのものにも大きな影響や進化、ひいては社会における文化活動の発展に繋がる事に間違いないだろう。また、その中にこそ美術の存在意義があるのではないだろうか。

【参考文献】

- ・ 子どもの絵・ローウェンフェルド著
- ・ 幼児絵画製作の指導法・岩田弥富著

【インターネットサイト・ホームページ】

- ・ ウィキペディア 太陽神 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%AA%E9%99%BD%E7%A5%9E>
- ・ 太陽神学研究会 <http://homepage2.nifty.com/nihonshingaku/index.html>

業 績 一 覧

以下に掲載するものは、2009年4月から2010年3月までに本誌以外に発表した原著および著書である。

教 授 安 田 尚 道

社会的排除と企業の役割（共著，同友館，2009.12）Pp.107-168、Pp.223-261

教 授 三 宅 光 一

ドイツ新聞に見られる宮崎駿監督（単著，筑波ドイツ文学会第25号，2009.12）Pp.89-118

教 授 宮 田（伊藤）久美子

色彩学入門-色と感性の心理（共著，東京大学出版会，2009.4）Pp. 102-122

2色配色の感情効果と性格特性との関係（共著，日本色彩学会誌33巻SUPPLEMENT（2009），2009.5）Pp.34-35

肌色を含む2色配色の感情評価（単著，日本繊維製品消費科学会2009年度年次大会研究発表要旨，2009.6）Pp.54-55

2色配色の感情効果に及ぼす明度差と彩度差の正負関係の効果（共著，日本心理学会，第73回大会研究発表要旨2009.8）P. 564

教 授 村 松 俊 子

シェイクスピア ソネット詩篇（単著，弓書房鷹プレス，2009.4）P.176

教 授 大 武 茂 樹

現代学校教育論（共著，日本文化科学社，2009.6）Pp.107-116

教 授 紙 透 雅 子

スポーツルール・審判問答集（共著，ぎょうせい，2009.9）Pp.1601-1656

准教授 小 城 和 朗

EUと植民地問題-アフリカの脱植民地化に直面するフランス（単著，常磐国際紀要第14号，2010.3）Pp.121-141

准教授 鈴木 康 弘

子どもと保護者に有益な運動遊びプログラムの検討（単著，日本保育学会第62回大会発表論文集，2009.5）P.67

「両足連続跳び越し」における動作エラーの実態とエラー（共著，日本体育学会第60回記念大会・予稿集，2009.8）P.100

2008年度の全国調査からみた幼児の運動能力（共著，日本体育学会第60回記念大会・予稿集，2009.8）P.101

2008年の全国調査からみた幼児の運動能力（共著，体育の科学第60巻第1号，2010.1）Pp.56-66

准教授 福 田 洋 子

遊びを見つめて-学びを探る-（共著，茨城大学教育学部附属幼稚園研究紀要25，2010.2）P.113

専任講師 木 村 由 希

親子の育ちを支える子育て支援について(2)（共著，日本保育学会第62回大会発表論文集，2009.5）P.397

助 教 大 内 晶 子

自ら学ぶ意欲の測定とプロセスモデルの検討（共著，筑波大学心理学研究第38号，2009.5）Pp. 61-71

自ら学ぶ意欲と創造性の関係（共著，筑波大学心理学研究第38号，2009.5）Pp.73-78

注意捕捉とそのメタ認知に関する発達の検討（共著，日本心理学会第73回大会発表論文集，2009.8）P.720

幼児の非社会的遊びと自己制御機能との関連（2）-遊び観察尺度（POS）を用いた検討-（共著，日本教育心理学会第51回総会，2009.9）P.637

助 教 海老名 悠 希

声にあらわれたストレス：臨床動作法による改善報告その（2）：クライアントによるセッションの振り返りを受けて（単著，日本臨床動作学会第17回学術大会発表論文集，2009.10）Pp.28-29

助 教 鈴 木 範 之

器楽導入時における授業づくりに関する一考察（単著，茨城キリスト教大学大学院，おおみか教育研究，2010.3）Pp.7-12

Bulletin of Tokiwa Junior College

No.39

Contents

Articles

- MIYATA Kumiko : A Study on the Affective Effects of Color Combinations in
Clothing 1
- OH-UCHI Akiko : The Relation between Young Children's Self-regulation and Parenting
Skills of their Parents: Differences in Gender and Grade. 11
- SUZUKI Yasuhiro , KIMURA Yuki and ENAMI Junko : Japanese Kindergarten
Education Guidelines: A Framework Proposal for Evaluating Growth of Young
Children 21
- KAMISUKI Masako : Progressions and Prospects on Video Umpire System in the Game
of Hockey 29
- MIYAKE Mitsukazu : The Battle of Intelligence between Japan and USA
— “The Naval Otsu (乙) Affair” and the Others (1) 45
- TAKIGUTI Yasuyuki : Kakinomoto Hitomaro's Songs for Hunting Play and his
Knowledge of “Raiki (禮礼)” —Focused on the Thinking Way of the Sun and
the Moon 76

Notes

- SUZUKI Noriyuki : A Consideration of Musical Grammar Teaching in Schools
for the Training of Kindergarten Teachers and Childcare Workers 87
- INABA Akira : In Contemporary ‘Art Education’ and ‘General Idea Drawing’ 97

Tokiwa Junior College
April 2011